

税制関係資料

財務省主税局

目 次

税政の現状と今後の課題

(1ページ)	目次	4
(2ページ)	1. 税財政の現状	5
(3ページ)	一般会計税収の推移	5
(4ページ)	一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	6
(5ページ)	普通国債残高の累増	6
(6ページ)	財政収支の国際比較（対 GDP 比）	7
(7ページ)	債務残高の国際比較（対 GDP 比）	7
(8ページ)	2. 経済社会の構造変化と税制のあり方	8
(9ページ)	経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抄）	8
(10ページ)	岸田内閣総理大臣から政府税制調査会への「諮問」（令和3年11月12日）	9
(11ページ)	政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（令和元年9月）の概要①	9
(12ページ)	政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（令和元年9月）の概要②	10
(13ページ)	政府税制調査会・有識者ヒアリング	10
(14ページ)	政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」（平成12年7月）	11
(15ページ)	政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」（平成12年7月）	11
(16ページ)	3. 所得税	12
(17ページ)	(1)所得税の概要	12
(18ページ)	所得税収の推移	13
(19ページ)	近年の個人所得課税の主な見直し	13
(20ページ)	個人所得課税の実効税率の推移（単身の給与所得者）	14
(21ページ)	個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）	14
(22ページ)	申告納税者の所得税負担率	15
(23ページ)	申告納税者の所得税負担率	15
(24ページ)	申告納税者の負担率（所得税＋社会保険料）	16
(25ページ)	(2)NISA・スタートアップ関連税制	16
(26ページ)	経済財政運営と改革の基本方針2022（抄）	17
(27ページ)	NISA 制度（少額投資非課税税制）の概要（～令和5年まで）	17
(28ページ)	NISA 制度の見直しについて（令和6年～）	18

(29ページ)	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」におけるスタートアップ関連記述抜粋	18
(30ページ)	エンジェル税制の概要	19
(31ページ)	(3)企業年金・個人年金等に関する公平な税制構築	19
(32ページ)	老後の備え等に対する自助努力（資産形成）への主な支援措置の現状（イメージ）	20
(33ページ)	各国の私的年金税制等について（原則的な取扱いを示したもの）	20
(34ページ)	4. 相続税・贈与税	21
(35ページ)	令和4年度税制改正大綱（抄）	21
(36ページ)	年代別 金融資産保有残高について	22
(37ページ)	相続税の申告から見た被相続人の年齢構成比	22
(38ページ)	我が国の相続税と贈与税の関係	23
(39ページ)	相続税の負担率と贈与税の負担率の比較	23
(40ページ)	我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較	24
(41ページ)	相続税の計算の仕組み	24
(42ページ)	贈与税の概要	25
(43ページ)	相続時精算課税制度	25
(44ページ)	5. 法人税	26
(45ページ)	法人税収の推移	26
(46ページ)	これまでの法人税制における対応①	27
(47ページ)	これまでの法人税制における対応②	27
(48ページ)	これまでの法人税制における対応③	28
(49ページ)	主な企業向け租税特別措置	28
(50ページ)	令和4年度末までに適用期限等が到来する法人税関係特別措置	29
(51ページ)	与党税制改正大綱（令和3年12月10日）（抄）	29
(52ページ)	所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）	30
(53ページ)	研究開発税制（全体像）	30
(54ページ)	デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設	31
(55ページ)	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設	31
(56ページ)	賃上げ促進税制	32
(57ページ)	中小企業における賃上げ促進税制	32
(58ページ)	6. 国際課税	33
(59ページ)	新たな国際課税ルールについて	33
(60ページ)	第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）	34
(61ページ)	第2の柱（グローバル・ミニマム課税）	34
(62ページ)	第2の柱（所得合算ルールのイメージ）	35
(63ページ)	新たな国際課税制度に係る今後の検討スケジュール	35
(64ページ)	7. インボイス制度への移行	36
(65ページ)	適格請求書等保存方式（インボイス制度）について	36
(66ページ)	インボイスと事業者の取引	37

(67ページ)	インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について	37
(68ページ)	円滑な移行に向けた取り組み内容	38
(69ページ)	インボイス制度への対応に関するQ & Aについて（概要）	38
(70ページ)	独占禁止法等において問題となる行為	39
(71ページ)	これまでの主な取組	39
(72ページ)	デジタルインボイスを実現する（Peppol（ペポル）とは？）	40
(73ページ)	デジタルインボイスを実現する（Peppolを採用している海外での「声」）	40
(74ページ)	8. 納税環境整備	41
(75ページ)	電子帳簿等保存制度について	41
(76ページ)	電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止（令和3年度税制改正）に関する宥恕措置について	42
(77ページ)	記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性①	42
(78ページ)	記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性②	43
(79ページ)	さいごに	43

税制の現状と今後の課題

令和4年9月14日

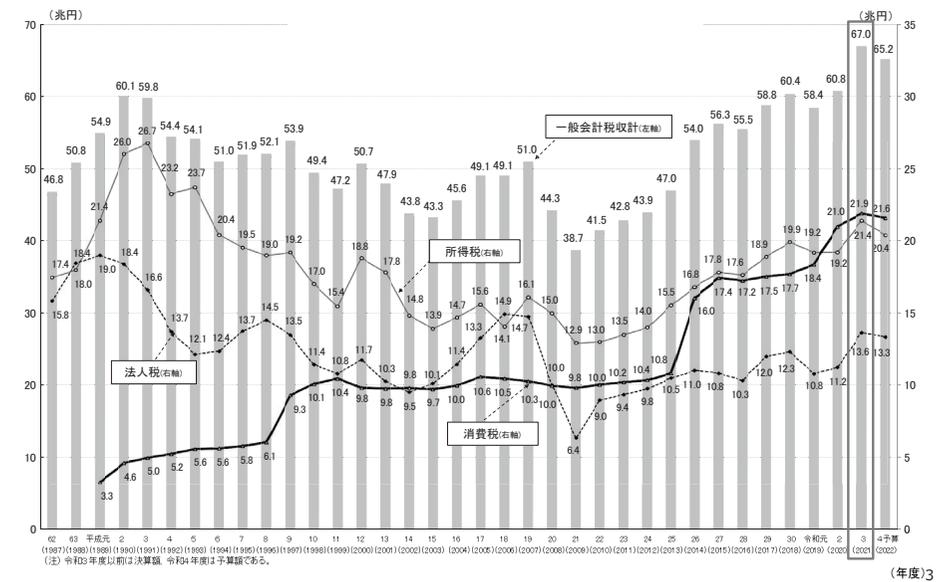
(1 ページ)

目次

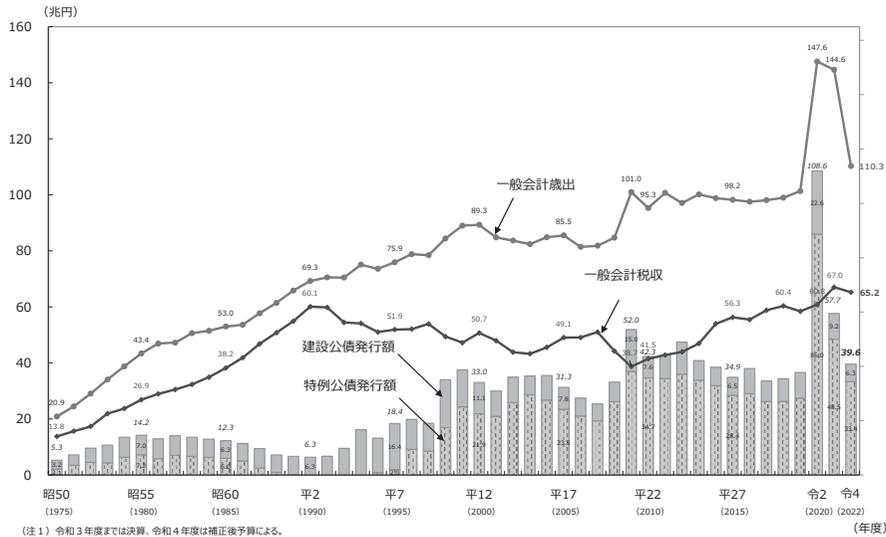
1. 税財政の現状	P. 2 ~
2. 経済社会の構造変化と税制のあり方	P. 8 ~
3. 所得税	P.16~
4. 相続税・贈与税	P.34~
5. 法人税	P.44~
6. 国際課税	P.58~
7. インボイス制度への移行	P.64~
8. 納税環境整備	P.74~

1. 税財政の現状

一般会計税収の推移



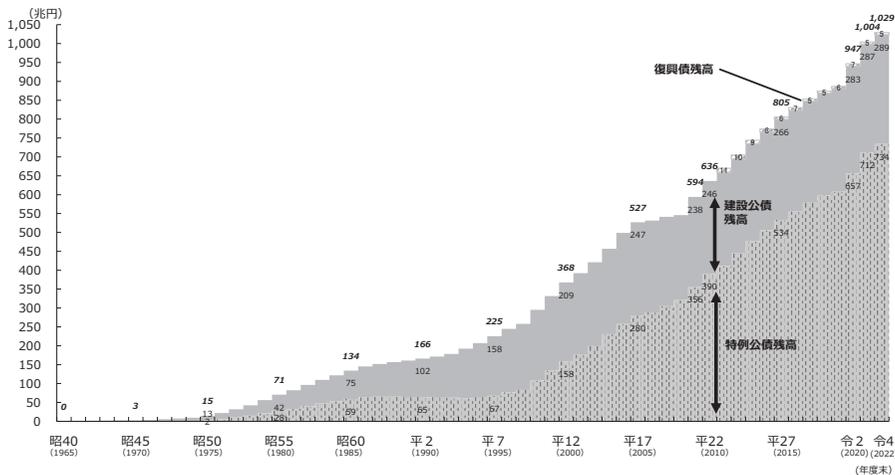
一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(注1) 令和3年度までは決算、令和4年度は補正後予算による。
 (注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行われた減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

普通国債残高の累増

○ 普通国債残高は、累増の一途をたどり、令和4年度末には1,029兆円に上ると見込まれています。



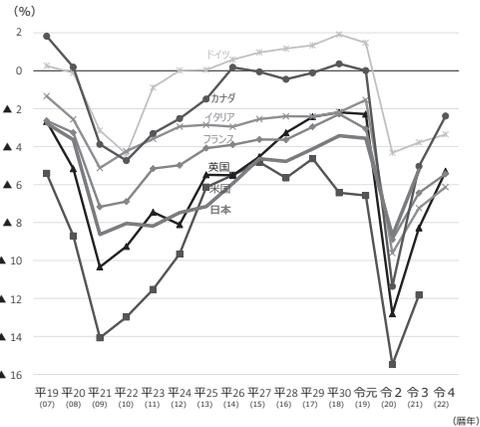
(注1) 令和2年度末までは実績、令和3年度末は補正後予算、令和4年度末は補正後予算に基づく見込み。
 (注2) 普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高、特例公債残高は、昭和40年度に発行した繰入補償債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特別公債及び年金特別公債を含む。
 (注3) 令和4年度末の翌年度借換のための前倒借換限度額を除いた見込額は1,009兆円程度。

財政収支の国際比較（対GDP比）

○ 財政収支は、平成20年（2008年）秋のリーマンショックの影響により、他の主要国と同様に悪化しました。その後、我が国の財政収支は改善傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年（2020年）はリーマンショックを超える赤字幅となりました。

暦年	平19 (2007)	平20 (2008)	平21 (2009)	平22 (2010)	平23 (2011)	平24 (2012)	平25 (2013)	平26 (2014)
日本	▲2.8	▲3.6	▲8.6	▲8.0	▲8.2	▲7.5	▲7.2	▲5.9
米国	▲5.4	▲8.7	▲14.1	▲13.0	▲11.5	▲9.7	▲6.1	▲5.5
英国	▲2.7	▲5.2	▲10.3	▲9.3	▲7.5	▲8.1	▲5.5	▲5.5
ドイツ	0.3	▲0.1	▲3.2	▲4.4	▲0.9	0.0	0.0	0.6
フランス	▲2.6	▲3.3	▲7.2	▲6.9	▲5.2	▲5.0	▲4.1	▲3.9
イタリア	▲1.3	▲2.6	▲5.1	▲4.2	▲3.6	▲2.9	▲2.9	▲3.0
カナダ	1.8	0.2	▲3.9	▲4.7	▲3.3	▲2.5	▲1.5	0.2

暦年	平27 (2015)	平28 (2016)	平29 (2017)	平30 (2018)	令元 (2019)	令2 (2020)	令3 (2021)	令4 (2022)
日本	▲4.6	▲4.8	▲4.1	▲3.4	▲3.6	▲8.7	▲5.2	-
米国	▲4.8	▲5.7	▲4.6	▲6.4	▲6.6	▲15.5	▲11.8	-
英国	▲4.5	▲3.3	▲2.4	▲2.2	▲2.3	▲12.8	▲8.3	▲5.3
ドイツ	1.0	1.2	1.3	1.9	1.5	▲4.3	▲3.8	▲3.4
フランス	▲3.6	▲3.6	▲3.0	▲2.3	▲3.1	▲8.9	▲6.4	▲5.4
イタリア	▲2.6	▲2.4	▲2.4	▲2.2	▲1.5	▲9.6	▲7.2	▲6.1
カナダ	▲0.1	▲0.5	▲0.1	0.4	0.0	▲11.4	▲5.0	▲2.4



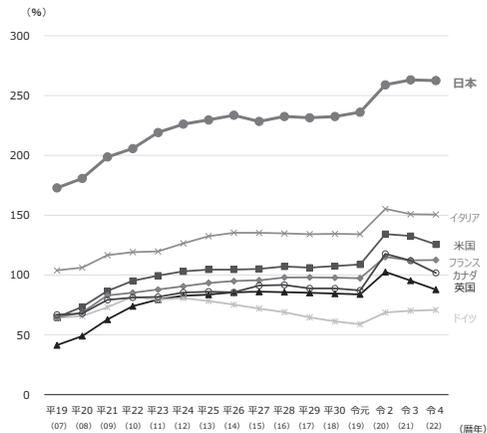
(出所) OECD "Economic Outlook 111" (2022年6月8日)
 (注1) 数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。ただし、日本は社会保障基金、米国は社会保障年金信託基金を除いた値。
 (注2) 日本は2021年、それ以外の国々は2022年が推計値。ただし、日本及び米国については、2022年の推計値は掲載されていない。

債務残高の国際比較（対GDP比）

○ 債務残高の対GDP比は、G7諸国のみならず、その他の諸外国と比べても突出した水準となっています。

<全世界における順位（176カ国・地域中）>

1	マカオ	0.0%	157	フランス	115.2%
2	香港	1.0%	158	カナダ	117.8%
⋮					
105	中国	68.1%	164	米国	134.2%
⋮					
107	ドイツ	68.7%	173	イタリア	155.3%
⋮			174	カーボベルデ	158.8%
148	英国	102.6%	175	ギリシャ	211.9%
⋮			176	日本	259.0%



※ 数値は令和2年（2020年）の値。

(出所) IMF "World Economic Outlook" (2022年4月)
 (注1) 数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。
 (注2) 日本、米国及びイタリアは、2021年及び2022年が推計値。それ以外の国は、2022年が推計値。

(8ページ)

2. 経済社会の構造変化と税制のあり方

8

(9ページ)

経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) (抄)

第4章 中長期の経済財政運営

1. 中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営

(税制改革)

経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。

骨太方針2021等も踏まえ、応能負担を通じた再分配機能の向上・格差の固定化防止を図りつつ、公平かつ多様な働き方等に中立的で、デジタル社会にふさわしい税制を構築し、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、税体系全般の見直しを推進する。納税環境の整備と適正・公平な課税の実現の観点から制度及び執行体制の両面からの取組を強化するとともに、新たな国際課税ルールへの対応を進める。

9

岸田内閣総理大臣から政府税制調査会への「諮問」（令和3年11月12日）

人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく。

こうした観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、公平かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、あるべき税制の具体化に向け、包括的な審議を求める。

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（令和元年9月）の概要①

※事務局作成

経済社会の構造変化

- 1. 人口減少・少子高齢化：**人口減少・少子高齢化は今後も一層進行し厳しさを増す。社会保障等の諸制度やそれを支える負担を見直していく必要。
- 2. 働き方やライフコースの多様化：**非正規雇用やフリーランスの拡大など働き方が多様化。多くの人々が育児や介護、転職や学び直しを含む多様な人生を送るようになり、ライフコースも多様化。特定の働き方等を前提とせず格差固定化につながらないよう、社会の諸制度を見直していく必要。
- 3. グローバル化の進展：**我が国経済は貿易立国から投資立国へ構造転換。デジタル化の進展はグローバル化を加速。企業活動は最適な国・地域に展開され、物理的拠点なき事業展開が可能となり、無形資産が付加価値の中核となるビジネスが拡大。気候変動問題など地球規模課題が顕在化。
- 4. 経済のデジタル化：**オンライン取引やシェアリングエコノミーが活発化。大量のデータを分析・活用する事業活動も拡大。それに伴い個人情報保護や課税等の面で課題。自動車は、CASE（ツナガル・自動化・利活用・電動化）の潮流の中、制度整備や社会的コストの負担のあり方等が課題。
- 5. 財政の構造的な悪化：**税収は過去最高となったが高齢化等の影響で拡大する歳出を賄えず、税制は財源調達機能を十分果たせていない。低い失業率やプラスのGDPギャップにも拘らず多額の財政赤字。地方税財政も引き続き厳しい状況。成長との両立を図りつつ歳出・歳入の改革が不可欠。

令和時代の税制のあり方

- 1. 人口減少・少子高齢化への対応**
 - ・専ら勤労世代の所得に負担増を求めていくことは自ずと限界。グローバル化が進む中、企業負担については国際競争力への影響も考慮する必要。
 - ・消費税は、国民が幅広く負担、所得に対し逆進的であるとの指摘がある一方、投資、生産、国際競争力、勤労意欲への影響や税収変動が小さい。
 - ・全世代型社会保障の構築に向け消費税率が10%に引上げ。人口減少・少子高齢化とグローバル化が進む中、消費税の役割が一層重要になっている。
- 2. 働き方やライフコースの多様化等への対応**
 - (1) 個人所得課税における諸控除の見直し**
 - ・働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要。
 - (2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築**
 - ・働き方の違い等により有利・不利が生じない私的年金の税制上の取扱い、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担等について検討する必要。
 - ・貯蓄・投資等に関する税制は、様々な制度が並立しており、制度間に差異が存在。退職後の生活の準備を支援する観点からの整理・簡素化が重要。
 - ・金融所得課税について、勤労所得との間の負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、総合的に検討していくべき。

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(令和元年9月)の概要②

※事務局作成

令和時代の税制のあり方

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応 (続)

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

- ・平成25年度税制改正における相続税の見直しの効果も踏まえつつ、資産課税が適切な再分配機能を果たしていくべく、不断の検討が必要。
- ・「老老相続」が増加する中、相続税と贈与税をより一体的に捉え、格差固定化を防ぎつつ、資産移転の時期に中立的な税制の構築を検討する必要。
- ・各種の贈与税非課税措置(時限措置)は、格差固定化につながりかねない側面。資産移転の時期に中立的な税制の構築とあわせ検討していく必要。

3. 経済のグローバル化やデジタル化等への対応

(1) グローバル化に対応した法人課税のあり方

- ・租税条約は課税関係の安定化や二重課税の除去等を通じ健全な投資・経済交流の促進に資する。租税条約ネットワークの質・量を更に充実するべき。
- ・課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる成長志向の法人税改革が行われ、我が国の立地競争力向上や企業の競争力強化が図られた。
- ・租税特別措置は、経済社会環境の変化に応じてゼロベースで見直し、真に必要なものに重点化することが重要。

(2) 国際的な租税回避への対応

- ・B E P S (税源浸食・利益移転) への適切な対処、自動的情報交換で取得した金融口座情報等の効果的な活用が必要。

(3) 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応

- ・物理的拠点なく事業を行う外国企業に適切に課税できないといった問題に対し、国際的な合意に基づく解決策を2020年までにとりまとめるべく、積極的な役割を果たしていくべき。

(4) 企業経営の実態を踏まえた連結納税制度の見直し

- ・企業が効率的にグループ経営を行い、競争力を充分発揮できる環境を整備するため、制度の簡素化により企業の事務負担を軽減する必要。

(5) 気候変動問題等への対応

- ・気候変動対策や、自動車の電動化や保有から利用へのシフトを踏まえ、エネルギー・自動車関係諸税について中長期的な視点に立った検討が必要。

4. デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現

- ・納税者利便の向上を図る観点から、マイナンバーやスマートフォンを活用した電子申告やキャッシュレス納付等を推進する必要。
- ・電子帳簿等保存制度の見直し等により、企業経営のICT化を後押しし、生産性の向上を促すことが重要。
- ・地方税共通納税システムの利用促進、地方税のポータルシステム(eLTAX)の機能強化、個人向け収納手段の更なる多様化を検討するべき。
- ・適正・公平な課税を実現するため、納税者に適正な情報開示を促す仕組みや、違法・不当な行為を抑止するための仕組み等について検討が必要。
- ・受益と負担に関する国民的議論を深めていくことが重要。子供達が税を考える機会を持てるよう租税教育の充実が必要。高等教育等での取組も重要。

5. 持続可能な地方税財政基盤の構築

- ・人口減少・少子高齢化をはじめ経済社会の構造変化に伴い、様々な課題が地域ごとに生じる中、地方公共団体が安定的に行政サービスを提供していくため、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する必要

12

政府税制調査会・有識者ヒアリング

開催実績 (令和4年)

- ・ 4月4日 「デジタル化が社会に与える影響」
宮田 裕章(慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教室 教授)、森川 博之(東京大学大学院工学系研究科 教授)、松尾 豊(東京大学大学院工学系研究科 教授)
- ・ 4月15日 「企業の成長や起業」
孫 泰蔵(Mistletee 創業者)、滝澤 美帆(学習院大学経済学部 教授)、星 岳雄(東京大学大学院経済学研究所 教授)
- ・ 5月17日 「働き方の変化」
大内 伸哉(神戸大学大学院法学研究科 教授)、濱口 桂一郎(独)労働政策研究・研修機構 研究所長)、平田 麻莉(一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会 代表理事)
- ・ 5月24日 「働き方の変化」
奥本 英宏(㈱リクルート 専門役員、リクルートワークス研究所 所長)、小室 淑恵(㈱ワーク・ライフバランス 代表取締役)、山口 慎太郎(東京大学大学院経済学研究科 教授)
- ・ 6月9日 「ライフスタイル・価値観」
石寺 修三(㈱博報堂 博報堂生活総合研究所 所長)、牛窪 恵(㈱インフィニティ 代表取締役)

有識者ヒアリングで提示された論点例

- ・ **DXの推進、企業の成長や起業の観点から**、企業の新陳代謝を容易にするるとともに、**労働市場の流動性を高めることが重要で、税制をはじめとする制度もそれに応じて見直ししていく必要。**
- ・ **コロナ禍で**、出勤を前提としないオンライン就業、首都圏と地方をまたぐ副業・兼業の可能性、週休2日にとらわれない就業スタイル等の**新しい働き方に広がり、この価値観の変化をチャンスと捉えて議論していくことが重要。**
- ・ **働き方が多様化する中で、働き方に中立な税・社会保障の仕組みの構築が求められる。** その際には、企業ではなく、**個人をベースにする発想も重要。** フリーランス事業者が増加する中で、定期的に就労・所得実態を捕捉する必要。
- ・ **子育て支援に必要な財源は、社会全体で負担をしていく必要。**
- ・ 「Z世代」等の**若い世代を中心とした新たな消費形態や志向は**、将来への不安に対するリスクヘッジの考えを反映したものであるが、**ポジティブに転換できるような仕組みを企業・社会が考えていくことが重要。**
- ・ **格差の拡大やデジタル化により、若い世代は自分たちよりも上の世代や上の階層に憎悪やギャップを感じる反面、同世代や似た階層には互助の精神を感じるようになってきている可能性。** 現在の、高齢者層は互助、若年層は自助重視という傾向は、今後混在していく可能性。

13

政府税制調査会「わが国税制の現状と課題 —21世紀に向けた国民の参加と選択—」 (平成12年7月)

第一 基本的考え方

一 租税の意義と役割

1. 公的サービスと租税

(1) 公的サービスと政府の役割

日々の生活に必要な様々な財やサービスが消費されています。この中には市場メカニズムに委ねておいては十分に提供されないものがあり、それらは政府が「公的サービス」として提供しています。外交、防衛や警察、消防、司法などは、誰もがその負担の有無にかかわらず便益を受け、ある人が便益を受けても他の人の便益を妨げないという性格から、市場からは全く提供されない可能性があります。また、生活や産業を支える基盤となる水道や道路などの社会資本、次代を担う人材を育成するための教育、安心できる生活を確保するための社会保障などは、市場のみに委ねた場合には必ずしも必要な量や水準が確保されないおそれがあります。

生命・財産を守り平和で安全な暮らしを確保するために、外交、防衛や警察、消防、司法といった公的サービスは、なくてはならないものです。これらは、およそ国というものが形成されるようになって以来その基本的な役割とされてきました。また、水道、道路といった社会資本は、便利で快適な生活を送ったり、産業を進展させ経済的に豊かな社会を築いたりしていくために、また、自然環境を守ったり災害を防いだりするために、重要な役割を果たすものです。さらに、教育によって子供たちが社会生活に必要な能力を取得していくこと、社会保障によって、貧しい人を社会全体で支えたり、病氣、障害、高齢などに伴う生活上の不安を取り除いたりすることなどを通じて、より安定した社会を築いていくことが可能となります。

以上のように、公的サービスは、家計や企業の働きを補完し、広く社会の構成員全体の利益に合う役割を果たしており、私たち国民は、日々、様々な公的サービスの便益を享受しています。公的サービスは、社会を形成し、その社会を安全で安心できるものとし、経済活動などを通じて豊かなものとしていく上で欠かすことのできないものです。

(注) 政府がどの範囲の公的サービスをどの程度提供するかは、最終的に国民が選択する問題です。政府の役割を、外交、防衛や警察、司法などに限定すべきという考え方（いわゆる「夜警国家論」）もありますが、現代では、その範囲は、国民の生命・財産を守ることに始まり、社会資本の整備、教育、社会保障、産業政策など、幅広い分野にわたっています。

14

政府税制調査会「わが国税制の現状と課題 —21世紀に向けた国民の参加と選択—」 (平成12年7月)

(2) 租税の基本的な機能

公的サービスは、このように国や社会を成り立たせるために欠かすことのできないものですが、その提供には費用がかかりそれを賄う財源が必要となります。様々な公的サービスの中には個人が受ける便益が明確なものがあり、そのような場合には手数料や保険料といった形で費用を賄うことになります。しかし、公的サービスは、基本的には社会の構成員が広く便益を受けるものですから、個人にとつての受益と負担とを直接結び付けることができない性格のもので、このため、公的サービスの費用は、価格を付けその対価を調達できないことから、直接の反対給付を伴わない租税という形で賄うことになります。

このように、租税の基本的な機能は公的サービスの財源を調達することにあります。租税は、社会を成り立たせるためになくてはならないものですから、民主主義社会では、社会の構成員である国民が自ら負担しなければなりません。また、公的サービスによる便益は社会の構成員が広く享受するものであることから、租税は皆で広く公平に分ち合うことが必要です。このようなことから、租税は「社会共通の費用を賄うための会費」ということができます。

(注) 租税の最も基本的な機能は以上のような公的サービスの財源調達機能ですが、経済社会との関連では、税制は所得再分配機能を担っているほか、経済自動安定化機能も有しています。

① 所得再分配機能

市場による所得や資産の分配は、遺産や先天的能力など個人の努力以外の要因による格差が存在することなどから、社会的に見て望ましいものになるとは限りません。税制は、個人所得課税や相続税の累進構造などを通じて、社会保障給付などの歳出とあわせて、所得や資産の再分配を図る機能を担っています。

② 経済自動安定化機能

個人所得課税や法人課税は、好況期には名目経済成長率の伸び以上に税収が増加して総需要を抑制する方向に作用し、不況期には逆に税収の伸びが鈍化して総需要を刺激する方向に作用することで、制度改正などを伴わず自動的に景気を安定化する役割（ビルトイン・スタビライザー機能）を果たしています。

15

(16ページ)

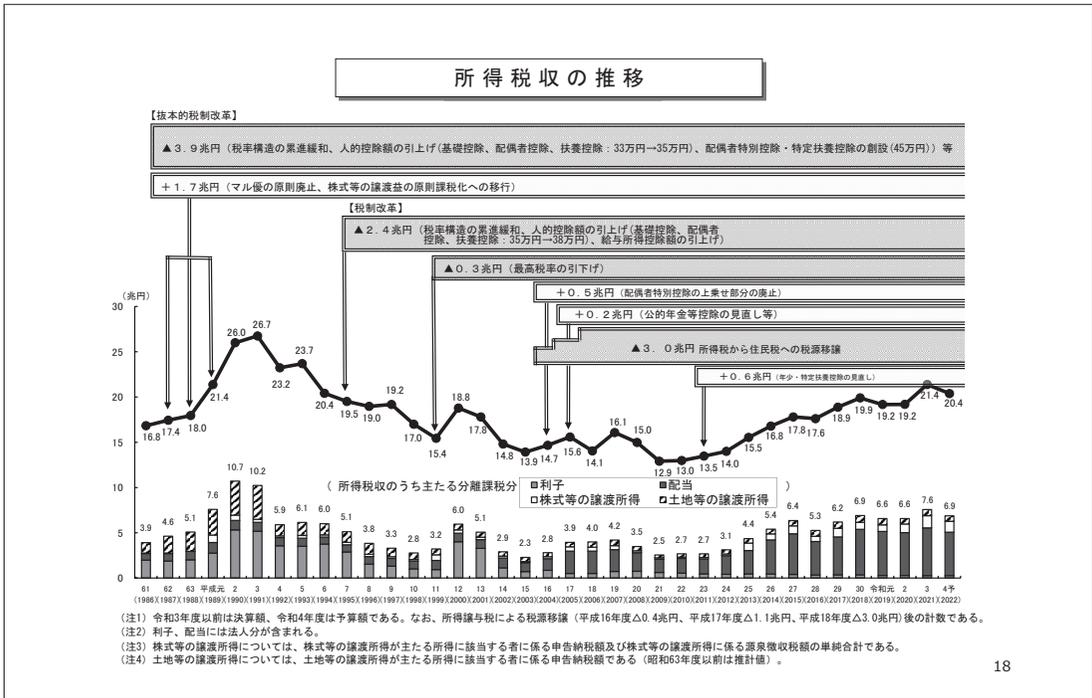
3. 所得税

16

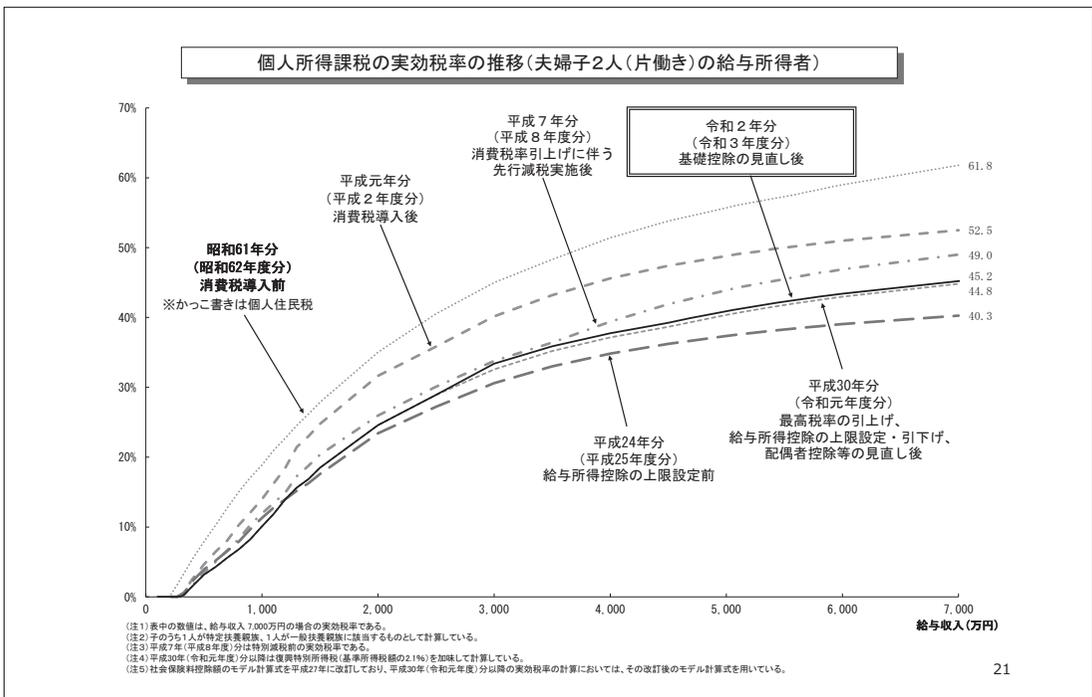
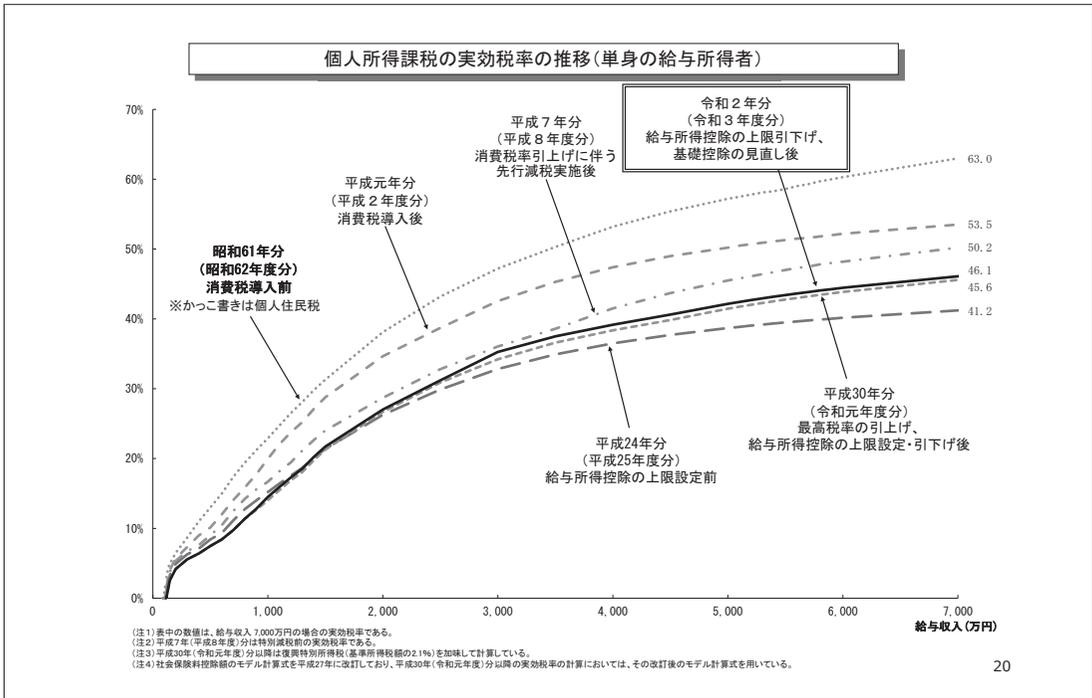
(17ページ)

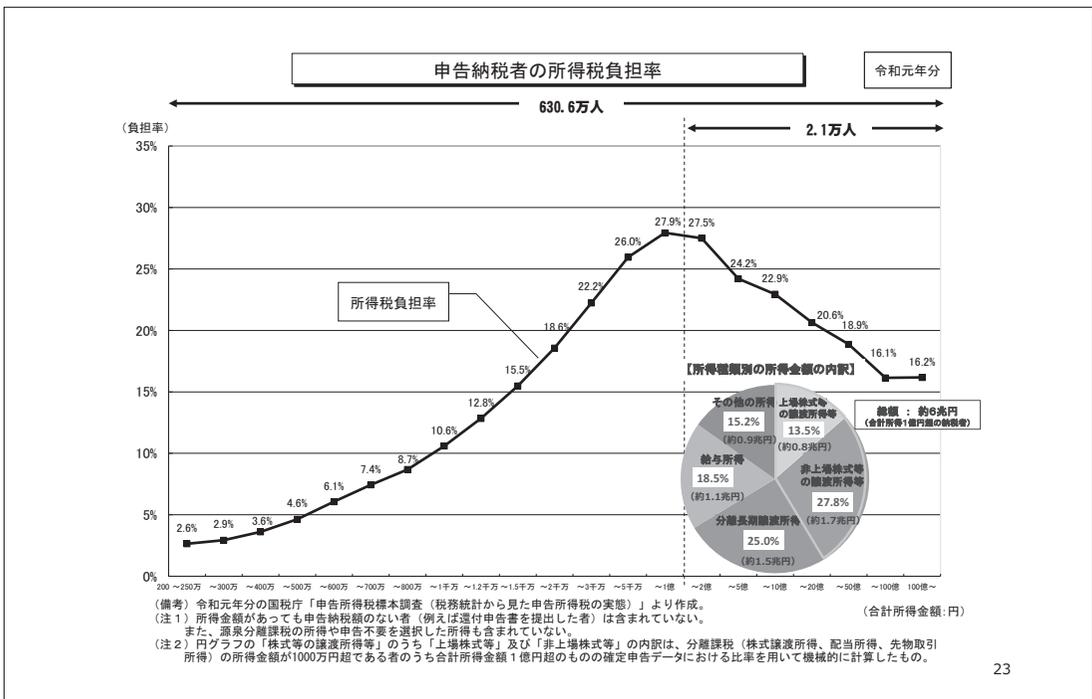
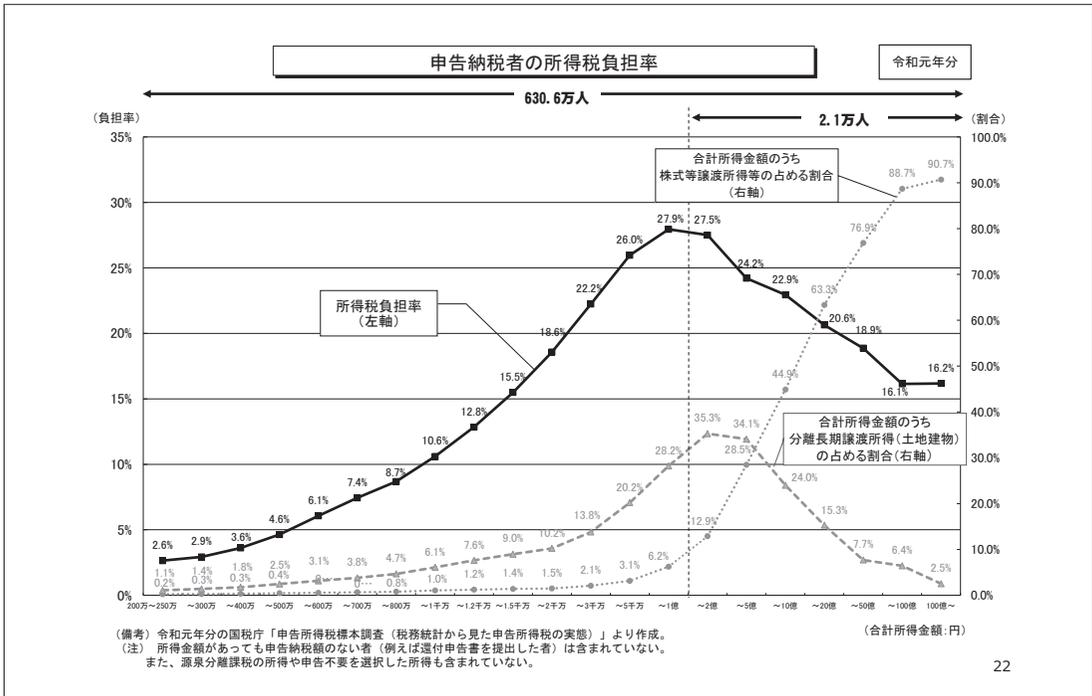
(1) 所得税の概要

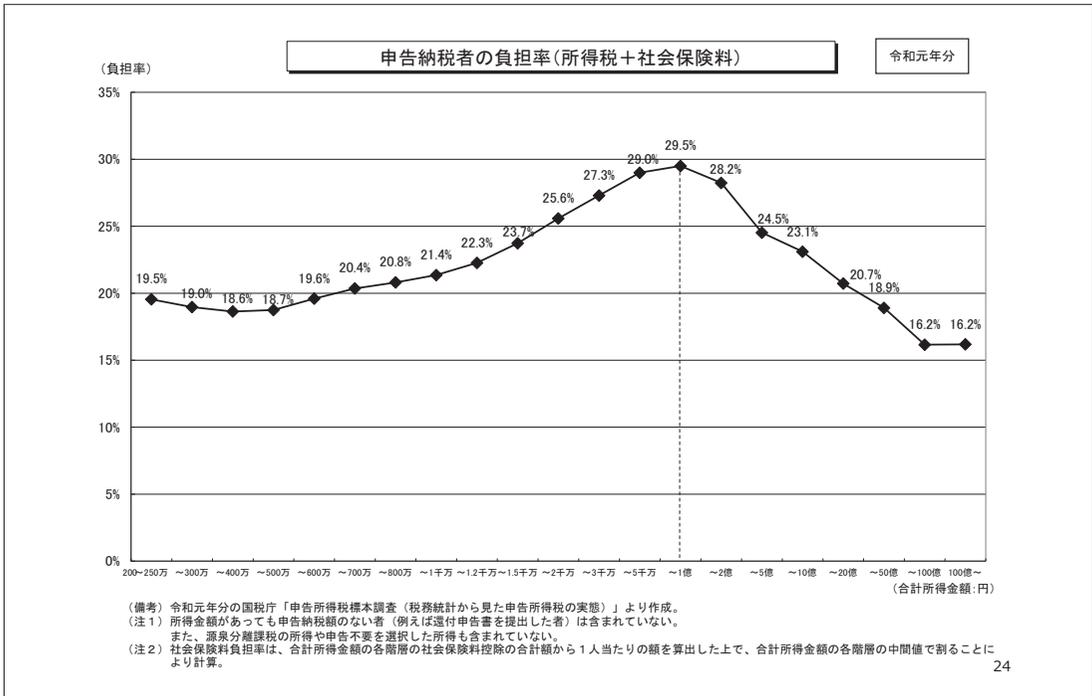
17



- ### 近年の個人所得課税の主な見直し
- H25改正**
 - **所得税の最高税率の引上げ (H27分～)**
 - ・所得税の最高税率を40%から45%へと引上げ(課税所得4,000万円超の場合)
 - **上場株式等の配当・譲渡益への本則税率適用 (H26分～)**
 - ・上場株式等の配当・譲渡益に適用されていた10%の軽減税率の特例を廃止し、20%の本則税率を適用
 - **NISAの創設 (H26分～)**
 - ・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(投資上限: 120万円×5年間)
 - H26改正**
 - **給与所得控除の見直し (H28分～)**
 - ・給与所得控除の控除額の上限の給与収入を1,500万円から1,000万円に引下げ
 - H27改正**
 - **個人型確定拠出年金制度の加入対象者の拡大(名称:iDeCo) (H29.1～)**
 - ・企業年金加入者・公務員等共済加入者・第三号被保険者を加入対象者に追加 等
 - H29改正**
 - **配偶者控除等の見直し (H30分～)**
 - ・配偶者特別控除が満額適用される上限の配偶者の給与収入を150万円に引上げ
 - ・配偶者控除等の控除額につき、合計所得金額900万円から遡減し、1,000万円で消失
 - **つみたてNISAの創設 (H30分～)**
 - ・非課税口座内の一定の公券等株式投資信託に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(投資上限: 40万円×20年間)
 - H30改正**
 - **給与所得控除等から基礎控除への振替 (R2分～)**
 - ・給与所得控除・公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替え
 - **各種控除の適正化 (R2分～)**
 - ・給与所得控除の控除額の上限の給与収入を1,000万円から850万円に引下げ
 - ・公的年金等控除の適正化(公的年金等収入が1,000万円超の場合の控除額に上限導入、年金以外の所得が1,000万円超の年金受給者の控除額の引下げ)
 - ・基礎控除の適用制限の導入(所得2,400万円超から控除額が遡減し、2,500万円で消失)
- 19







(2) NISA・スタートアップ関連税制

25

経済財政運営と改革の基本方針2022(抄)

令和4年6月7日
閣議決定

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点分野

(1) 人への投資

- ・（「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」）

我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充や、高齢者に向けたiDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

NISA制度（少額投資非課税制度）の概要（～令和5年まで）

- 家計の安定的な資産形成を支援する観点から、平成25年度税制改正において、NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）を創設。
- また、平成29年度税制改正において、少額からの積立・分散投資を促進するため「つみたてNISA」を創設。

	一般NISA	つみたてNISA
年間の投資上限額	120万円 (平成26・27年は100万円)	40万円
非課税期間	5年間	20年間
口座開設可能期間	平成26年(2014年)～令和5年(2023年)	平成30年(2018年)～令和19年(2027年)
投資対象商品	上場株式・公募株式投資信託等	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)
投資方法	制限なし	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
制度イメージ	<p>(単位：万円)</p>	<p>(単位：万円)</p> <p>(一定期間ごとに口座開設者に係る確認を実施)</p>

(備考)このほか、平成27年度税制改正において、若年層への投資のすそ野拡大等の観点から、「ジュニアNISA」を創設。(20歳未満【令和元年度改正】令和5年1月1日以後：18歳未満)の者が非課税口座を開設、年間の投資上限額：80万円、非課税期間：5年間、口座開設可能期間：8年間(平成28年(2016年)～令和5年(2023年))

NISA制度の見直しについて（令和6年～）		令和2年度改正
	新NISA いずれかを選択	つみたてNISA
年間の投資上限額	二階 102 万円 一階 20 万円 <small>〔原則として、一階での投資を行った者が二階での投資を行うことができる〕</small>	40 万円
非課税期間	二階 5 年間 一階 5 年間 <small>（一階部分は終了後に「つみたてNISA」に移行可能）</small>	20 年間
口座開設可能期間	令和6年（2024年）～令和10年（2028年）	平成30年（2018年）～令和24年（2042年）
投資対象商品	二階 上場株式・公募株式投資信託等 <small>（注）</small> 一階 つみたてNISAと同様 <small>〔別荘として、何らかの投資経験がある者が二階で上場株式のみに投資を行う場合には一階での投資を必要としない〕</small>	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 <small>（商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る）</small>
投資方法	二階 制限なし 一階 つみたてNISAと同様 <small>（単位：万円）</small>	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資 <small>（単位：万円）</small>
制度イメージ		

（備考）「ジュニアNISA」は延長せずに、現行法の規定どおり2023年末で終了。
（注）高レバレッジ投資信託など、一定の商品・取引について投資対象から除外。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」におけるスタートアップ関連記述抜粋

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 ～人・技術・スタートアップへの投資の実現～（令和4年6月7日閣議決定）

3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

(1) スタートアップ育成5か年計画の策定

規模拡大を重視する視点から、新規創業を重視する視点への転換を図り、新たな付加価値の創造を行う。
（中略）

スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵である。このため、以下の項目等について、実行のための司令塔機能を明確化し、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、5年10倍増を視野に5か年計画を本年末に策定する。（以下略）

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

(3) スタートアップ（新規創業）への投資

スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。

こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することにより、戦後の日本の創業期に次ぐ「第二創業期」の実現を目指す。このため、実行のための司令塔機能を明確化し、5年10倍増を視野にスタートアップ育成5か年計画を本年末に策定し、スタートアップ政策を大胆に展開する。

エンジェル税制の概要

投資段階の優遇措置

優遇措置①
(設立10年未満の企業が対象)

対象企業への投資額全額を
その年の株式譲渡益から控除
※控除対象となる投資額の上限なし

選択適用



優遇措置②
(設立5年未満の企業が対象)

(対象企業への投資額－2,000円)を
その年の総所得金額から控除
※控除対象となる投資額の上限は、
総所得金額×40%と800万円のいずれか低い方

※1 上記特例の対象となる企業は、その企業の事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なもの等として、一定の要件を満たすものをいう。

※2 投資方法としては、民法上の組合及びファンド経由の投資も含まれる。
また、認定ファンド及び認定クラウドファンディング経由の場合は、投資先企業に係る一部の要件が免除される。

※3 上記特例により控除した額は、株式の取得価額から差し引き、株式売却時に課税される。

譲渡段階の優遇措置

未上場ベンチャー企業株式の売却により損失が生じたときは、その年の他の株式譲渡益から、その損失額を控除可能。

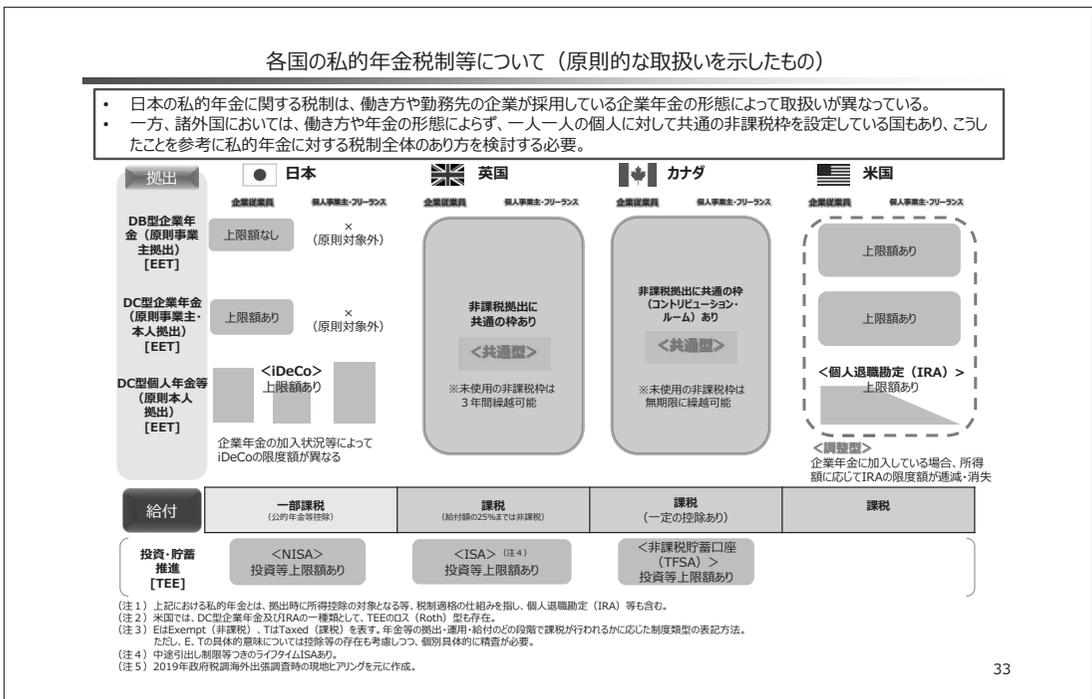
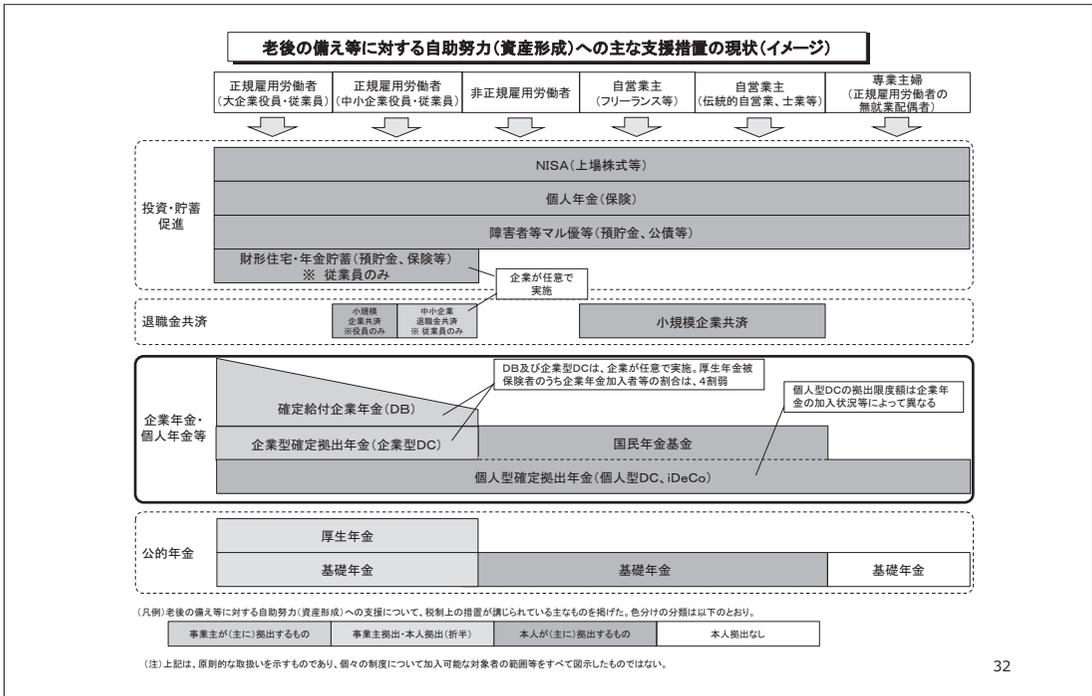
さらに、控除しきれなかった損失額については、翌年以降3年間にわたって、繰越控除が可能。

※ ベンチャー企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に3年間の繰越控除が可能。

30

(3) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制構築

31



4. 相続税・贈与税

令和4年度税制改正大綱（抄）

令和3年12月10日
自由民主党
公明党

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(2) 相続税・贈与税のあり方

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。

一方、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねない。

このため、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築していくことが重要である。

わが国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在しており、贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定されている。このため、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある一方で、相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっている。

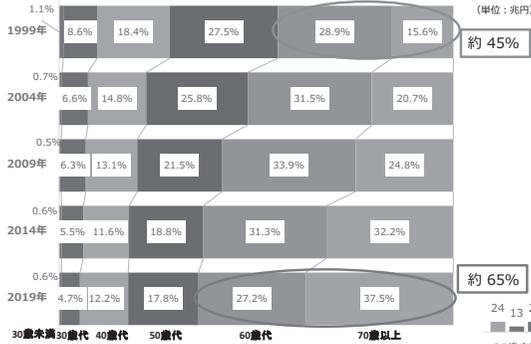
今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

あわせて、経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。

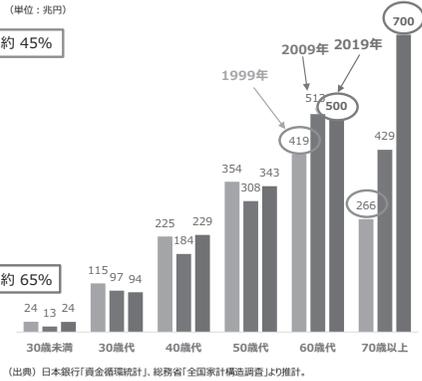
年代別 金融資産保有残高について

- 年代別の金融資産残高を見ると、この20年間で60歳以上の保有割合は約1.5倍に増加
- 足元では、個人金融資産約1,900兆円のうち、60歳以上が65%（約1,200兆円）の資産を保有

年代別 金融資産残高の分布の推移



年代別 金融資産保有総額

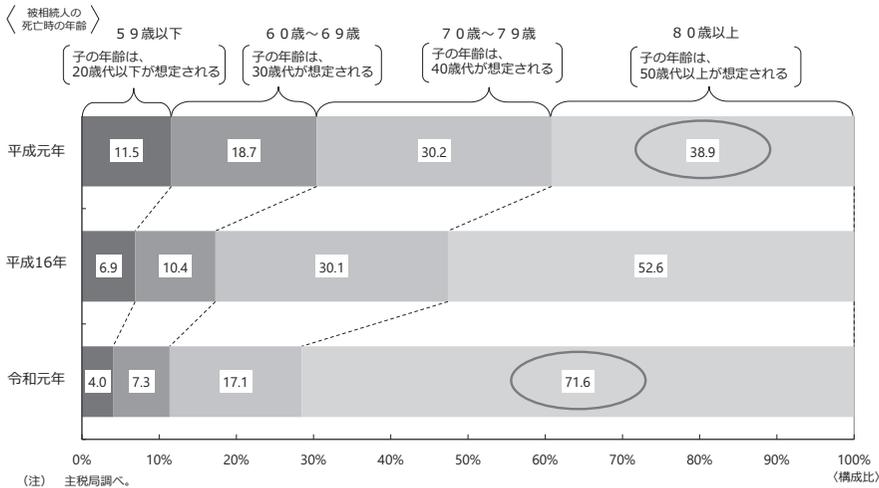


(注) 「金融資産」は貯蓄現在高（負債現在高控除前）による。なお、「貯蓄現在高」は、銀行その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計。
(出典) 総務省「全国家計構造調査」（二人以上の世帯）により作成。

(出典) 日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国家計構造調査」より推計。

相続税の申告から見た被相続人の年齢構成比

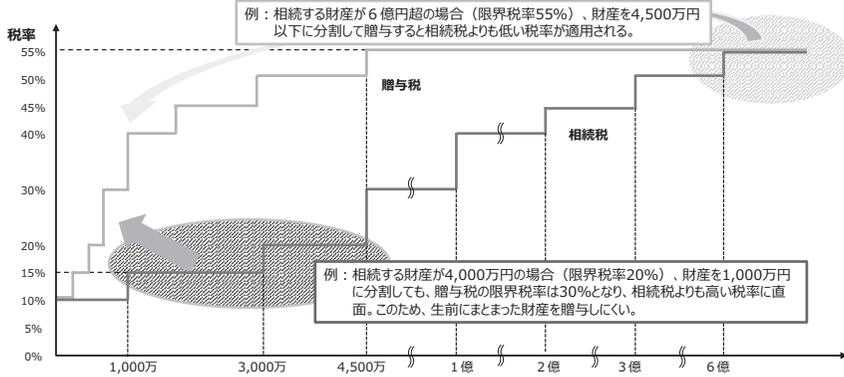
被相続人の高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加し、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況



(注) 主税局調べ。

我が国の相続税と贈与税の関係

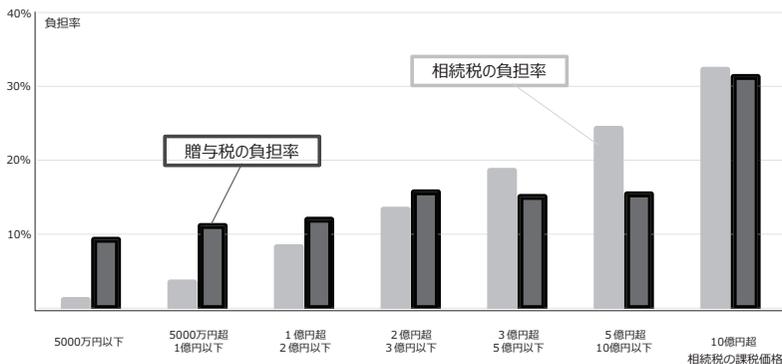
- 贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっている。
 - 実際、**相続税がかからない者や相続税がかかる者であってもその多くの者にとっては、相続税の税率よりも贈与税の税率の方が高い**ため、**若年層への資産移転が進みにくい**。
 - 他方、相続税がかかる者の中でも相続財産の多いごく一部の者にとっては、相続税の税率よりも贈与税の税率の方が低いため、**財産を分割して贈与する場合、相続税よりも低い税率が適用される**。
- ⇒ 生前贈与でも相続でもコースに即した資産移転が行われるよう、相続・贈与に係る税負担を一定にしておくため、「**資産移転の時期の選択により中立的な税制**」を構築していく必要。



(備考) 横軸において、贈与税は「課税価格（取得財産－基礎控除額）」を、相続税は「各法定相続人の法定相続分相当額（課税遺産総額を法定相続分で按じた額）」を指す。

相続税の負担率と贈与税の負担率の比較

- 実際の申告データを基に、相続税の負担率と、相続を受けた人の過去一定期間における贈与税の負担率を比較すると、
 - ・ **相続税がかかる者であってもその多くの者にとっては、贈与税の負担率が相続税の負担率を上回っている**
 - ・ **相続税がかかる者の中でも相続財産の多いごく一部の者にとっては、贈与税の負担率が相続税の負担率を下回っている**
 という傾向がある。



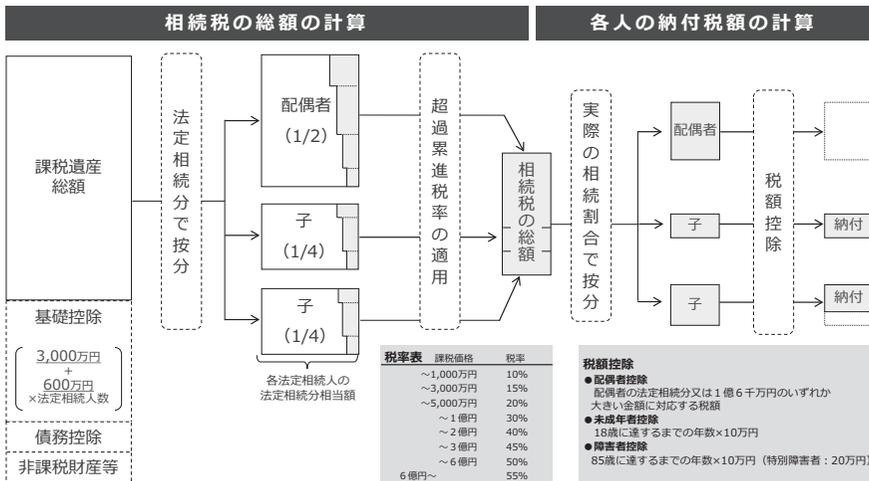
(参考) 相続税がかかる被相続人のうち、財産が3億円以下の者は約93%。
 (備考) 令和元年分の相続税の申告データ及び過去一定期間（平成24年分から平成30年分まで）の贈与税の申告データを基に作成。
 相続税の負担率 = (贈与税額控除を差し戻した実質的な相続税の負担額) ÷ 相続税の課税価格、贈与税の負担率 = 贈与税額 ÷ 贈与税の課税価格
 (出典) 主税局調べ。

我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

<p>米 (遺産課税方式)</p>	<p>①贈与税と遺産税は統合されており、②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p> <p>遺産 相続</p> <p>■に遺産税(相続税)を一体的に課税</p> <p>※過去贈与分に対応する税額(納付済の税額)は遺産税額から控除</p>	<p>一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>資産移転の時期に中立的</p>
<p>独・仏 (遺産取得課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は統合されており、②一定期間の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p> <p>それ以前の贈与 一定期間内の贈与 相続</p> <p>■に相続税を一体的に課税</p> <p>※過去贈与分に対応する税額(過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額)は相続税額から控除</p>	<p>一定期間の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>資産移転の時期に中立的</p>
<p>日本 (法定相続分課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は別体系で、②相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税</p> <p>それ以前の贈与(贈年単位で課税) 死亡前3年以内の贈与 相続</p> <p>■に相続税を課税</p> <p>※死亡前3年間の贈与に対応する税額(納付済の実額)は相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p>	<p>生前贈与と相続では税負担が大きく異なる</p> <p>資産移転の時期に中立的でない</p>
<p>日本 (法定相続分課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は別体系だが、②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p> <p>選択前の贈与(贈年単位で課税) 精算課税選択後の贈与 相続</p> <p>■に相続税を一体的に課税</p> <p>※選択後の累積贈与分に対応する税額(納付済の実額)は相続税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p>選択後は生前贈与と相続で税負担が一定</p> <p>資産移転の時期に中立的</p>

相続税の計算の仕組み

○ 我が国では、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって計算し、それを各人の取得財産の額に応じ按分して税額を計算する方式(法定相続分課税方式)が採られている。



贈与税の概要

○ 贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持つ。

暦年課税	相続時精算課税
<p>■ 計算方法 1年間に贈与により取得した財産の合計額から基礎控除額を控除した残額について、累進税率を適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基礎控除 110万円 ●税率 10%～55%の累進税率（8段階） ※直系尊属から18歳以上の者への贈与については累進緩和 	<p>■ 計算方法 1年間に贈与により取得した財産の合計額から特別控除額を控除した残額について、一定の税率を適用 贈与者が死亡した場合には、相続財産と贈与財産を合算して相続税額を計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特別控除 累積で2,500万円 ●税率 20% ●適用要件 贈与者：60歳以上 受贈者：18歳以上の推定相続人・孫
<p>■ 課税状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●課税件数 36.4万件 ●贈与財産額 1.4兆円 ●納付税額 2,188億円 	<p>■ 課税状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●課税件数 4.0万件 ●贈与財産額 0.7兆円 ●納付税額 599億円

(注) 課税状況の計数は、令和2年分「国税庁統計年報書」による。

相続時精算課税制度

- 次世代への早期の資産移転及びその有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、**平成15年度に導入**
- **暦年課税との選択制**
- **具体的な仕組み**
 - ① 贈与時に、暦年課税よりも軽減・簡素化された贈与税を納付
 - ・ 贈与額2,500万円までは非課税
 - ・ 2,500万円を超えた部分に一律20% 課税
 - ② 相続時に、贈与額を相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に納付した贈与税額は相続税額から控除※
※控除しきれない金額があれば還付

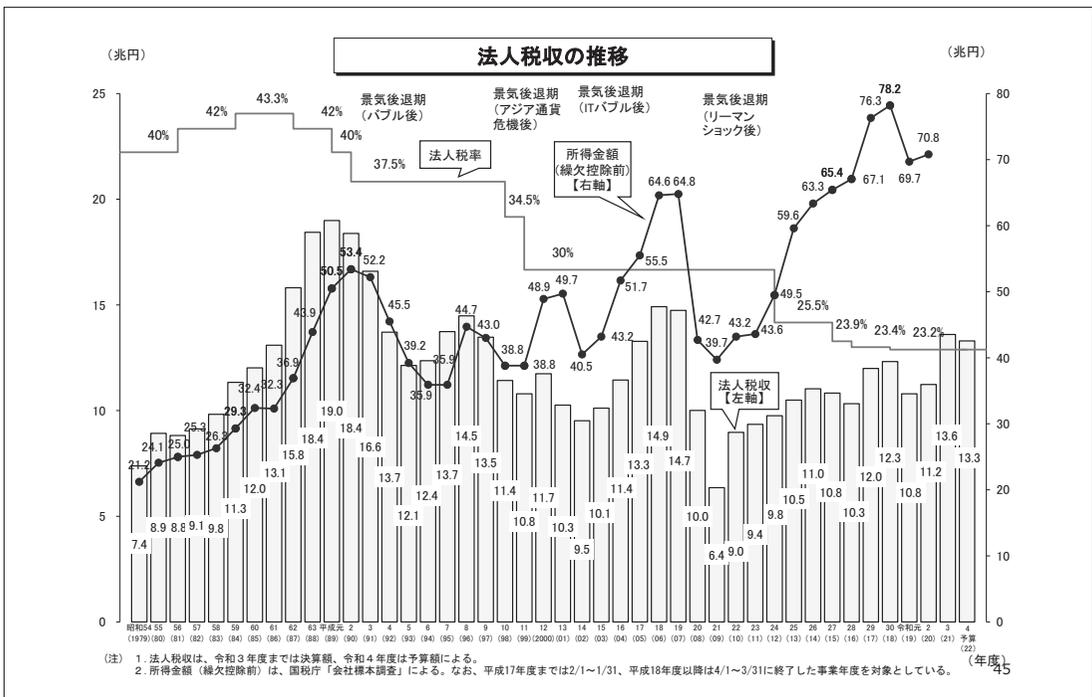
《計算例》3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合 (法定相続人が配偶者と子2人の場合)



(注1) 相続時精算課税制度を選択できる場合 (暦年課税との選択制) 贈与者：60歳以上の者 受贈者：18歳以上の推定相続人及び孫

(注2) 精算課税を選択した場合、暦年課税の基礎控除 (毎年110万円) の適用は受けられない。

5. 法人税



これまでの法人税制における対応①

25年度
改正

○ 設備投資や買金引上げを促進するための思い切った政策税制

- ― 「生産等設備投資促進税制」の創設 (→~~廃止~~)
- ― 「研究開発税制(総額型)」の拡充
- ― 「所得拡大促進税制」の創設 など

26年度
改正

○ 復興特別法人税の1年前倒し廃止 <法人実効税率> 従前37.00%→~~34.62%~~

○ 設備投資や買金引上げを促進するための思い切った政策税制

- ― 「生産性向上設備投資促進税制」の創設 (→~~縮減~~・~~廃止~~ (改正))
- ― 「研究開発税制(増加型)」の拡充
- ― 「所得拡大促進税制」の拡充 など

27年度
改正

○ 成長志向の法人税改革:初年度 <法人実効税率> ~~34.62%~~→~~32.11%~~ (→~~31.33%~~)

<課税ベースの拡大等>

- ― 欠損金繰越控除の見直し(大法人)
- ― 受取配当等益金不算入の見直し
- ― 法人事業税の外形標準課税の拡大(大法人)
- ― 租税特別措置の見直し (「研究開発税制(総額型)」の重点化、「生産等設備投資促進税制」の廃止など)

<買金引上げへの配慮>

- ― ~~2~~・~~3~~の2年間の先行減税
- ― 「所得拡大促進税制」の拡充
- ― 地方版「所得拡大促進税制」の創設(法人事業税)

28年度
改正

○ 成長志向の法人税改革:2年目 <法人実効税率> ~~32.11%~~→~~29.97%~~ (→~~29.74%~~)

<課税ベースの拡大等>

- ― 租税特別措置の見直し (「生産性向上設備投資促進税制」の見直し (→~~縮減~~・~~廃止~~))
- ― 減価償却の見直し(建物附属設備・構築物の償却方法を「定額法」に一本化)
- ― 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大(大法人) ※中堅企業への影響に十分配慮(激変緩和)
- ― 欠損金繰越控除の更なる見直し(大法人) ※改革の加速化に伴う企業経営への影響を平準化

これまでの法人税制における対応②

29年度
改正

○ 研究開発投資や買金引上げを促進、中堅・中小事業者を支援するための政策税制

- ― 「研究開発税制」の見直し (総額型の控除率の見直し、増加型の廃止)
- ― 「地域未来投資促進税制」の創設

30年度
改正

○ 持続的な買金引上げと生産性向上のための設備投資を後押しするための政策税制

- ― 「所得拡大促進税制」の改組(「大企業向け買上げ及び投資の促進に係る税制」の創設)
- ― 「情報連携投資等の促進に係る税制」の創設 (→~~廃止~~)
- ― 租税特別措置の適用要件の見直し(大企業の研究開発税制等の不適用措置)

元年度
改正

○ イノベーションの促進、中堅・中小事業者を支援するための政策税制

- ― 「研究開発税制」の見直し (OI型の拡充、総額型の控除率の見直し等、高水準型を総額型に統合)
- ― 「中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置」の創設

2年度
改正

○ イノベーション強化に向けた取組を後押し等するための政策税制

- ― 「オープンイノベーションの促進に係る税制」の創設
- ― 「5G導入促進税制」の創設

○ 連結納税制度の見直し(グループ通算制度への移行)

コロナ
経済
対策

○ 厳しい状況に置かれている納税者に対する緊急に必要な税制上の措置

- ― 中堅企業(資本金1億円超10億円以下の法人)に対する欠損金の繰戻しによる還付の特例
- ― テレワーク等のための中小企業の設備投資税制(中小企業経営強化税制に新たな類型を追加)

これまでの法人税制における対応③

3年度
改正○ **ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るための政策税制**

- 「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」の創設
- 「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」の創設
- 「研究開発税制」の見直し（一般型(旧称:総額型)の控除上限の引上げ・控除率の見直し等)
- 「大企業向け賃上げ及び投資の促進に係る税制」の見直し(「人材確保等促進税制」への改組)
- 「繰越欠損金の控除上限の特例」の創設
- 事業再編を促す措置の創設(株式対価M&A、中小M&A)

4年度
改正○ **成長と分配の好循環の実現に向けた政策税制**

- 賃上げに向けた税制措置の技術的な強化(「賃上げ促進税制」への改組)
- 「オープンイノベーション促進税制」の拡充
- 「5G導入促進税制」の見直し(対象設備の要件や税額控除率等)

48

主な企業向け租税特別措置

※法人税関係の令和2年度の租特減収額: ▲約1.6兆円^(注)

措置名	期限	税額控除率	特別償却率	令和2年度減収額(実績推計) ^(注)
研究開発税制	一般型	2%~14% (中小:12%~17%)	—	▲4,945億円
	令和4年度末 (税額控除率の特例等)	20%・25%・30%	—	▲108億円
オープンイノベーション型				
デジタルトランスフォーメーション投資促進税制	令和4年度末	3%・5%	30%	—
カーボンニュートラル投資促進税制	令和5年度末	5%・10%	50%	—
賃上げ促進税制 (旧:人材確保等促進税制・所得拡大促進税制)	令和5年度末	15%・最大30% (中小:15%・最大40%)	—	▲1,650億円
オープンイノベーション促進税制	令和5年度末	所得控除25% (税額控除率換算:5.8%)	—	▲13億円
5G導入促進税制	令和6年度末	15%(9%)→9%(5%)→3% (カッコ:全国5Gの条件不利地域以外)	30%	▲1億円
中小企業投資促進税制	令和4年度末	7%	30%	▲462億円
中小企業経営強化税制	令和4年度末	7%・10%	即時償却	▲768億円

(注) 『「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和2年度)を基に試算した減収額(実績推計)』による。

49

令和4年度末までに適用期限等が到来する法人税関係特別措置

- ・ 中小企業者等の法人税率の特例
- ・ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除【税額控除率の特例等】
- ・ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
- ・ 地域経済牽引事業促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
- ・ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
- ・ 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除【デジタルトランスフォーメーション投資促進税制】
- ・ 特定船舶の特別償却
- ・ 港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却
- ・ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却
- ・ 特定事業継続力強化設備等の特別償却【計画の認定期限】
- ・ 共同利用施設の特別償却
- ・ 特定地域における工業用機械等の特別償却【半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域及び奄美群島に係る措置】
- ・ 医療用機器等の特別償却
- ・ 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却【計画の認定等の期限】
- ・ 特定都市再生建築物の割増償却
- ・ 特定原子力施設炉心等除去準備金
- ・ 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例【トン数標準税制】
- ・ 農業経営基盤強化準備金
- ・ 土地の譲渡等がある場合の特別税率【適用停止措置の期限】
- ・ 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率【適用停止措置の期限】
- ・ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例
- ・ 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例【計画の認定期限】
- ・ 投資法人に係る課税の特例【特定資産の要件の特例の取得期限】
- ・ 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止

計 24 項目

50

与党税制改正大綱(令和3年12月10日)(抄)

1. 成長と分配の好循環の実現

(3) 未来への投資等に向けた経済界への期待

令和4年度税制改正においては、買上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、オープンイノベーション税制も拡充するなど、「成長と分配の好循環」を早期に起動させるために、思い切った税制措置を講じている。歳出面においても、科学技術の振興等を目的として、大胆な措置が講じられているところである。こうした取組みの趣旨を踏まえ、経済界に対しては、「成長と分配の好循環」の実現と、ひいては「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、より積極的に役割を果たすよう求めたい。

近年、企業の前向きな投資や買上げを促す観点から、法人実効税率の引下げをはじめとする様々な税制上の取組みを行ってきた。しかしながら、わが国の買金水準は、実質的に見て30年以上にわたりほぼ横ばいの状態にあり、その伸び率は他の先進国に比して低迷している。人的資本や無形資産への投資の規模や、設備の経過年齢を見ても、主要国に見劣りする水準にある。その一方で、株主還元や内部留保は増加を続けており、コロナ禍を受けてもその傾向は変わっていない。企業がイノベーションよりも経費削減や値下げに競争力の源泉を求め続けた結果、経済全体としては縮小均衡が生じてしまってきた。そのような企業行動の変容をもたらすべく、コーポレートガバナンスの強化や様々な分野における規制改革等と並んで取り組んできた近年の累次の法人税改革も、意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。

「成長と分配の好循環」は、企業が果敢に事業の革新に取り組み、付加価値の高い製品・サービスを生み出すことでマークアップ率を高めるとともに、その利益を元に次なる投資を行いつつ、株主だけでなく従業員、取引先、地域社会などの多様なステークホルダーに継続的に還元し、企業収益の更なる増加につなげていくことで実現する。「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、デジタルトランスフォーメーションや脱炭素化、「人」への投資などへの取組みがより一層重要となる中、他の先進国との間に生じてきた所得や競争力の差を縮小するためにも、企業においては、リスク回避や横並びの意識を排してアニュアルビリッツを取り戻し、イノベーションに挑戦することが期待される。政府においても、個々の企業が担うことは難しい研究開発支援や、非正規労働者やフリーランスを含めた社会全体の人的資本拡充など、企業が未来への投資に踏み切るに当たり必要となる環境の整備が、これまで以上に求められる。

このような認識の下、来年以降、経済界の取組状況等も見極めつつ、積極的に未来への投資に取り組む企業に対しては真に有効な支援を行うとともに、十分な投資余力があるにもかかわらず活用されていない場合に、企業の行動変容を促すためにどのような対応を講ずるべきかといった視点からも、幅広く検討を行う。

51

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抜粋)

衆・財務金融委員会（令和4年2月21日）

本法律案の狙いである、成長と分配の好循環及びカーボンニュートラルの実現に向け、賃上げ及びオープンイノベーションの促進に係る税制の拡充や住宅ローン控除制度の見直し等の措置がどのように貢献したのかについて、効果を検証し、かつ公表することで政策効果を適切に把握できるように努めること。

参・財政金融委員会（令和4年3月22日）

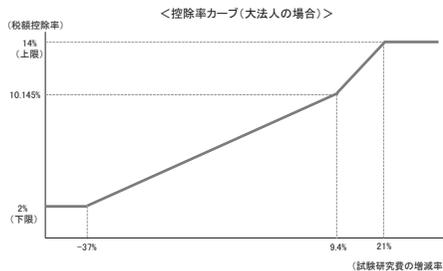
成長と分配の好循環及びカーボンニュートラルの実現に向け、賃上げ及びオープンイノベーションの促進に係る税制の拡充、住宅ローン控除制度の見直し等の措置がどのように貢献したのか適切に把握することができるよう、政策効果の徹底した検証を行い、その結果を確実に公表すること。

研究開発税制(全体像)

○ 各事業年度において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額の一定割合を税額控除。

一般型	
税額控除率	試験研究費の増減に応じ、2%～14%※ (中小法人：12%～17%※) * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 上記割合×(試験研究費割合-10%)×0.5を加算※
控除上限	法人税額の25%（研究開発を行う一定のベンチャーは40%） * 中小法人：10%上乗せ（増加率9.4%超の場合）※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 0～10%上乗せ※ * 売上が2%以上減少し、かつ、試験研究費を増加させた場合：5%上乗せ※

※ 令和4年度末までの時限措置
一般型の控除率については 大法人:10%超、中小法人:12%超の部分



オープンイノベーション型

○ 特別研究機関等、大学等、その他の者と共同で行う試験研究に要する費用等（特別試験研究費）がある場合、その特別試験研究費の額の一定割合を税額控除

特別試験研究費の種類		税額控除率
共同試験研究 ・ 委託試験研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	研究開発型ベンチャー	25%
	国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人	25%
	中小企業者 他の者(民間企業等) 技術研究組合	20%
知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品等に関する試験研究 特定用途医薬品等に関する試験研究		20%

デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

3改正

- デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、産業競争力強化法を改正し、同法に定める認定事業適応計画（情報技術事業適応に関するものに限る。）に従って導入されるソフトウェア等に係る投資について、税額控除又は特別償却ができる措置を創設する。（2年間の時限措置）

事業適応計画

- 事業適応計画の認定要件を満たした上、次の要件について主務大臣から確認を受ける必要。

1. デジタル（D）要件（データ連携・共有、レガシー回避、サイバーセキュリティ）

- ✓ 他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと既存内部データとを合わせて連携すること
- ✓ クラウド技術を活用すること
- ✓ 情報処理推進機構が審査を行う認定（DX認定）

2. 企業変革（X）要件（ビジネスモデルの変革、アウトプット、全社戦略）

- ✓ 商品の製造原価が8.8%以上削減されること等
- ✓ 生産性向上や売上高の上昇の目標を定めること
 - ・ 計画期間内で、ROAが2014年～2018年平均を基準値として1.5%ポイント向上
 - ・ 計画期間内で、売上高伸び率 \geq 過去5年度の業種売上高伸び率 + 5%ポイント
- ✓ 投資総額が売上高比0.1%以上であること

課税の特例の内容

- 認定された事業適応計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	税額控除	特別償却
ソフトウェア	3%	30%
繰延資産 機械装置	【他社とのデータ連携に係るもの】	
器具備品	5%	

※設備投資総額の上限：300億円

- (注1)クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用(繰延資産)
 (注2)機械装置及び器具備品にあっては、ソフトウェア又は繰延資産と連携して使用するものに限る。
 (注3)税額控除の控除上限は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。

54

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

3改正

- 「2050年カーボンニュートラル」という高い目標を達成するために、産業競争力強化法を改正し、同法に定める認定事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限る。）に従って導入される①脱炭素化を加速する製品を生産する設備や②生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備の導入投資等について、税額控除又は特別償却ができる措置を創設する。（適用期限：令和6年3月31日）

事業適応計画

【計画の主務大臣の認定】

1. 脱炭素化を加速する製品を生産する設備

（需要開拓商品生産設備）

- ① 需要開拓商品*の生産を行うために不可欠な機械装置であること
- ② 専ら需要開拓商品の生産に使用されること

(※) 燃料電池・化合物パワー半導体等のうち、特に優れた性能を有するもの

2. 生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備（生産工程効率化等設備）

- ・ 事業所等の単位で炭素排出量1単位当たりの付加価値額（炭素生産性）の目標が、「3年以内に7%又は10%以上向上」を満たす計画であること

（主な支援措置）

課税の特例（特別償却、税額控除）、金融支援

課税の特例の内容

- 認定された事業適応計画に基づく脱炭素化効果の大きい設備投資について、以下の措置を講じる。

1. 需要開拓商品生産設備

対象設備	税額控除	特別償却
機械装置	10%	50%

2. 生産工程効率化等設備

対象設備*	税額控除	特別償却
機械装置	5%	50%
器具備品	【目標が10%以上向上の場合】	
建物附属設備		
構築物	10%	

(*) 導入される設備が事業所の炭素生産性を1%向上させることを満たす必要。

※設備投資総額の上限：500億円

(注) 税額控除の控除上限は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。

55

賃上げ促進税制

4改正

- 現行制度を抜本的に見直し、積極的な賃上げを促す観点から、継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた企業に対して、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大30%を税額控除できる制度とする。(2年間の時限措置) その際、一定規模以上の大企業に対しては、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言していることを要件とする。
- 賃上げや人材投資(教育訓練費)に積極的な企業に対しては、税額控除率を上乗せする。

		≪改正前≫ <small>※人材確保等促進税制</small>	≪改正後≫
【適用要件】			
■給与総額の増加率		新規雇用者の給与総額:対前年度増加率2%以上	継続雇用者の給与総額:対前年度増加率3%以上
■マルチステークホルダーへの配慮 ^{※1}			従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること
【税額控除】			
■控除率を乗ずる対象		新規雇用者の給与総額	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額
■控除率	基本	15%	15%
	上乗せ(賃上げ)		+10% 継続雇用者の給与総額:対前年度増加率4%以上
	上乗せ(教育訓練費)	+5% 教育訓練費の対前年度増加率20%以上 ^{※2}	+5% ^{※3} 教育訓練費の対前年度増加率20%以上
■控除上限額		当期の法人税額×20%	(変更なし)

※1 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業に対する要件とし、自社のウェブサイトにて宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出。

※2 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正後:明細書の保存)が必要

※3 控除率10%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計20%

56

中小企業における賃上げ促進税制

4改正

- 中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率を最大40%に大胆に引き上げた上で、適用期限を1年延長(令和6年3月31日)する。

		≪改正前≫ <small>※所得拡大促進税制</small>	≪改正後≫
【適用要件】			
■給与総額の増加率		雇用者全体の給与総額:対前年度増加率1.5%以上	(変更なし)
【税額控除】			
■控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額	(変更なし)
■控除率	基本	15%	15%
	上乗せ(賃上げ)	+10% 雇用者全体の給与総額:対前年度増加率2.5%以上	+15% 雇用者全体の給与総額:対前年度増加率2.5%以上
	上乗せ(教育訓練費)	+10% かつ ^{※1} 教育訓練費増加等の要件の充足	+10% ^{※2} 教育訓練費の対前年度増加率10%以上
■控除上限額		当期の法人税額×20%	(変更なし)

※1 教育訓練費増加等の要件:次のいずれかの要件

① 教育訓練費の対前年度増加率10%以上

➡ 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正後:明細書の保存)が必要

② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明(改正後:廃止)

※2 控除率15%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計25%

57

6. 国際課税

新たな国際課税ルールについて

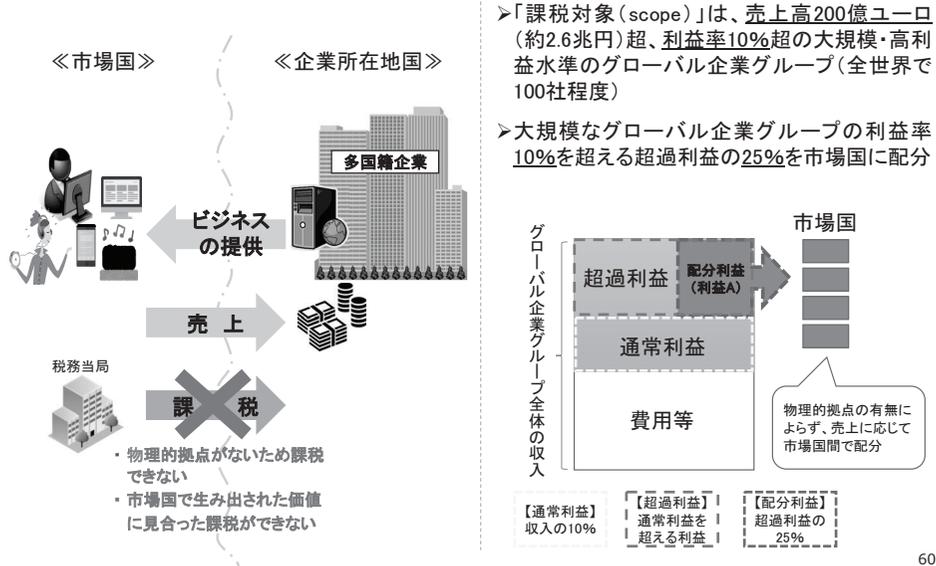
課題

- **市場国に物理的拠点(PE: Permanent Establishment)を置かずにビジネスを行う企業の増加**
 - 現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得へ課税できるため、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- **低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き**
 - 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
 - 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。



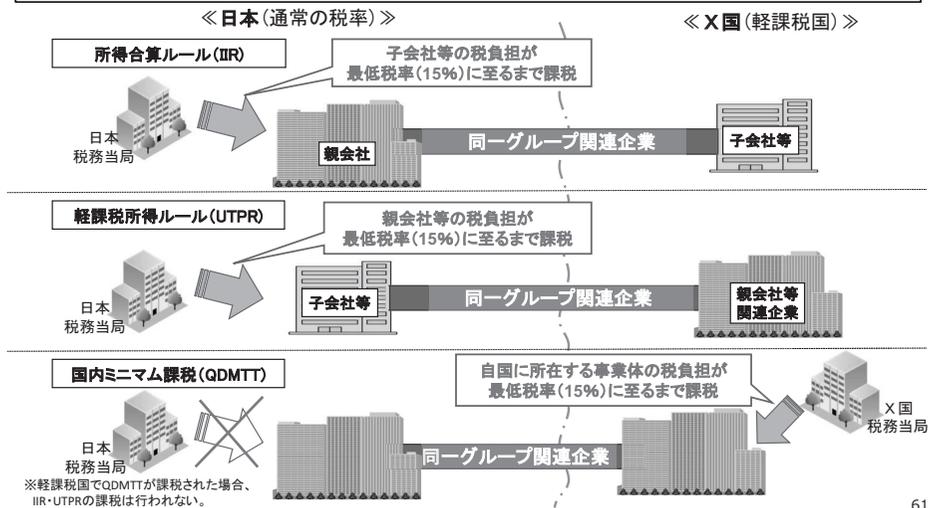
- 2015年の「BEPS最終報告書」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題(法人課税)について、作業を進めることに合意。
※ BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)
- OECD/G20の「BEPS包括的枠組み」(現在は約140か国・地域が参加)において議論が進められ、2021年10月8日、2つの柱による解決策に合意。
- 第1の柱(市場国への新たな課税権の配分): 2023年前半に多国間条約の署名、2024年に多国間条約の発効が目標。
(※) 議論の進捗を踏まえ、「2022年に多国間条約策定、2023年の実施」から再設定。条約の批准に加え、各国国内法の改正も必要。
- 第2の柱(グローバル・ミニマム課税) : 2022年に各国国内法改正、2023年(一部は2024年)の実施が目標。

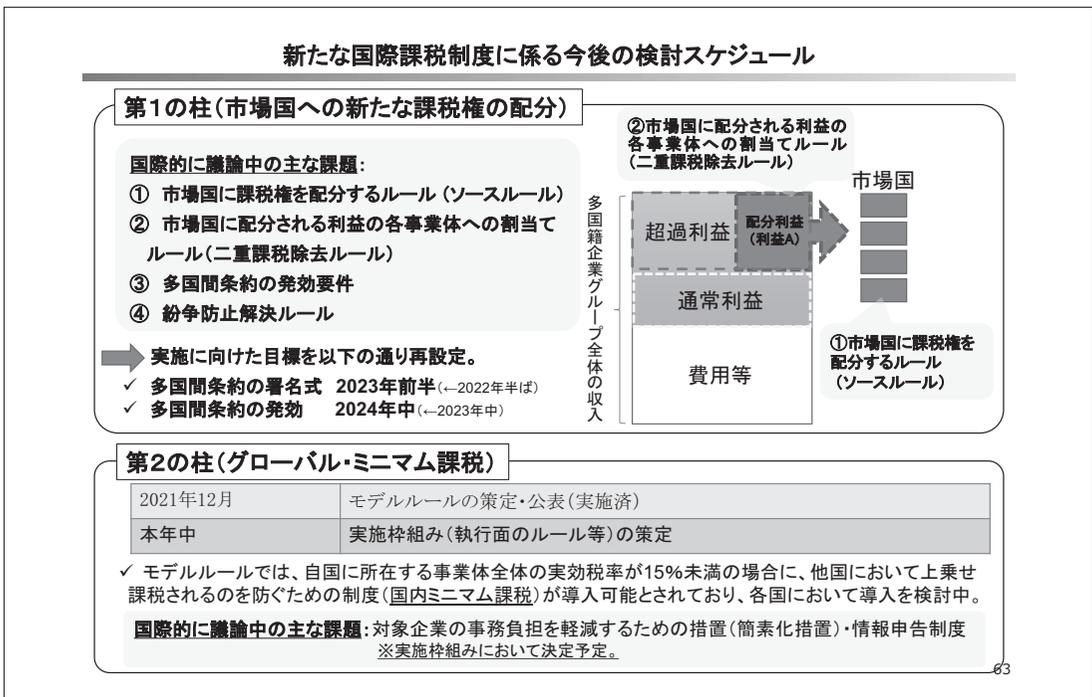
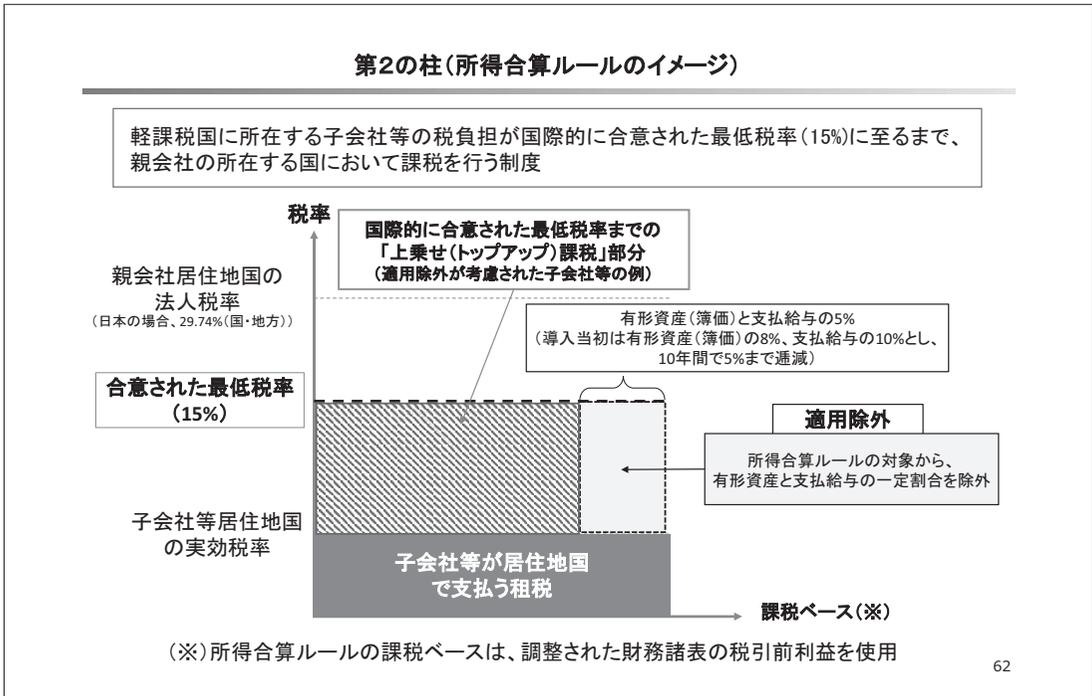
第1の柱(市場国への新たな課税権の配分)



第2の柱(グローバル・ミニマム課税)

- 年間総収入金額が7.5億ユーロ(約1,000億円)以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。
- 日本においては、国際的な合意に沿って、以下の3つのルールを導入する方向で検討。





7. インボイス制度への移行

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

- 複数税率の下で、事業者が消費税の仕入税額を正確に計算するために**必要不可欠な仕組み**。
- 付加価値税を導入するすべてのOECD諸国で実施されている。

〔従来の請求書（単一税率）〕

請求書				
〇〇株式会社			株式会社	
●年	■月分	請求金額	43,200円	
■月	1日	割りばし	540円	
■月	3日	牛 肉	5,400円	
			：	
			合 計	43,200円

取引総額が分かれば仕入税額が計算可能

- 取引慣行上の請求書等に対応可能であり、税法で特段の**義務付けは不要**。
- 結果的に、免税事業者が交付する請求書等でも**仕入税額控除が可能**。

〔適格請求書（インボイス）イメージ〕

請求書					
〇〇株式会社			株式会社 (T1234...)		
●年	■月分	請求金額	43,600円		
■月	1日	割りばし	550円		
■月	3日	牛 肉 ※	5,400円		
			：		
			合 計	43,600円	
		10%対象	22,000円	内税	2,000円
		8%対象	21,600円	内税	1,600円
※は軽減税率対象					

R 5年10月～

【追加の記載事項】

- ① 登録番号
- ② 適用税率
- ③ 消費税額
- ④ 軽減対象品目である旨

仕入税額を正確に伝える仕組みが別途必要

- 請求書等に「売り手」が**適用税率・税額を別記**することを**義務付ける必要**。
- 事後検証ができるよう、交付した請求書等の**保存**を「売り手」にも**義務付ける必要**。
- 税額計算や納税の義務が**免除される**小規模事業者にこれらの義務を課すことは不可（→免税事業者からの仕入れについては**控除できない**）。
- 「インボイスを作成できる者」が作成したものなのか簡単に確認できるようにするための**登録番号が必要**。

○インボイスと事業者の取引

<免税事業者が行う取引>

【事業者間(BtoB)取引】

免税事業者 → 簡易課税の事業者

簡易課税の事業者(課税売上高5000万円以下)は、インボイスの保存がなくとも控除が可能

免税事業者 → 本則課税の事業者

経過措置により、免税事業者からの仕入れについても、制度移行後、
・当初の3年間は**8割**、
・その後の3年間は**5割**
は仕入税額控除が可能

【対消費者(BtoC)取引】

インボイス不要

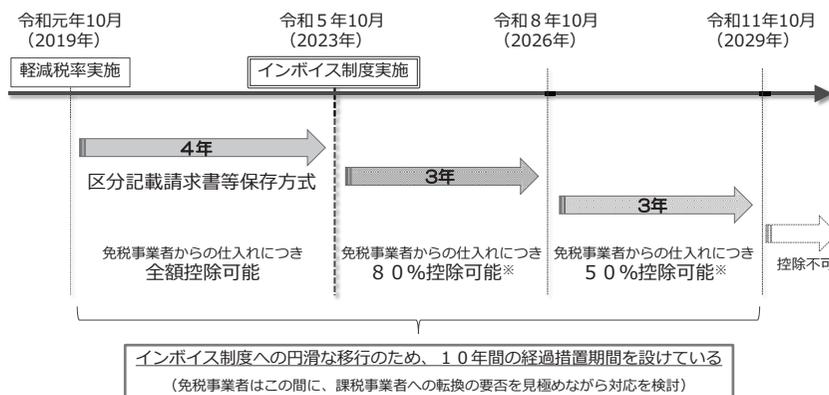
【免税事業者が行う取引】

- 消費者や免税事業者、簡易課税の事業者との取引は、インボイス移行の影響を受けない。
(参考1)売上高1千万円以下の事業者が行う取引のうち約6割が消費者との取引。
(参考2)課税事業者の4割弱は簡易課税事業者
(参考3)非課税取引が多い事業者(金融、保険、医療、介護、不動産等)との取引では、現行制度でも控除対象外。
- さらに本則課税の事業者であっても、免税事業者からの仕入れについて経過措置が設けられている(当初の3年間は8割、その後の3年間は5割を控除可能)。

66

インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨(8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨)を記載した帳簿の保存が必要

67

<円滑な移行に向けた取り組み内容>

【周知広報のための取り組み】

- ・ 業界団体等を通じた呼びかけ(業界団体への講師派遣、業界紙や機関誌への広告掲載)
- ・ 非対面・対面形式による説明会の開催等
 - 〔 オンライン説明会・対面式説明会の開催/オンライン説明会のアーカイブ動画の配信 〕
 - 〔 コールセンターや個別相談窓口の設置 〕
- ・ 個々の事業者に対するプッシュ型の周知(免税事業者を含む全事業者に対するリーフレットの送付等)
- ・ 国税庁HPにおける情報発信の充実(特設サイトの開設、制度に関するQ&A、パンフレット、動画の掲載)
- ・ 税理士会、関係民間団体等との連携(制度周知、e-Taxによる早期の登録申請の勧奨)

【事業者の準備を支援するための取り組み】

- ・ 中小企業団体を通じた経営相談窓口の体制を強化
- ・ デジタル化の強力な推進のために、デジタル化への重要性への気づきを促すとともに、専門家を派遣しサポート
- ・ IT導入補助金により、中小企業のバックオフィスの生産性向上に向けて、会計ソフト・受発注システム等の導入を支援
- ・ 持続化補助金により、インボイス制度導入等の環境変化も見据えて取り組む小規模事業者を支援
- ・ デジタルインボイスの実装に向けた取り組みの推進
- ・ 改正電子帳簿保存法の活用の推進

【免税事業者をはじめとした事業者の取引環境の整備】

- ・ 免税事業者等に対する独占禁止法、下請法、建設業法に関するQ&Aと具体的事例の作成公表・アップデート
- ・ 各業界団体への法令遵守要請(Q&Aの送付 等)
- ・ 相談窓口での対応(下請かけこみ寺、駆け込みホットライン)
- ・ 下請Gメンや書面調査による状況把握
- ・ 公共調達における価格転嫁の必要性についての自治体への周知
- ・ 免税事業者が課税転換する際の環境整備

インボイス制度への対応に関するQ & Aについて (概要)

インボイス制度に関し、免税事業者やその取引先の対応について考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

インボイス制度で何がかわるのか

Q1 インボイス制度が実施されて、何がかわりますか？

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けることで、インボイスを発行できるようになります。インボイスには消費税額等が記載されるため、その転嫁がしやすい面もあると考えられます。事業者は請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があるところ、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣やITの導入支援などを行います。

免税事業者への影響

Q2 免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか？

売上先が、以下のどちらかに該当する場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

- ① 売上先が消費者又は免税事業者である場合
- ② 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合

そのほか、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

Q3 売上先がQ2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか？

免税事業者の取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、インボイス制度の実施後6年間は、仕入税額控除が可能とされています。なお、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法・下請法・建設業法により問題となる可能性があります(Q7参照)。

Q4 免税事業者が課税事業者を選択した場合、何が必要になりますか？

課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要になりますが、課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度を適用でき、その場合は仕入れの際にインボイスを受け取り、保存する必要はありません。

課税事業者の留意点

Q5 課税事業者は、免税事業者からの仕入れについて、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることにも、ご留意ください。

Q6 課税事業者が、新たな相手から仕入れを行う場合、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。また、簡易課税制度を適用していない場合は、取引条件を設定するに当たり、相手がインボイス発行事業者かを確認する必要があると考えられます。免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。

独占禁止法等において問題となる行為

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者(買手)の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6 登録事業者となるような偽造等

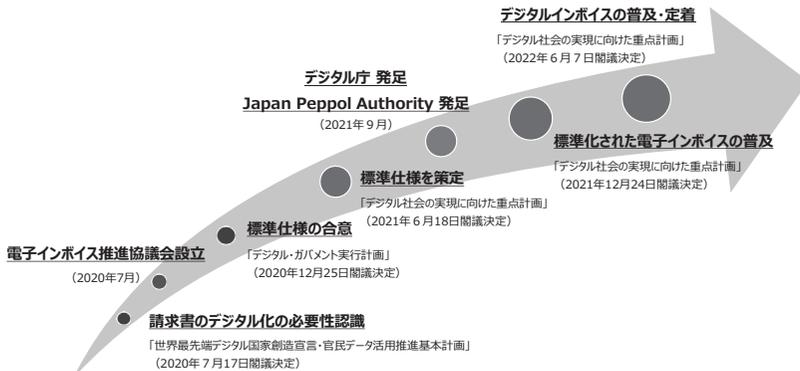
課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることするなど一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な軽減分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。

※ 上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

デジタル庁作成資料

これまでの主な取組

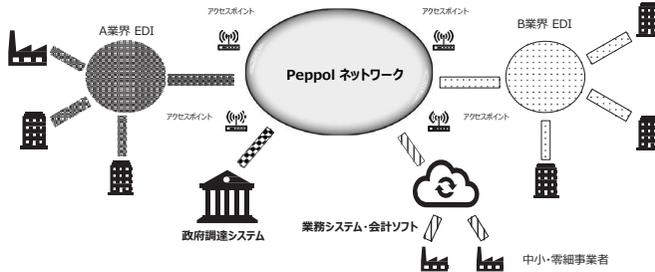
○令和5年(2023年)10月の消費税のインボイス制度への移行を見据え、デジタルインボイスの利活用を通じ、事業者のバックオフィス業務の効率化・生産性向上を実現するとともに、新たな価値の創造・更なる成長を目指す。



デジタルインボイスを実現する（Peppol（ペポル）とは？）

○「Peppol」（Pan European Public Procurement Online）とは、電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」・「運用ルール」・「ネットワーク」のグローバルな標準仕様。請求情報（請求に係る情報）を、売り手のシステムから、買い手のシステムに対し、人を介することなく、直接データ連携する仕組み。その際、売り手・買い手のシステムの「違い」などは問われない。

○ユーザーは、自らのインターフェース（既存のインターフェース）を活用し対応することが可能であり、負担が少なく、かつ、快適なUI/UXでデジタルインボイスをやり取りすることが可能となる。



デジタルインボイスを実現する（Peppolを採用している海外での「声」）

○Peppolをベースとしたデジタルインボイスを採用している各国において、特に中小企業を中心に、「事務負担の軽減」「低廉な対応コスト」「請求代金の迅速な回収」といった点が評価されている。

○現在、グローバルでは、デジタルインボイスの活用による事務の効率化・生産性の向上だけでなく、新たな付加価値の創造等にもつながっている。



8. 納税環境整備

電子帳簿等保存制度について 令和3年12月28日 財務省

① 自己が電子的に作成した帳簿や書類*
*決算関係書類や、取引先へ書面で交付した請求書・領収書の控え等

⇒ **電子データのまま保存できます（電子帳簿等保存）**

- 書面を前提とした各税法による保存義務について、見読可能装置の備付け等の最低限の要件を充足すれば、原本である電子データをもって保存義務を履行できます。この場合、帳簿等の印刷は不要です。



電子データで作成
帳簿
決算関係書類等
〔電子データのまま保存可〕

② 取引先から書面で受領した請求書・領収書
取引先へ 書面で交付した請求書・領収書の控え等

⇒ **電子データ化して保存できます（スキャナ保存）**

- 書面を前提とした各税法による保存義務について、一定の要件を充足すれば、スマホやスキャナ等で読み取った電子データをもって保存義務を履行できます。この場合、原本である書面を廃棄できます。
- なお、本制度を利用せず、書面のまま保存することも可能です。

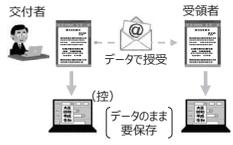


交付者
書面で授受
受領者
スキャン
〔電子データにて保存可〕

③ 取引先から電子データで受領した請求書・領収書
取引先へ 電子データで交付した請求書・領収書の控え等

⇒ **電子取引に該当し、電子データのまま保存が必要です**

- 電子帳簿保存法において、申告所得税・法人税に係る保存義務者は、電子取引（請求書・領収書等の授受を電子データで行う取引をいいます。）を行った場合の電子データ（原本）の保存義務が定められています。なお、電子データを印刷する行為自体を禁止するものではありません。
- 令和3年までは、電子データを印刷した書面をもって保存義務を履行可能でしたが、令和4年以後に行う電子取引については電子データの保存が必要となります。ただし、令和5年未までの看処措置として、やむを得ない事情がある場合、引き続き印刷した書面による保存が可能となりました。（次ページ参照）



交付者
データで授受
受領者
〔データのまま保存可〕

■ 制度の詳細については、国税庁ウェブサイト掲載の右記資料等をご覧ください。パンフレット：<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/08.htm>
Q&A：<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/4-3.htm>

75

電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止(令和3年度税制改正)に関する有恕措置について

令和3年度税制改正の電子帳簿等保存制度の見直しの概要

申告所得税・法人税に係る保存義務者は、令和4年1月1日以後に行われた電子取引(請求書・領収書等の授受を電子データで行う取引)の取引情報(請求書・領収書等)を、電子データのまま保存しなければならないこととされた。

(注) 改正前は、電子取引データを出力することにより作成した書面等の保存をもって、その電子取引データの保存に代えることが可能。

【令和4年度税制改正の背景】

- ✓ 大企業であっても施行(令和4年1月1日)までの間に、対応未完了(準備中)の事業者が多数いる。
- ✓ 中小企業においては制度の認知が十分に進んでいない。

令和4年度税制改正の概要(改正省令は、令和3年12月27日公布、関係通達&FAQは、同月28日発表)

- 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行われた電子取引データは、保存要件にしたがって保存できなかったことについてやむを得ない事情がある場合には、引き続きその出力書面による保存を可能とする(2年間の有恕措置)。
- この有恕措置の適用にあたって、納税者から税務署長への手続などは要しない。

有恕措置期間中における納税者の具体的な対応イメージ

- 電子取引の取引情報(請求書、領収書など)の電子データを、従前と同様に、書面に出力して保存しておく。
- 税務調査があった場合には、税務職員に対して「社内のワークフロー整備が間に合わなかった。」や「今後、保存に係るシステムを整備する意向は有している(現時点で未整備)。」など、その事情を口頭で回答する。

※ 電子取引データの保存義務違反に関しては、法令が厳格に適用されることにより「青色申告の承認取消しや経費が否認されるのではないかと」の声も出ていたところ、国税庁より令和3年11月に以下の取扱いを公表済み。

…その取引が正しく記載されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。

令和3年11月19日
政府税調第6回総会
財務省提出資料

記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性 ①

複式簿記の普及・一般化

記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化やバックオフィスの生産性向上、金融機関との資金繰り相談や取引関係の構築などにおける信頼の確保・向上の観点からも重要である。また、会計ソフトなどのICT技術の活用によって、簿記会計の専門知識を有さない納税者においても、大きな手間や費用をかけずに複式簿記による記帳や帳簿等の電子化を行うことが可能な環境が整ってきている。

このような状況を踏まえ、複式簿記による記帳を更に普及・一般化させる方向で、納税者側での対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた記帳水準向上についての議論を進めていく。

優良な電子帳簿の普及・一般化

正確な記録及びトレーサビリティが確保された会計帳簿の保存は、会計監査や税務調査における事後検証可能性の観点に加え、内部統制や対外的な信頼性確保の観点からも重要である。こうした重要性に鑑みて、既存のインセンティブ措置に加えて、融資審査等における帳簿の活用範囲の拡大や税務調査における更なるデジタル技術の活用などを通じて、納税者における優良な電子帳簿の利用を促していくべきである。

あわせて、必要な機能を充足した会計ソフトの低価格化の見直しなどをはじめ、納税者において優良な電子帳簿の保存に対応するためのコストや事務負担の低減可能性について、関係者との意見交換等を通じた見極めを行いつつ、優良な電子帳簿の普及・一般化に向けた措置の検討を行う。その一環として、既に複式簿記が普及している法人については、税務上の更なる透明性確保と税制上の恩典適用とのバランスも含めて議論を進めていく。

記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性 ②

電子化を通じた簡便な税務手続の推進

納税者の利便性の向上及び適正な申告納税を確保する観点から、申告書等への記載が必要な情報をマイナポータル経由で取り込み、自動的に反映させていくため、関係法人・団体等の協力を得ながら、取り込み対象となる情報の範囲拡大や一層のデジタル化を図る等、より簡便に確定申告・年末調整を完了できる仕組みの検討を行う。

プラットフォーム事業者からの情報提供

インターネット上のプラットフォーム事業者を介したギグエコノミー、シェアリングエコノミーの近年の伸長を踏まえ、記帳の余裕のない多数の零細事業者、サイドビジネス的事業者の申告の便宜を向上させる観点から、プラットフォーム事業者からの情報提供の在り方について、国際的な議論を踏まえつつ検討を行う。

帳簿不保存・記帳不備への対応

適正な記帳や帳簿保存が行われていない納税者については、真実の所得把握にかかる執行コストが多岐にわたるペナルティ適用上の立証も困難。また、記帳義務不履行に対する不利益がない中で、記帳の動機に乏しい場合も存在。記帳義務及び申告義務を適正に履行する納税者との公平性に鑑み、帳簿の不保存・不提示や記帳不備に対して適正化を促す措置の検討を行う。

特に悪質な納税者への対応

課税の公平性を確保するために、税務調査時に簿外経費を主張する納税者、虚偽の書類を提出する等調査妨害的な対応を行う納税者への対応策や、調査等の働きかけに応じない納税者、到底当初より申告の意図を有していたとは思われない納税者等、既存のけん制措置では必ずしも対応できていない悪質な納税者への有効な対応策の検討を行う。

さいごに

本日はご清聴いただきありがとうございました。
財務省主税局では、税に対する理解をさらに深めていただくため、様々な取組を行っております。以下、主なものをご案内させていただきます。

《もっと知りたい税のこと(令和4年6月)》



※1 財務省YouTubeチャンネルにて動画公開中
※2 電子書籍化し、無料配布中



パンフレット
動画

《令和4年度税制改正》



※ 財務省YouTubeチャンネルにて動画公開中



パンフレット
動画

《財務省主税局×らんどリル》

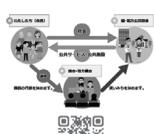


※財務省HPにて「冊子」と「ゲーム」公表中



冊子
ゲーム

《外部サイトへのコンテンツ提供》



Yahoo!きっず

《租税教育》



【租税庁HP】
<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/education/index.htm>

《税制メールマガジン》



メルマガ

税制メールマガジン で 検索

【財務省HP】
https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/index79

地方税制関係資料

総務省自治税務局

目 次

地方財政・地方税制の現状と課題

(1ページ)	総論：地方財政・地方税政の現状と課題	48
(2ページ)	地方財政の果たす役割	48
(3ページ)	地方財政計画の歳出の推移	49
(4ページ)	地方財政の借入金残高の状況	49
(5ページ)	地方財政の財源不足の状況	50
(6ページ)	国・地方の税源配分について	50
(7ページ)	国税・地方税の税収内訳（令和4年度地方財政計画額）	51
(8ページ)	地方税収（地方財政計画ベース）の推移	51
(9ページ)	令和3年度地方税収入決算見込額（地方財政計画ベース）	52
(10ページ)	主要税目（地方税）の税収の推移	52
(11ページ)	人口一人当たりの税収額の指数（令和3年度決算見込額）	53
(12ページ)	地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築	53
(13ページ)	地方税収と人口一人当たりの税収額の指数の推移	54
(14ページ)	各論①：個別地方税制の現状と課題	54
(15ページ)	1. 地方法人課税	55
(16ページ)	法人課税の概要	55
(17ページ)	法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大	56
(18ページ)	法人事業税の外形標準課税について	56
(19ページ)	法人事業税の外形標準課税の対象	57
(20ページ)	令和4年度税制改正大綱（外形標準課税関係部分抜粋）	57
(21ページ)	2. 車体課税	58
(22ページ)	自動車に係る課税関係（地方税）	58
(23ページ)	自家用乗用車に係る課税のイメージ	59
(24ページ)	「令和3年度与党税制改正大綱」のポイント	59
(25ページ)	政府における電動車の普及目標（乗用車）	60
(26ページ)	3. 固定資産税	60
(27ページ)	所有者不明土地に関する政府の決定	61
(28ページ)	登記済通知のオンライン化等について	61
(29ページ)	固定資産課税台帳情報の活用について	62
(30ページ)	所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応（令和2年度税制改正）	62
(31ページ)	4. 地方消費税	63
(32ページ)	インボイス制度への円滑な移行に向けた総務省の取組み（R3年度）	63
(33ページ)	インボイス制度への円滑な移行に向けた総務省の取組み（R4年度）	64
(34ページ)	各論②：地方税務手続の電子化等	64

(35ページ)	ICT化の進展に対応した主な施策（地方税）	65
(36ページ)	eLTAX（エルタックス）について	65
(37ページ)	地方税の申告等に係る eLTAX 利用率の推移	66
(38ページ)	地方税共通納税システムについて	66
(39ページ)	地方税共通納税システムの利用拡大に向けた取組	67
(40ページ)	eLTAX 利用率の引上げに向けた取組	67
(41ページ)	令和4年度税制改正（地方税務手続きのデジタル化）	68
(42ページ)	令和3年度税制改正（個人住民税の特別徴収税額通知の電子化）	68
(43ページ)	地方公共団体情報システムの標準化について	69
(44ページ)	税務システム標準仕様書【第2.0版】（概要）	69
(45ページ)	マイナンバーカードの普及促進に向けた総務省の取組	70

地方財政・地方税制の現状と課題



第74回 租税研究大会

令和4年9月14日

総務省 自治税務局長 川窪 俊広

<目次>

総論：地方財政・地方税制の現状と課題	1
各論①：個別地方税制の現状と課題	14
各論②：地方税務手続の電子化等	34

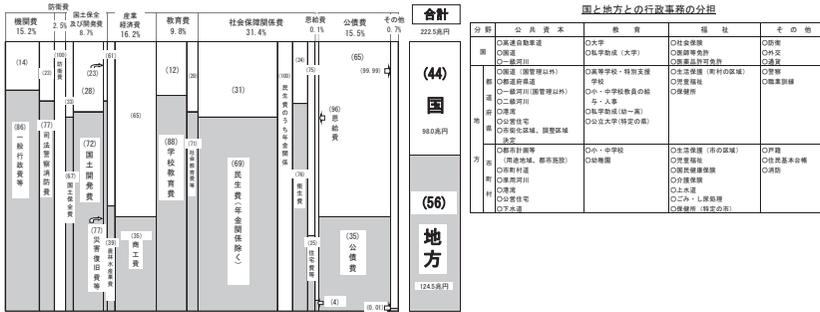


総論：地方財政・地方税制の現状と課題

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで56%となっている。

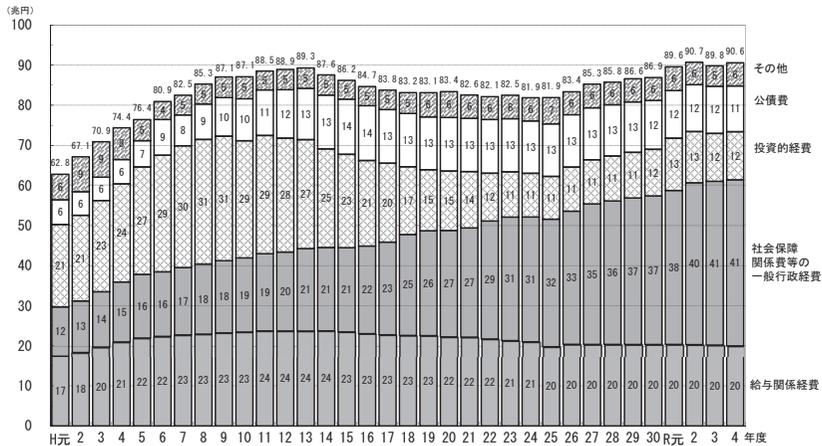
○ 国と地方の役割分担（令和2年度決算）
＜歳出決算・最終支出ベース＞



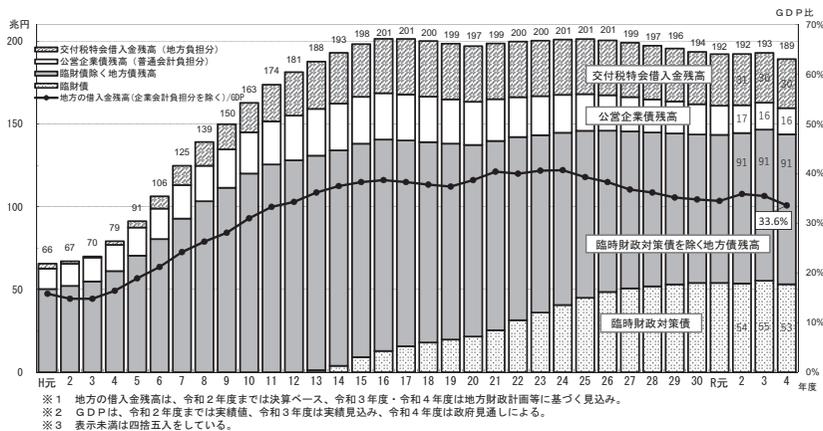
(注) 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
計数は概算であり、異動する場合があります。

地方財政計画の歳出の推移

- 社会保障関係費(一般行政経費に計上)は高齢化の進行等により増加。
- 投資的経費は減少傾向にあったが、近年は、防災・減災、国土強靱化関連事業の増等により増加傾向。
- 給与関係経費は減少傾向にあったが、保健所の恒常的な人員体制強化のための保健師の増や児童虐待防止対策のための児童福祉司の増等により横ばい。



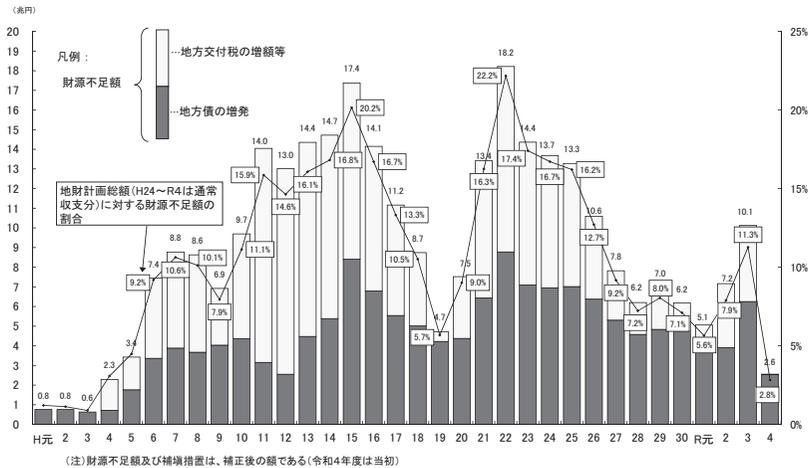
地方財政の借入金残高の状況



(参考) 公債企業債残高(企業会計負担分)の状況 (単位: 兆円)

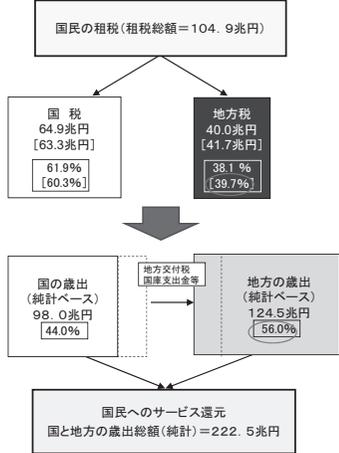
年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
公債企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	

地方財政の財源不足の状況



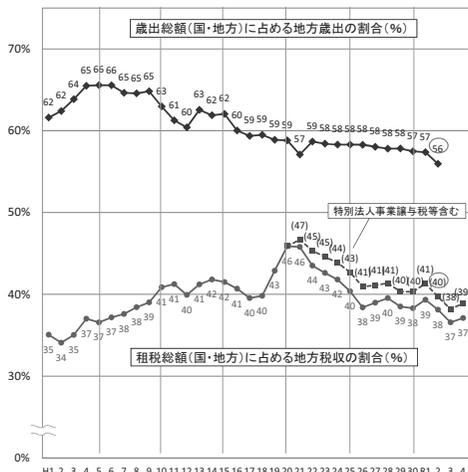
国・地方の税源配分について

◎国・地方の歳入歳出 (令和2年度決算)

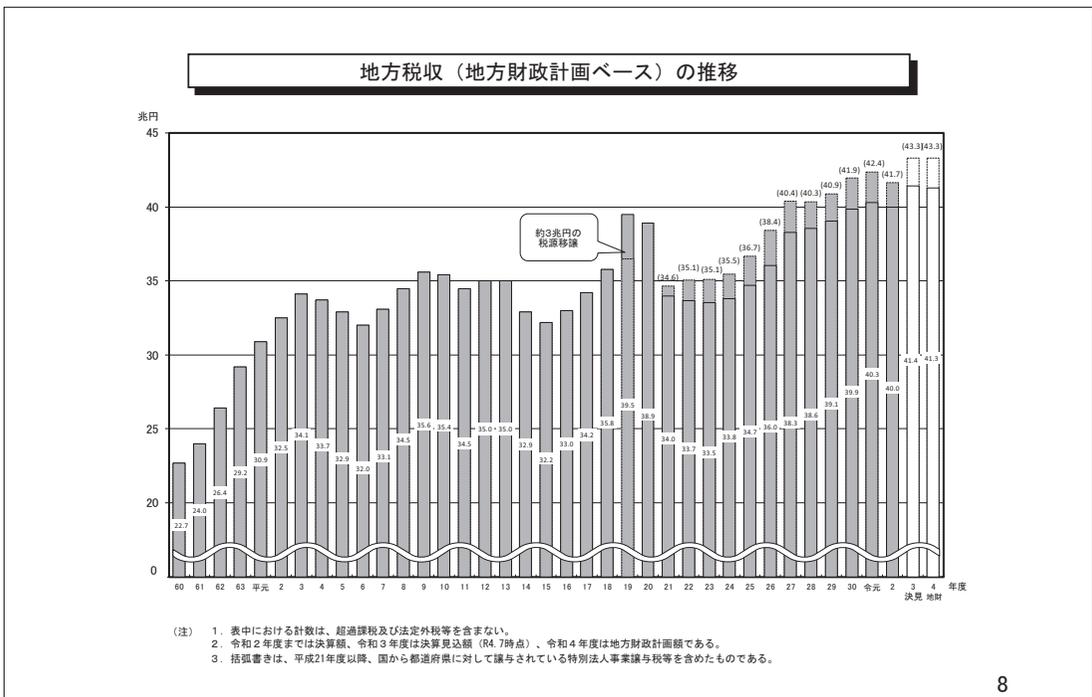
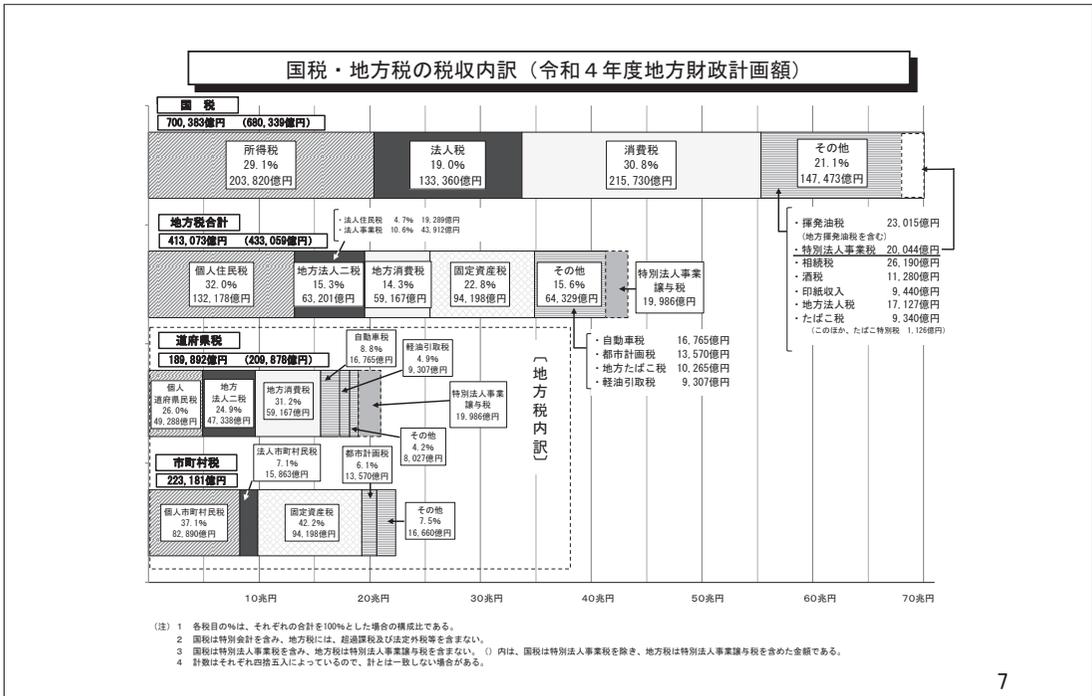


(注) 精査中であり、数値が異動することがある。
 (注) 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。
 (注) 国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業課税と税を含まない。
 []内は、国税は特別法人事業税を除き、地方税は特別法人事業課税と税を含めた金額。

◎地方の税源・歳出配分の推移



(注) 令和2年度までは決算額、令和3年度は決算見込額 (R4.7時点)、令和4年度は地方財政計画額である。

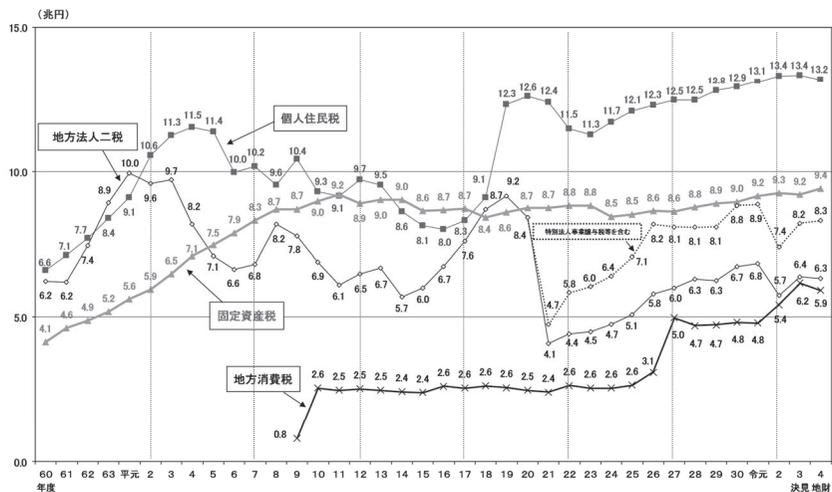


令和3年度地方税収入決算見込額（地方財政計画ベース）

	令和2年度 決算額	令和3年度 地財計画額	令和3年度 決算見込額 (令和4年7月)			令和4年度 地財計画額
	①	②	③	対R2決算 (3-1)	対R3地財 (3-2)	
個人住民税	13.4	12.7	13.4	+0.0	+0.6	13.2
地方法人二税 (特別法人事業譲与税を含む)	7.4	5.8	8.2	+0.8	+2.4	8.3
うち特別法人 事業譲与税	1.7	1.3	1.9	+0.2	+0.6	2.0
地方消費税	5.4	5.7	6.2	+0.7	+0.4	5.9
固定資産税	9.3	9.1	9.2	▲0.1	+0.1	9.4
その他	6.2	6.2	6.3	+0.1	+0.1	6.4
地方税計 (特別法人事業譲与税を含む)	41.7	39.6	43.3	+1.6	+3.7	43.3
地方税計 (特別法人事業譲与税を除く)	40.0	38.3	41.4	+1.4	+3.1	41.3

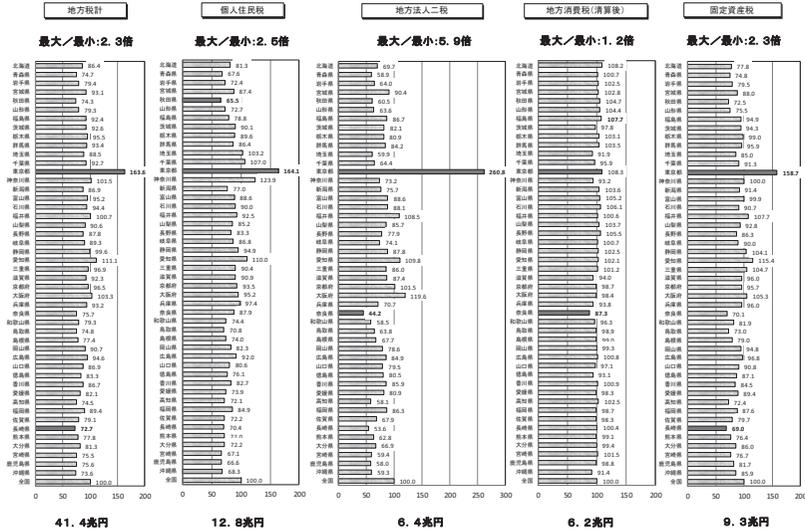
(注) 1. 令和3年度決算見込額(令和4年7月)は、地方公共団体からの速報値を集計したものである(最終的な決算額とは異同が生じることがある)。
 2. 表中の計数は、超過課税分、法定外税等を含んでいない。
 3. 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

主要税目(地方税)の税収の推移

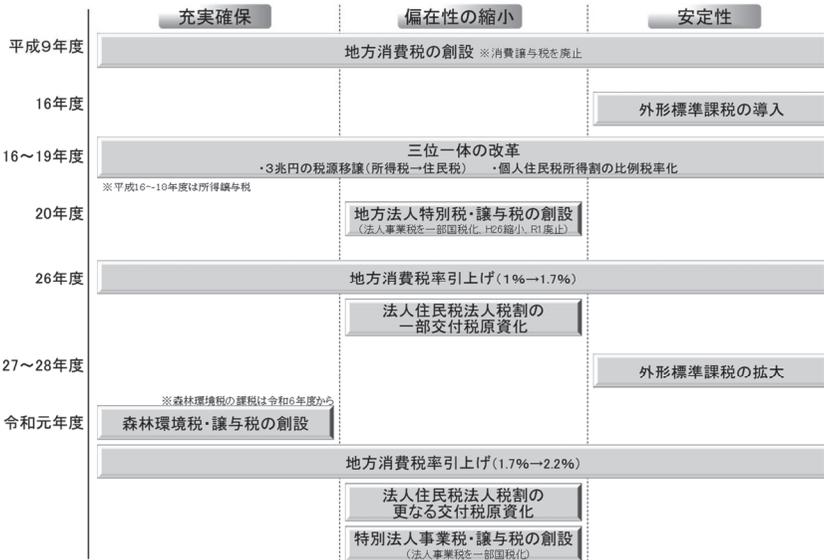


(注) 1. 表中における計数は、超過課税を含まない。
 2. 令和3年度は決算見込額(令和4年7月)、令和4年度は地方財政計画額である。
 3. 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を加算した額。

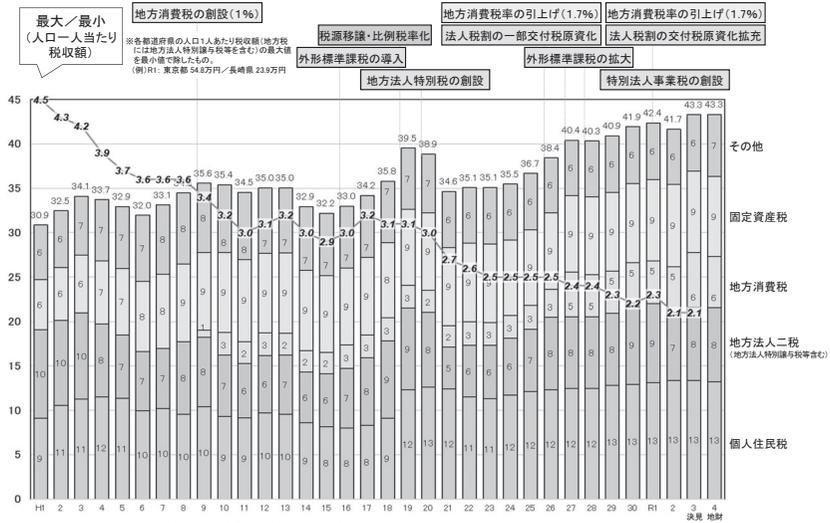
人口一人当たりの税収額の指数（令和3年度決算見込額）



地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築



地方税収と人口一人当たりの税収額の推移



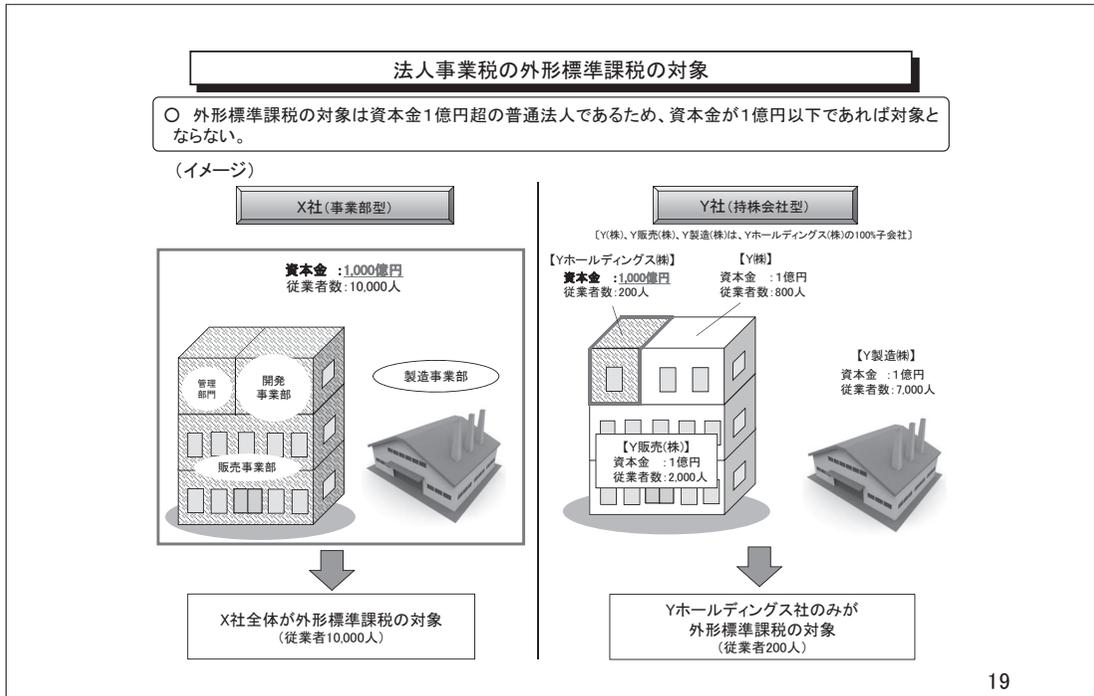
各論①: 個別地方税制の現状と課題

1. 地方法人課税

法人課税の概要

法人税 (国) 13.3兆円	※ 税収の33.1%は地方交付税の原資	所得	×	税率 23.2%	=	法人税額
地方法人税 (国) 1.7兆円	※ 税収の全額が地方交付税の原資 法人住民税法人税割の一部を国税化したもの	法人税額	×	10.3%		
法人住民税 (県・市) 1.9兆円		法人税額	×	1.0%		
		法人税額	×	6.0%		
		均等割	資本金等の額及び従業者数に応じて税率区分	7万円～380万円		
法人事業税 (県) 4.4兆円 (2.0兆円)		【資本金1億円超の普通法人】				
		外形標準課税	付加価値割 (収益配分額+単年度損益)	×	1.2%	
			資本割	資本金等の額	×	0.5%
		所得割	所得	×	1.0% (2.6%相当)	
		【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】				
		所得割	所得	×	7.0% (2.6%相当)	
		【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】 (電気供給業(送配電事業) (注1)・ガス供給業(導管事業) (注2)・保険業を営む法人)				
		収入割	収入金額	×	1.0% (0.3%相当)	

※ 税収はH4収入見込額。なお、繰越控除の関係で、前年と異なる場合がある。
 ※ 税中の括弧内は、特別法人事業税相当の税率(外数)。
 (注1) 小売電気事業者、発電事業者及び特定供給事業者については、資本金1億円超の普通法人は収入割、付加価値割及び資本割により、資本金1億円以下の普通法人等は収入割及び所得割による。
 (注2) 導管事業以外の事業については、導管部門の法的分離の対象となる法人の供給区域内でガス製造事業を行う者は収入割、付加価値割及び資本割により、その他の一般の事業と同様。



令和4年度税制改正大綱(外形標準課税関係部分抜粋)

(令和3年12月10日
自由民主党
公明党)

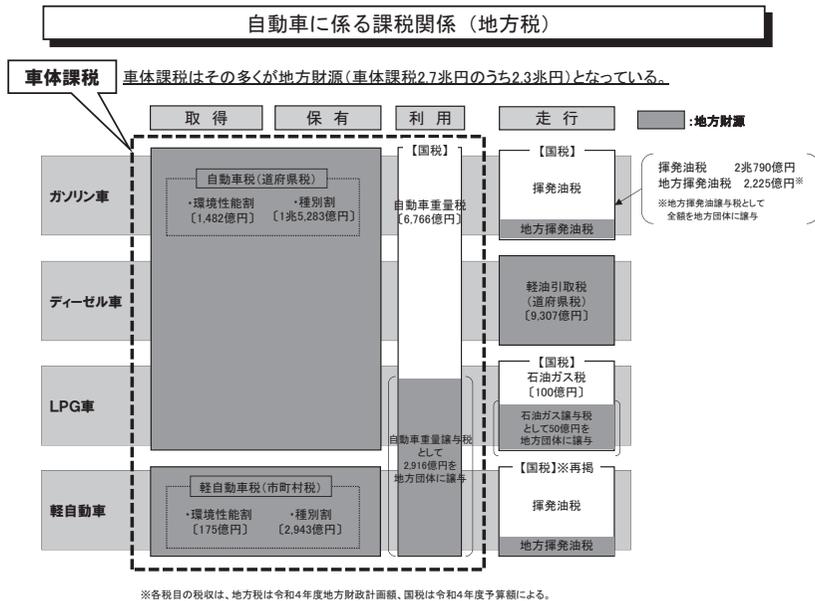
第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

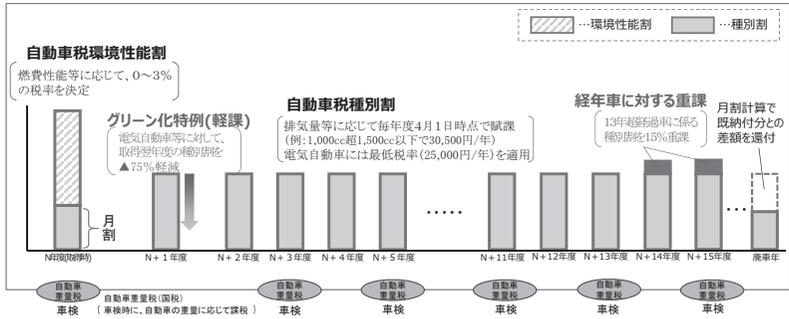
(3) 外形標準課税のあり方

法人事業税の外形標準課税は、平成16年度に資本金1億円超の大法人を対象に導入され、平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。一方で、経済社会の構造変化に伴い、外形標準課税の対象法人の数や態様は大きく変化しており、今後、こうした原因・課題の分析を進めるとともに、外形標準課税の適用対象法人のあり方について、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

2. 車体課税



自家用乗用車に係る課税のイメージ



「令和3年度与党税制改正大綱」のポイント

第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

令和2年12月10日
自由民主党・公明党

3. グリーン社会の実現 (2) 車体課税

- 自動車業界はCASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面している。(略)この大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある。
- 税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。**本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきであるが、地方でわが国経済がコロナ禍にあることを踏まえれば、急激な変化は望ましくない。今回の見直しにおいては、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとする。**関係省庁及び自動車業界には、この期間内に上記の大変革に対応する準備を早急に整えていくことを望みたい。
- 自動車税及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽減)については、環境性能割を補充する制度であることを踏まえ、クリーンディーゼル車を対象から除くとともに、適用対象を電気自動車等に限定していない種別においても、重点化及び基準の切り替えを行った上で2年間延長する。また、次の期限到来に向けて、**経済の状況などを考慮しつつ、更なる重点化を引き続き検討する。**
- 今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、**政策インセンティブ機能の強化、実質的な免税中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点**を踏まえることとする。
- また、次のエコカー減税等の期限到来に向けて、**新たに燃費基準の対象となった電気自動車及びプラグインハイブリッド車について、令和12年度燃費基準に基づく燃費値の表示に関する検討等を進めつつ、その結果も踏まえ、エコカー減税等における燃費基準の達成度に応じた評価について検討し、結論を得る。**

第三 検討事項

- 自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、**国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。**

令和4年度与党税制改正大綱において、上記第一については「令和3年度税制改正大綱で示した方針に基づき引き続き検討を進める。」とされ、第三については同一の内容とされている。

政府における電動車の普及目標（乗用車）					
	燃料電池自動車 (FCV)	電気自動車 (EV)	プラグイン ハイブリッド車(PHV)	ハイブリッド車 (HV)	ガソリン車等 (ICEV)
次世代自動車戦略2010 (目標年 2030年)	～3%	20～30%		30～40%	30～50%
次世代自動車戦略2010(H22.4.12)のポイント <ul style="list-style-type: none">・「低炭素社会づくり行動計画」(2008年7月閣議決定)において、「(次世代自動車について、)2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で導入するという野心的な目標の実現を目指す」としている。・一方、次世代自動車の開発・普及については、①ハイペースでの開発・市場投入には人的・時間的制約が大きいこと、②国際市場では引き続き従来車が主流であること、③特定の技術に集中することはメーカーリスクが大きいこと等に留意しなければならない。・これらの点を踏まえ、次世代自動車の普及加速のため、政府が目指すべき車種別普及目標(新車販売台数に占める割合)を設定。この目標実現のためには、政府による積極的なインセンティブ施策(開発・購入補助、税制、インフラ整備等)が求められる。					
グリーン成長戦略 (目標年 2035年)		100%			対象外
グリーン成長戦略(R3.6.18)のポイント <ul style="list-style-type: none">・自動車は、電動化を推進する。我が国産業の国際競争力にもつながるよう、特定の技術に限定することなく、パワートレインやエネルギー・燃料等を最適に組み合わせ、多様な道筋を示す必要がある。・諸外国の電動化に関する目標や規制、支援等の施策や、これらの施策による電動車市場の状況に注目して、包括的な措置を講じる必要がある。・2035年までに、新車販売で電動車100%を実現できるよう、包括的な措置を講じる(乗用車)。					

【出典】総務省自治税務局作成

<h3>3. 固定資産税</h3>

26

所有者不明土地に関連する政府の決定

経済財政運営と改革の基本方針2021 (抄)

(令和3年6月18日 閣議決定)

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

5. 生産性を高める社会資本整備の改革

所有者不明土地等対策について、基本方針¹⁴⁹に基づき、関係機関の体制整備も含めた所有者不明土地の円滑な活用・管理を図るための仕組みの充実等を行う。

149「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(令和3年6月7日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)。

所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針 (抄)

(令和3年6月7日
所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)

3 地籍調査の円滑化・迅速化

土地の適切な利用の基礎データとなる地籍調査に関し、固定資産課税台帳の情報の利用等による所有者探索の合理化や所有者不明の場合等でも調査が進む手続の活用、地域特性に応じた効率的な調査手法の導入、優先実施地域における重点実施等を盛り込んだ第7次国土調査事業10年計画に基づき、引き続き、円滑かつ迅速に推進する。また、これらの手法の普及が進むよう、地方公共団体へ支援を行うとともに、当該計画の進捗目標を達成するため必要となる予算の確保に努める。

また、地籍を明確化するための情報基盤である登記所備付地図の整備を進める。

5 多様な土地所有者の情報を円滑に把握する仕組み

関係行政機関や民間事業者が土地所有者に関する情報を円滑に把握できるよう、今国会で、登記所が他の公的機関(住民基本台帳ネットワークシステム、商業登記等)から、土地所有者の死亡や住所変更情報等を入手し、個人情報保護にも配慮しつつ、不動産登記の最新化に繋げる仕組みや、海外に居住する土地所有者の日本国内における連絡先を登記事項とするなどの仕組みを構築したところである。今後、改正法の円滑な施行に向けて、法務局の体制整備や不動産登記システムと住民基本台帳ネットワークシステム等との円滑な連携を可能とする実効性のあるシステム整備を進める。

また、行政機関等に対して戸籍情報を電子的に提供する戸籍情報連携システムの整備を着実に進め、令和5年度中に運用を開始する。これらを含め、土地に関する各種制度、台帳間の情報連携を促進するとともに、連携を容易にするためのデータ形式の見直しやシステム間の調整を行い、オンライン化の取組も含めた情報連携の仕組みの構築に向けた検討を進める。

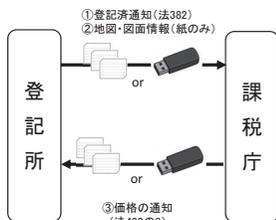
こうした仕組みを構築するまでの間も、自治体の協力による登記手続きの促進や、関係機関から自治体への照会による所有者情報の把握の取組を進める。

登記済通知のオンライン化等について

- 登記所から市町村への登記済通知(地方税法382条)等及び市町村から登記所への価格の通知(同法422条の3)については、従来、紙媒体もしくはUSBメモリ等の電子媒体により受渡しが行われていたが、令和2年1月の法務省のシステム更改に伴い、オンラインによる受渡しが可能に。
 - LGWANに接続した端末により、登記所から通知される利用者ID及びパスワードを用いてログインすることで受渡しが可能。
- ※ オンライン化は、市町村と管轄登記所で協議し、準備が整った段階で順次開始。
 ※ オンライン化後も、必要に応じ適宜紙媒体による受渡しを併せて行うことは可能。
 ※ 令和3年4月からは、登記済通知に不動産番号(不動産を識別するための不動産登記固有の番号)が追加。

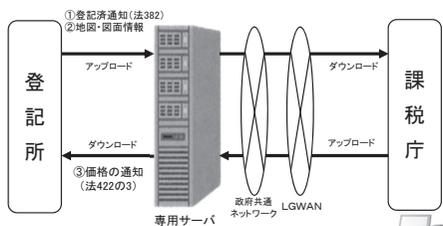
(従来)

紙媒体又はUSB等による受渡し



(R2. 1~)

LGWANを通じたオンラインによる受渡し



【オンライン化の対象】

- ① 登記済通知(CSV)、発行済通知書一覧(CSV)等
- ② 地図及び図面情報(TIFF)
- ③ 評価額通知

LGWAN接続端末
登記所から通知
されるID・PWを
使用しログイン

固定資産課税台帳情報の活用について

- 固定資産課税台帳に記載されている情報のうち、
 - ・ 所在市町村、地番・地目・地積、登記名義人の住所・氏名など登記簿記載情報は提供可能。
 - ・ 評価額・課税標準額、登記簿情報と異なる所有者や住所情報などは、私人の秘密を守る観点から、地方税法上の守秘義務の対象となり、原則として情報提供できない。
- ただし、法的措置の必要性、納税者保護などを勘案のうえ、別途、個別法において一定の要件を定めることにより、固定資産課税台帳の所有者情報が活用可能となる場合がある。

【固定資産課税台帳の情報提供を可能とした例】

- ・ 林務担当部局 : 森林所有者の把握を目的とした情報活用
(森林法第191条の2 (H24年度以降所有者:平成24年4月1日施行、H23年度以前所有者:令和2年6月10日施行))
- ・ 農業委員会 : 農地所有者の把握を目的とした情報活用 (農地法第51条の2) (平成26年4月1日施行)
- ・ 空家等担当部局 : 空家等の所有者の把握を目的とした情報活用 (空家法第10条) (平成27年2月26日施行)
- ・ 所有者不明土地等担当部局 : 地域福祉増進事業等の対象区域の土地所有者の把握を目的とした情報活用
(所有者不明土地特措法第39条第1項) (平成30年11月15日施行)
- ・ 登記官 : 長期間相続登記が未了な土地の登記を促すための所有者の把握を目的とした情報活用
(所有者不明土地特措法第40条第3項) (平成30年11月15日施行)
- ・ 表題部所有者不明土地の所有者の把握を目的とした情報活用
(表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第8条) (令和元年11月22日施行)
- ・ 地籍調査部局 : 地籍調査対象となる土地の所有者の把握を目的とした情報活用
(国土調査法第31条の2第1項) (令和2年6月15日施行)

地方税法 (抄)

(秘密漏えいに関する罪)

第二十二條 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応（令和2年度税制改正）

現に所有している者の申告の制度化

課題

- 課税庁は、「現に所有している者」(通常は相続人)の把握のため、法定相続人全員の戸籍の請求など、調査事務に多大な時間と労力。
- 納税義務者特定の迅速化・適正化のため、独自に、死亡届の提出者等に対し「現に所有している者」の申告を求めている団体も多い。 →実効性を高めるため、申告の制度化の要望

改正概要

- 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

使用者を所有者とみなす制度の拡大

課題

- 固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない等によって、調査を尽くしても所有者が一人も特定できないケースが存在。また、使用者からも調査に協力を得られない等、所有者特定に支障。
- 改正前の法律では、震災等の事由によって所有者が不明の場合に使用者を所有者とみなして課税できる規定があるが、適用は災害の場合に限定。
- こうしたケースについては、改正前の法律では誰にも課税できず、課税の公平性の観点から問題。

改正概要

- 市町村は、調査(※)を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。
- 使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録する場合には、その旨を事前に使用者に通知するものとする。

(※)「調査」とは、住民基本台帳、戸籍簿等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他の関係者への質問等。

4. 地方消費税

インボイス制度への円滑な移行に向けた総務省の取組み（R3年度）

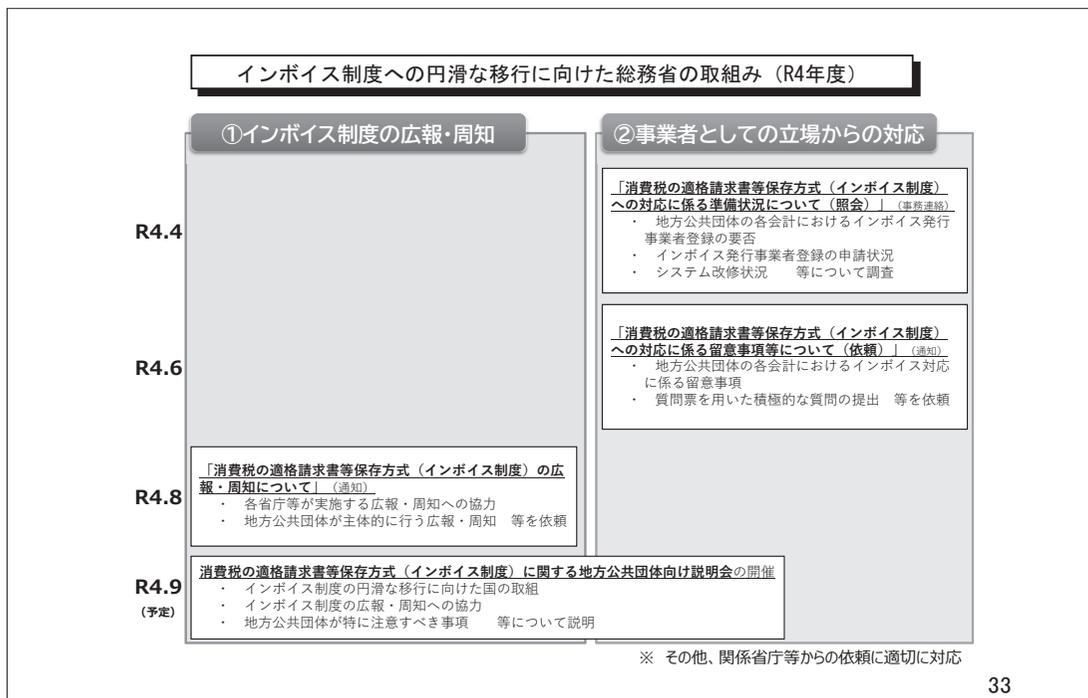
- インボイス制度への円滑な移行に向け、①インボイス制度の広報・周知、②事業者としての立場からの対応の観点から、地方公共団体に対し働きかけを実施。

①インボイス制度の広報・周知

②事業者としての立場からの対応

R3.6	<p>「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応及び広報・周知について（依頼）」（通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体等の事業者としての立場からの対応 ・ インボイス制度の広報・周知（国の相談窓口の案内、国税局・税務署への協力） ・ 職員向け研修会の開催、庁内関係課との連携、市区町村への周知 等について依頼
	<p>消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する地方公共団体向け説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インボイス制度の概要 ・ 地方公共団体が特に注意すべき事項 ・ インボイス制度の周知・広報への協力依頼 ・ 地方公共団体から寄せられた質疑への回答 等について説明
R3.8	<p>「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する講師派遣申込先の変更及び民間事業者に対する広報・周知への協力依頼について」（事務連絡）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師派遣申込先の変更 ・ 商工部局等が行う民間事業者向け説明会におけるインボイス制度の広報・周知（国税職員の派遣、リーフレットの配付）への協力 等について依頼
R4.1	<p>「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する国の取組等について（周知）」（事務連絡）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インボイス制度の円滑な移行に向けた国の取組 ・ インボイス制度について、国・地方公共団体が行うべき基本的な対応 ・ 水道事業及び下水道事業に関するよくある質問と回答 等について周知

※ その他、関係省庁等からの依頼に適切に対応





各論②：地方税務手続の電子化等

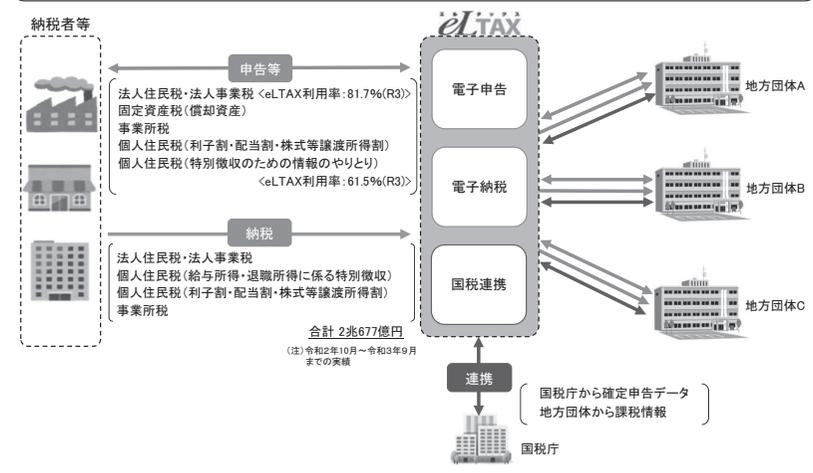
34

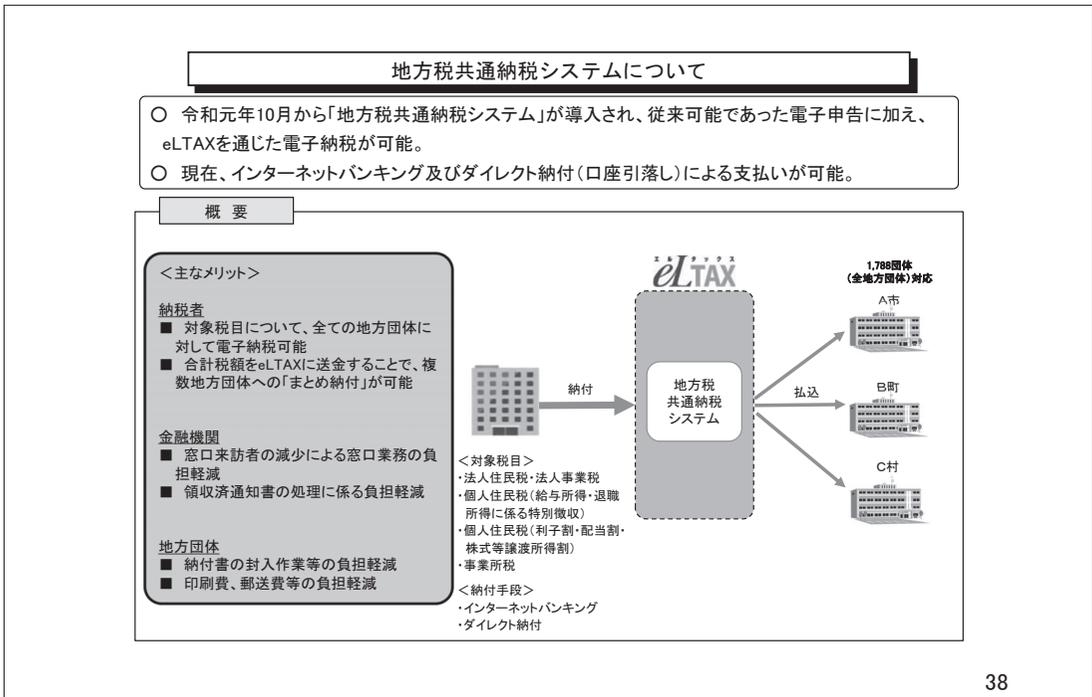
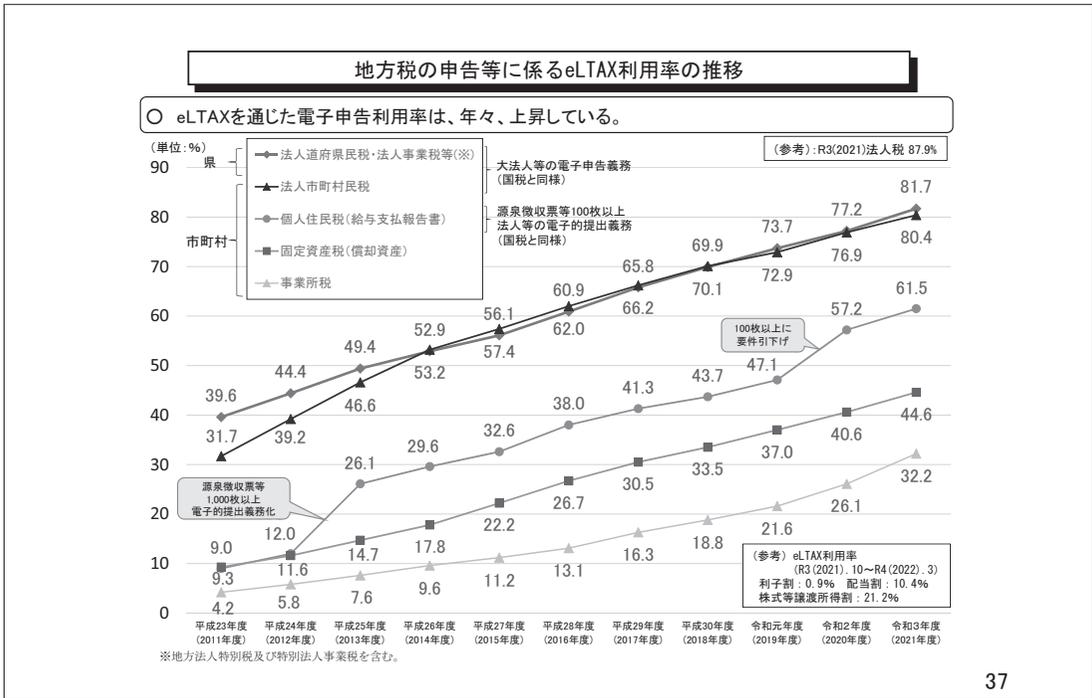
ICT化の進展に対応した主な施策(地方税)

年度	法人申告	給与支払報告書 公的年金等支払報告書	公的年金からの 個人住民税の特別徴収	国税連携	個人住民税の 特別徴収税額通知	自動車税 軽自動車税	固定資産税 (償却資産)	電子納税	
H16 ～ H21	<ul style="list-style-type: none"> 法人住民税、法人事業税の申告開始(H17.1～) 事業所税の申告開始(H20.1～) 法人及び協会の提出開始(H20.3～) 	<ul style="list-style-type: none"> 給与支払報告書の電子的提出の開始(H20.1～) 公的年金等支払報告書の電子的提出の開始(H21.1～) 	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金の特別徴収データの連携開始(H21.1～) 特別徴収開始 			<ul style="list-style-type: none"> OSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)による、自動車税、軽自動車取得税申告開始(新卒地域のみ)(H17.12～) 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税(償却資産)の申告開始(H17.1～) 		
全地方団体がeLTAXに接続									
H22				<ul style="list-style-type: none"> 所得税決定申告書の連携開始(H23.1～) 					
H23 ～ H30		<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出を義務化(H28.1～) 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化(H29.1～) 		<ul style="list-style-type: none"> 法定調書の連携開始(H25.5～) 秩森倉正情報連携開始(H25.6～) 市町村間で受渡した所得決定申告書情報連携開始への引継(H28.1～) 源泉徴収票情報連携開始(H29.8～) 	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収税額通知(特徴義務者用)の電子化(H28.4～) 	<ul style="list-style-type: none"> JNKS(自動車税納付建システム)運用開始(H27.4～) 			
R元				<ul style="list-style-type: none"> 法人納税者の開業届・異動届に係る申請・届出の連携開始(R2.3～) 				<ul style="list-style-type: none"> 地方税共通納付システムの稼働(R元.10～) 	
R2	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表の提出の一元化(R2.4.1～) 本法人に係る電子申告義務化(R2.4.1以降の事業年度に係る申告) 	<ul style="list-style-type: none"> 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出基準の引下げ(R2.1～) 		<ul style="list-style-type: none"> 法人納税時に提出された財務諸表の連携開始(R2.4～) 			<ul style="list-style-type: none"> 申告システム改良(徴収義務者への)一括電子申告、エラーチェック機能強化(R2.12～) 		
R3								<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)の申告・納入手続の電子化(R3.10～) 	
R4						<ul style="list-style-type: none"> 軽OSS、軽JNKS運用開始(R5.1～) 			
R5 以降					<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化(R6.1～) 			<ul style="list-style-type: none"> 地方税統一QRコード活用開始、固定資産税の自動車保有者向け全税目への対票紐付(R6.4～) 	

eLTAX (エルタックス) について

- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。





地方税共通納税システムの利用拡大に向けた取組

- 地方税共通納税システムの稼働開始(令和元年10月)からの2年間、同システムを通じた納付は進んでいる。
- 今後とも、地方団体や経済団体、金融機関等の関係者が連携し、更なる利用拡大に努めていく。

<令和元年10月から令和2年9月までの実績(稼働から1年間の実績)>

	地方法人二税	個人住民税(特別徴収分)	事業所税	合計
共通納税システムによる納付件数(払込件数)	件 170,370 (326,388)	225,111 (1,258,107)	3,367 (5,385)	398,848 (1,589,880)
共通納税システムによる収納額	億円 7.315	871	214	8,399

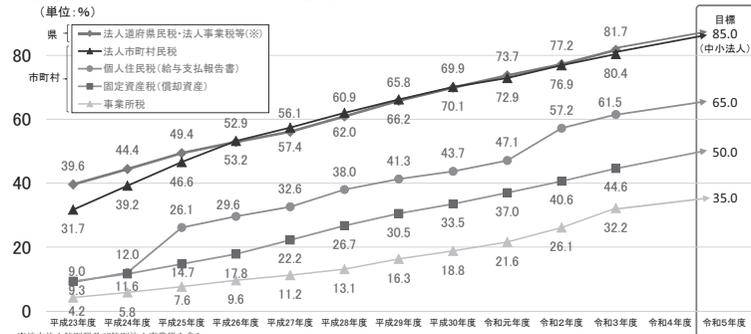
<令和2年10月から令和3年9月までの実績(直近1年間の実績)>

	地方法人二税	個人住民税(特別徴収分)	事業所税	合計
共通納税システムによる納付件数(払込件数)	件 360,928 (698,866)	744,480 (4,619,855)	6,883 (12,674)	1,112,291 (5,331,395)
共通納税システムによる収納額	億円 16,786	3,378	513	20,677

eLTAX利用率の引上げに向けた取組

- 総務省においては、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日・閣議決定)における方針を踏まえ、地方法人二税や個人住民税(給与支払報告書)等のeLTAX利用率に係る目標を令和3年秋に設定。
- 当該目標の達成に向け、eLTAXの利便性向上等に努めていくほか、電子申告義務化の対象範囲の拡大等についても、納税者の意見を伺いながら、引き続き、検討。

■地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移と目標
(単位:%)



■eLTAXの利便性向上に向けた経済団体等の意見

- ・ e-Taxとのユーザーインターフェイスの統一
- ・ 法人に対するIDの複数付与
- ・ 電子署名の簡素化
- ・ 利用可能手続の拡大
- ・ 利用時間の拡大

令和4年度税制改正（地方税務手続のデジタル化）

1. eL TAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大 【令和4年4月1日から施行】

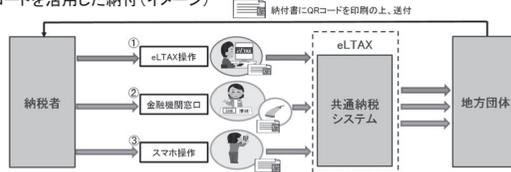
- eL TAXを通じた申告・申請は、これまで、オンライン化のニーズに応じて、法人を対象とする手続を中心として拡大し、地方税法令上、対象手続を個別に規定。
- 今後はさらに、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備※が整ったものから順次、eL TAXを利用して行うことができるよう措置。
※ 今後、対象予定の手続(実施時期)：地方たばこ税の申告・ゴルフ場利用税の申告・入湯税の申告(令和5年10月)等

2. eL TAXを通じた電子納付の対象税目の拡大 【令和5年4月1日以後の納付について適用】

- eL TAXを通じた電子納付についても、主として法人を対象とする税目から順次、対象税目を拡大。令和3年度税制改正では、個人の納税者にも納付機会が多い固定資産税等4税目を対象に追加。
- 加えて今般、地方税統一QRコードを活用した電子納付の仕組みの構築に目途が立ったことから(令和5年4月活用開始)、これを契機に、eL TAXを通じた電子納付の対象を、全ての地方税(※)に拡大。

※ 令和3年度税制改正で対象追加した固定資産税・都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の4税目については、地方税共通納税システムの対象税目拡大と合わせ、令和5年度から全地方団体が納付書にQRコードを印字して対応予定。その他の税目についても、希望する地方団体がQRコードを印字して対応。

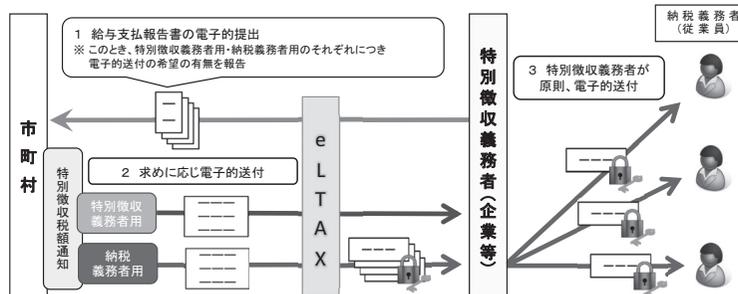
■地方税統一QRコードを活用した納付(イメージ)



令和3年度税制改正（個人住民税の特別徴収税額通知の電子化）

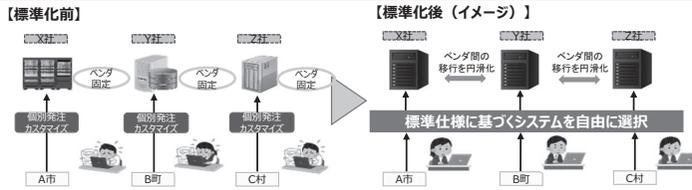
- 特別徴収税額通知(納税義務者用)について、個々の納税義務者に電子的に送付できる体制を有する特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、当該通知をeL TAXを経由して、当該特別徴収義務者に電子的に送付するものとする。この場合において、当該特別徴収義務者は、納税義務者に、当該通知を原則として電子的に送付するものとする。
 - 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)についても、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、当該通知をeL TAXを経由して、当該特別徴収義務者に電子的に送付するものとする。
(現在、選択的サービスとして行われている「電子データの副本送付」(電子署名のないデータの送付)については、終了することとする。)
- ※ 令和6年(2024年)度以後の年度分の個人住民税について適用。

<電子化のイメージ>



地方公共団体情報システムの標準化について

- 地方公共団体の情報システムの標準化については、以下のとおり行うこととされている。
 - ・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、住民記録、地方税(※)、福祉など、地方公共団体の主要な20業務を処理するシステムの標準仕様を、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針の下、関係府省が作成する。
 - ※ 対象税目等は、個人住民税(森林環境税を含む。)、法人住民税、固定資産税(都市計画税を含む。)、軽自動車税及びこれらに係る収滞納管理。
 - ・各事業者は標準仕様に準拠して開発したシステムをガバメントクラウド上に構築し、当該システムを、地方公共団体が利用する。
 - ・地方公共団体は、令和7年度を目標準期として、標準仕様に適合したシステムへ移行することとされている。



■ 地方公共団体の基幹税務システムの標準化に係る全体スケジュール

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
標準仕様書【第1.0版】作成		標準仕様書の改定(第2.0版へ)	標準準拠システムへの移行(地方公共団体)		

税務システム標準仕様書【第2.0版】(概要)

自治体システム等標準化検討会(税務システム等標準化検討会)取りまとめ(令和4年8月31日公表)

本仕様書の目指す姿、目的、対象等

目指す姿

- ・複数のベンダが広域クラウド(全国規模のクラウド)上でシステムのアプリケーションサービスを提供。
- ・各地方団体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、発注・維持管理や制度改正対応の負担がほとんどなく、業務を実施可能。

目的

- ・カスタマイズを原則不要にする。
- ・ベンダ間での円滑なシステム更改を可能とする。
- ・地方行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う。
- ⇒人口減少社会・デジタル社会における住民サービスの維持・向上

本仕様書の構成とポイント

第1章 本仕様書について

- > 本仕様書の背景、目的、対象等を説明。

第2章 業務フロー等

- > モデル的な業務フロー及び業務フローに示すタスクを整理したツリー図を提示。

第3章 機能要件

- > 各業務を実施するために必要な機能要件を規定。
- > 各地方団体において条例等に定める事項への対応方針を規定。
- > 外部機関や標準化対象外システムとの連携方法を規定。
- > エラー・アラートやEUC、バッチ処理(一括処理)等に係る要件を規定。

対象

- ・全ての市区町村とする。
- (一部、都道府県が行う事務もあるが本仕様書の対象外とする)

標準準拠の基準

- ・実装必須機能は実装が必要、標準オプション機能は事業者が選択的に実装し、それ以外の機能は実装しないことが必要。

想定する利用方法

- ・本仕様書に準拠していることを要件に付すだけで、システムの調達が可能となることを想定。

改定

- ・例年の税制改正や、地方団体等による機能改善の提案及び新たな技術開発等があった場合には、本仕様書の改定を想定。

第4章 帳票要件

- > 各業務を実施するために必要な帳票要件や帳票印字項目・諸元、帳票レイアウトを規定。

第5章 その他要件

- > 他業務と連携するためのデータ要件・連携要件や、セキュリティ等非機能要件については、デジタル庁等が策定するものによる旨を規定。

第6章 用語

- > 本仕様書で使用している用語を定義。

参考

- > 地方団体におけるシステムの新規構築時や更改時におけるシステム設計の検討等に資するように、業務概要(全体図)及びシステム構成図を提示。

マイナンバーカードの普及促進に向けた総務省の取組

総務省自治行政局資料

○ テレビCMやweb広告等各種媒体を用いた広報（6月22日～9月末）

【事業概要】 本年6月22日から9月末まで、新テレビCMを放映。
（6月21日に新テレビCM発表会を実施）
新たに、政府広報と連携した広報を実施。



【マイナポイント申込サポートポスター】

○ カード申請及びマイナポイント申込のサポート（6月30日～9月末）

【事業概要】 マイナポイント第2弾の本格スタートに合わせて、全国150か所の商業施設において、カード申請及びマイナポイント申込のサポートを行うイベントを実施。



【申請サポート事業実施イメージ】

○ 携帯ショップでの申請サポート事業（7月27日～令和5年3月下旬）

【事業概要】 全国のドコモ、KDDI及びソフトバンクの店舗（約8,000か所）において、従業員が来店者に対して、カード申請の声かけを行い、申請サポートを実施。
（来店予約者には、QRコード付き交付申請書を持参していただくよう、あらかじめ周知）



【新CMイメージ】

○ QRコード付申請書の再々送付（7月26日～）

【事業概要】 カード未取得者（約5,500万人）に対し、7月26日から9月上旬にかけて順次QRコード付申請書を発送。
7月27日からは、有名タレントを起用したQRコード付申請書の送付をPRする新テレビCMを放映
自治体に対して広報素材を提供し、広報誌やホームページなどで周知してもらう働きかけ。

國際課稅關係資料

財務省主稅局參事官室

目 次

OECD／G20「BEPS 包摂的枠組み」「2つの柱」の合意

(国際課税資料1)	経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応について	73
(国際課税資料2)	第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）の考え方	74
(国際課税資料3)	諸外国におけるデジタル・サービス・タックス等の一方的措置の概要（2022年9月時点）	74
(国際課税資料4)	第1の柱の考え方（2019年3月のパブリックコンサルテーションで示された3つの考え方）	75
(国際課税資料5)	第2の柱（グローバル・ミニマム課税）の考え方	75
(国際課税資料6)	第2の柱（グローバル・ミニマム課税）	76
(国際課税資料7)	新たな国際課税ルールについて	76
(国際課税資料8)	第1の柱	77
(国際課税資料9)	第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）	77
(国際課税資料10)	利益Aのパブリックコンサルテーションの状況	78
(国際課税資料11)	利益A進捗報告書に含まれる利益Aに関するルール	78
(国際課税資料12)	利益Aの適用プロセス	79
(国際課税資料13)	Step 1：適用対象企業の決定①	79
(国際課税資料14)	Step 1：適用対象企業の決定②	80
(国際課税資料15)	Step 2：ネクサスルールの概要	80
(国際課税資料16)	Step 2：ソースルールの原則及び共通ルール	81
(国際課税資料17)	Step 2：ソースルール全体像	81
(国際課税資料18)	Step 3：課税ベースの決定－調整税引前利益の概要	82
(国際課税資料19)	Step 4：利益Aの配分式	82
(国際課税資料20)	Step 4：利益Aの配分－MDSH（マーケティング・販売利益セーフハーバー）の仕組み	83
(国際課税資料21)	Step 5：二重課税の除去の仕組み－Identification	83
(国際課税資料22)	Step 5：二重課税の除去の仕組み－Allocation	84
(国際課税資料23)	Step 5：二重課税の除去の仕組み－Allocation（適用イメージ）	84
(国際課税資料24)	利益Aに関するスケジュール	85
(国際課税資料25)	第2の柱	85
(国際課税資料26)	国内ミニマム課税（QDMTT）のイメージ	86
(国際課税資料27)	第2の柱（所得合算ルールのイメージ）	86
(国際課税資料28)	GloBE（Global Anti-Base Erosion）ルール（グローバル・ミニマム課税）の概要	87
(国際課税資料29)	GloBEルール適用プロセス①	87
(国際課税資料30)	GloBEルール適用プロセス②	88
(国際課税資料31)	GloBEルール適用プロセス③	88
(国際課税資料32)	Step 3-3：対象租税の他の構成事業体への配分	89

(国際課税資料33) GloBE ルール適用プロセス④	89
(国際課税資料34) GloBE ルール適用プロセス⑤	90
(国際課税資料35) 諸外国における第2の柱（GloBE ルール）の実施に向けた取組み 状況（2022年9月時点）	90
(国際課税資料36) 新たな国際課税制度に係る今後の検討スケジュール	91
(国際課税資料37) 令和4年度与党税制改正大綱（抜粋：国際課税制度の見直し）（抄）	91
(国際課税資料38) 外国子会社合算税制の仕組み	92

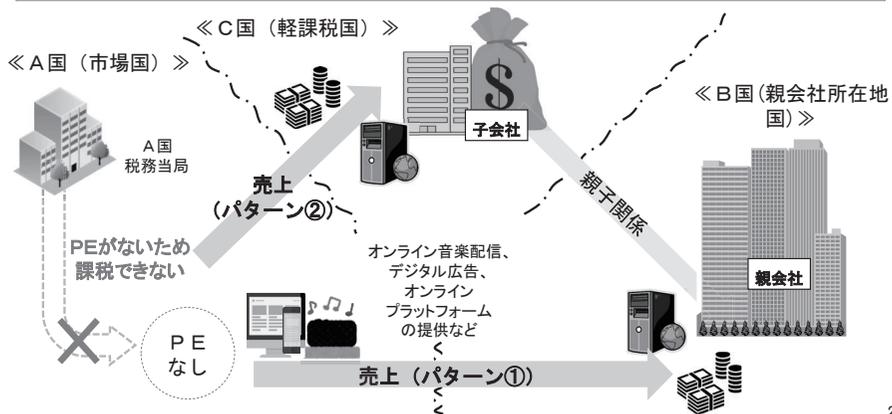
OECD/G20「B E P S 包摂的枠組み」 「2つの柱」の合意

2022年9月15日

(国際課税資料1)

経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応について

- 国内に外国法人の支店や工場などの物理的拠点(=PE)がある場合に限り、そのPEに紐づく事業所得に課税することができる。
※ PE : Permanent Establishment (恒久的施設)
- しかし、経済の電子化により市場国で課税が行えない事例が顕在化(パターン①)。また、軽課税国から事業を行うことで最低限の課税が行えない事例も発生(パターン②)。

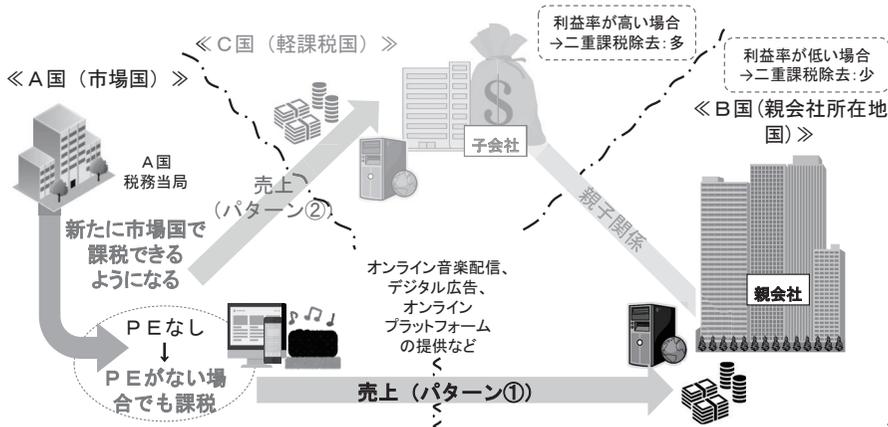


2

第1の柱(市場国への新たな課税権の配分)の考え方

第1の柱

○ PEがない場合にも市場国で生み出された価値に見合った課税権を市場国に配分できるように、市場国で課税できる利益について国際課税原則を見直す。



3

諸外国におけるデジタル・サービス・タックス等の一方的措置の概要(2022年9月時点)

米国は、2021年10月8日の合意後に英仏伊西インドとの間で、デジタル・サービス・タックス(DST)等に関して合意。第1の柱の制度発効までのDST等の税額を第1の柱の実施による税額と実質的に同水準に留める枠組み^(注)の導入を条件として、7か国のDST等に対する制裁関税の発動を取りやめることとした(7か国は制度発効時まではDST等を廃止する必要はない)。

英国 デジタル・サービス・タックス
 ・対象ビジネスの域内売上に2%を課税。
 ・2020年4月から施行。

フランス デジタル・サービス・タックス
 ・対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
 ・2019年7月施行。同措置に反対する米国に配慮し、2020年1月に徴税を2020年末まで延期することを決定。その後徴税を再開。

イタリア デジタル・サービス・タックス
 ・対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
 ・2020年1月施行。

スペイン デジタル・サービス・タックス
 ・対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
 ・2020年10月法案が可決。2021年1月施行。

オーストリア デジタル広告税(Digital Tax)
 ・域内のオンライン広告売上に5%を課税。
 ・2019年10月法案が可決。2020年1月施行。

カナダ デジタル・サービス・タックス
 ・対象ビジネスの域内売上に3%を課税予定。
 ・2021年12月に法案を公表。2023年末までに国際合意に基づく第1の柱の多国間条約が発効していない場合に限り、2024年1月より課税予定。

インド 平衡税(Equalization Levy)
 ・2016年6月から外国法人に支払うオンライン広告等の支払いに6%を源泉徴収。
 ・2020年4月から新たにeコマースの提供等を行う外国法人の収入に2%を課税。

インドネシア 電子取引税(Electronic Transaction Tax)
 ・外国のデジタル企業に対して所得税又は電子取引税を課税。
 ・2020年5月法案が可決。今後、税率等詳細を公表予定。

トルコ デジタル・サービス・タックス
 ・対象ビジネスの域内売上に7.5%を課税。
 ・2019年12月公布。2020年3月施行。

EU デジタル賦課金(Digital Levy)
 ・2020年5月、COVID-19からの復興計画案に関して、財源の一つとしてデジタル賦課金の導入についても検討することを表明したが、2021年12月に発表されたEUの新たな財源案の提案には盛り込まれなかった。

(注) 2022年1月(印のみ同年4月)から第1の柱の制度発効日までの間(①)に課されたDST等の税額が、第一の柱導入初年度に課された税額に調整を加えた額(①の期間が2年であれば2倍)を上回っていた場合は、その超過額を第1の柱の税額から控除可能とする(控除しきれない分は繰越可能)。

4

第1の柱の考え方 (2019年3月のパブリックコンサルテーションで示された3つの考え方)

第1の柱

○ 多国籍企業が売上をあげている国(市場国)でも一定程度課税ができるよう、市場の特性に着目した**3つの考え方**を組み合わせ、国際課税原則を見直す。



ユーザーの参加

・ SNSや検索エンジン等をユーザーが利用することにより生じた利益について、ユーザーがいる国が課税できるようにする



対象
ビジネス
の範囲

狭い



マーケティング上の無形資産

・ 多国籍企業が市場国で生み出したブランド価値を認め、それにより生じた利益について、市場国が課税できるようにする



広い
可能性



重要な経済的存在

・ 途上国でも執行が簡単な解決策として提案
・ 市場国で継続して売上をあげており、市場国との関係があると認められる場合、市場国が課税できるようにする



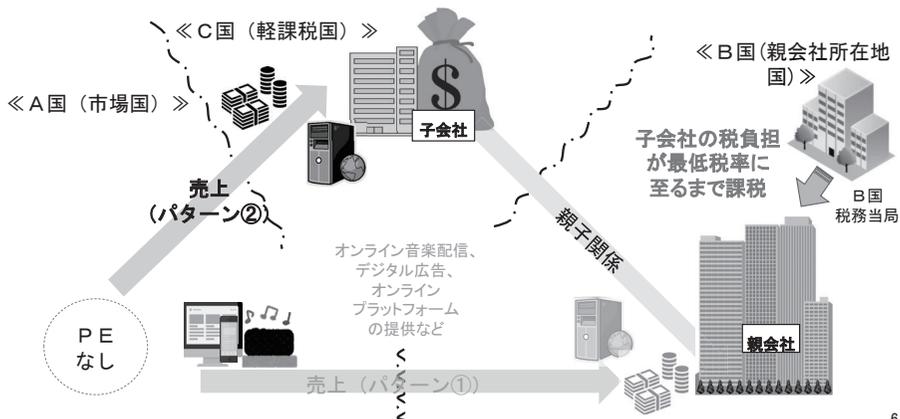
広い
可能性

5

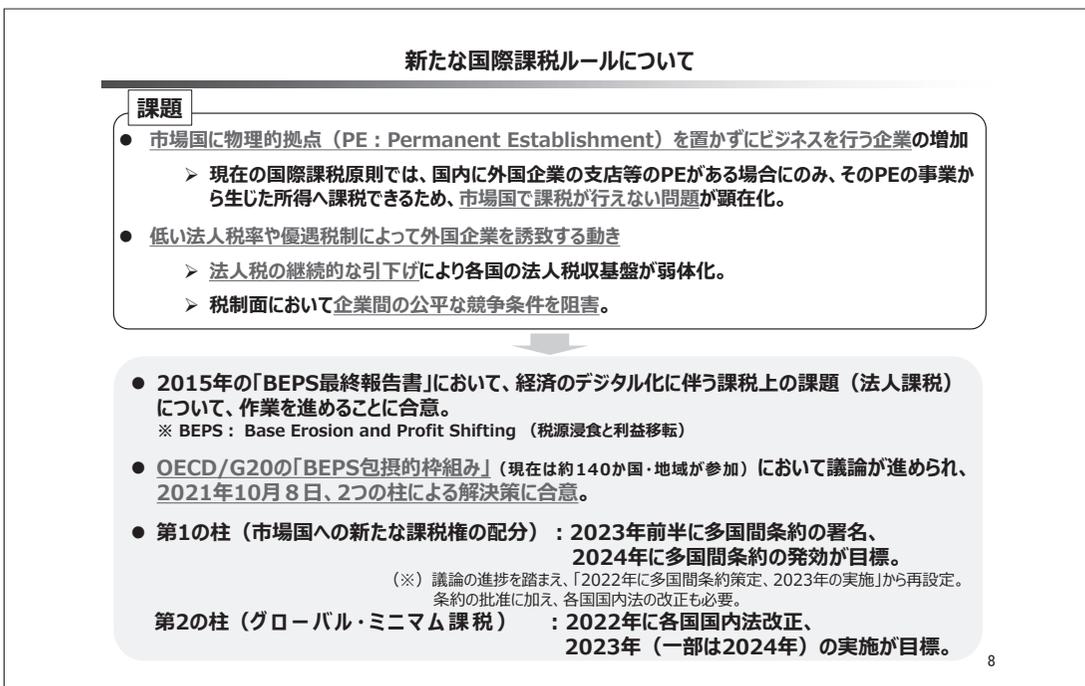
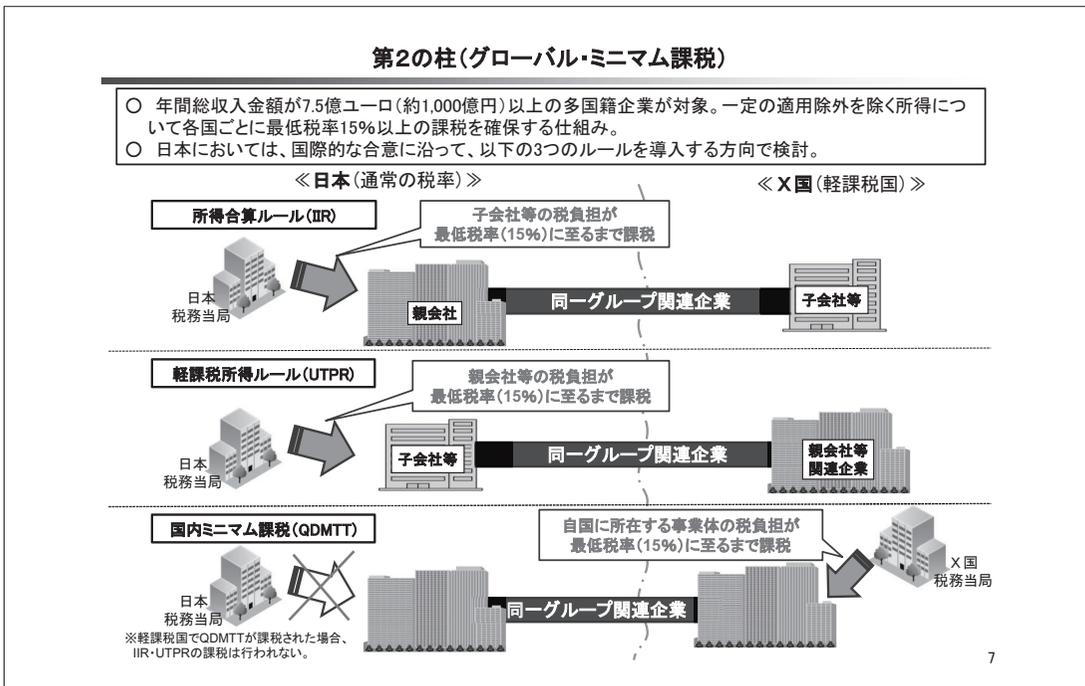
第2の柱(グローバル・ミニマム課税)の考え方

第2の柱

○ 国際的に最低限の実効税率(15%)を定めた上で、それを下回る国(=軽課税国)における最低税率での課税を確保。親会社所在地国が、親会社に対して、子会社の税負担が最低税率に至るまで課税(所得合算ルール)。

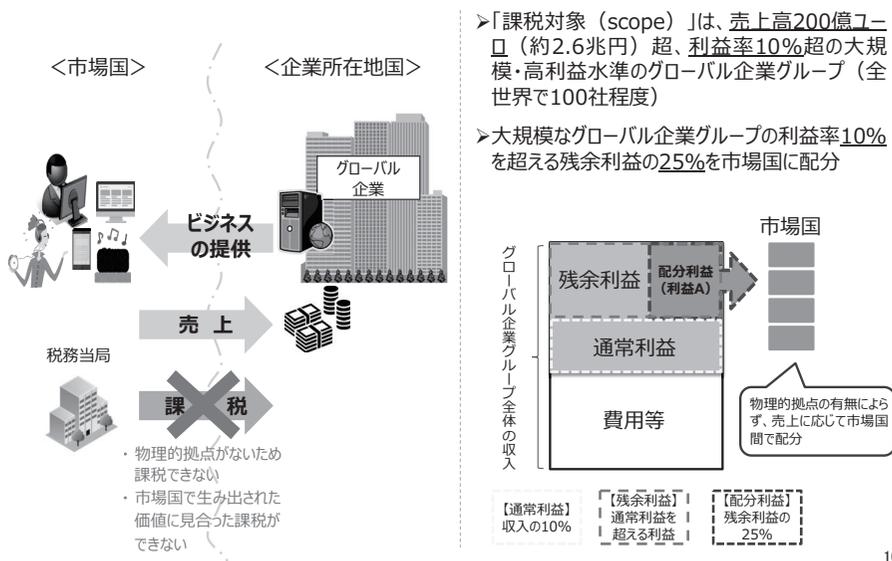


6



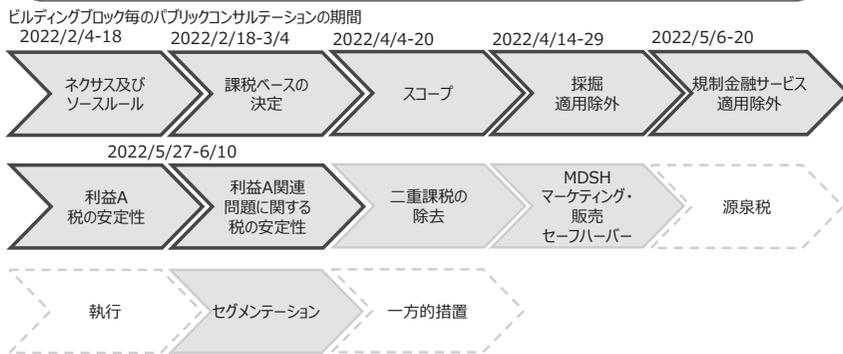
第1の柱

第1の柱 (市場国への新たな課税権の配分)



利益Aのパブリックコンサルテーションの状況

- 2022年2月より、ソースルール、課税ベース、スコープ等につき、順次、ビルディングブロック毎のパブリックコンサルテーションを実施してきた。
- 今般、利益A進捗報告書として利益Aに関するルールの全体像を公表し、利害関係者から意見を求めることとされ、2022年7月11日に進捗報告書が公表され、そのパブリックコンサルテーションが開始された（8月19日が意見提出期限）。
- なお、今般の進捗報告書には、執行（Administration）と税の安定性（Tax Certainty）に関する内容は含まれておらず、これらは、別途、10月のIF会合までに公表予定となっている。



利益A進捗報告書に含まれる利益Aに関するルール

- 利益Aに関するルールは7つの節と10の別表から構成され、その概要は以下の通り。

<p>第1節：スコープ（第1条） 利益Aが大規模・高利益水準のグローバル企業グループ又は例外的な場合にグループの連結財務諸表で開示されているセグメントに適用されることを担保するための定量的な閾値により、利益Aの適用対象（インスコープ）となるグローバル企業グループ又はセグメントを決定</p>	<p>別表A：スコープのための補足規定 スコープについての補足的なルールを規定</p>
<p>第2節：課税（第2条） 市場国が新たな課税権を適用することを可能にする課税に関するルールを規定</p>	<p>別表B：採掘採掘グループ（Qualifying Extractives Group）の収入及び利益の除外 採掘活動を行うグローバル企業グループの採掘活動に関連する収入及び利益の除外方法を規定</p>
<p>第3節：ネクサス及びソースルール（第3条、第4条） 定量的なネクサステスト（第3条）とソースルール（第4条）により、グローバル企業グループの残余利益の一部を利益Aとして課税できる市場国を特定</p>	<p>別表C：規制金融サービス（Regulated Financial Services）の収入及び利益の除外 規制金融サービスを行うグローバル企業グループの規制金融サービスに関連する収入及び利益の除外方法を規定</p>
<p>第4節：課税ベースの決定及び配分（第5条、第6条） 利益Aの配分式とMDSH（マーケティング・販売セーフハーバー）による調整とに基づき利益Aを各市場国に配分（第6条）する際の基礎となる、グローバル企業グループの損益に関する指標（第5条）を決定</p>	<p>別表D：対象セグメント グローバル企業グループ全体としてはスコープの閾値を満たさないものの、グループの連結財務諸表で開示されているセグメントがスコープの閾値を満たす例外的な場合における当該セグメントに対する利益Aに関するルールの適用を規定</p>
<p>第5節：利益Aに関する二重課税の除去（第7条から第11条まで） 二重課税の除去の義務を負う国と二重課税の除去が求められる額、二重課税の除去を受けることができるグローバル企業グループの事業体を特定</p>	<p>別表E：ソースルールの詳細 信頼できる指標又は配分キーに基づき、グローバル企業グループの収入の源泉地を特定するための詳細なルールを規定</p>
<p>第6節：執行 合理化された執行プロセスと税の安定性プロセスのルールが規定される見込み（これらの規定は別の報告書で公表される見込み）</p>	<p>別表F：資産の公正価値調整（Asset Fair Value Adjustment） 第5条（課税ベースの決定）の税会調整項目の1つである資産の公正価値調整を規定</p>
<p>第7節：定義 利益Aに関するルールに適用される定義を規定</p>	<p>別表G：取得持分簿価調整（Acquired Equity Basis Adjustment） 第5条（課税ベースの決定）の税会調整項目の1つである取得持分簿価調整を規定</p>
	<p>別表H：移転損失（Transferred Losses） 第5条（課税ベースの決定）の損失の繰越、制度の適用上の事業再編に伴う損失の取扱いを規定</p>
	<p>別表I：二重課税の除去の課税ベース 第7条から第11条までの二重課税の除去の適用上の個別の利益の指標を標準化された形で決定</p>
	<p>別表J：二重課税の除去 - 減価償却費及び給与に対する利益率（Return on Depreciation and Payroll） 第7条から第11条までの二重課税の除去の適用上の減価償却費と給与に対する利益率を決定</p>

利益Aの適用プロセス

Step 1 適用対象企業の決定 (第1節)	利益Aの適用対象（インスコープ）となるグローバル企業がどうかを決定。 ・利益Aの適用対象となるグローバル企業グループは、収入が200億ユーロ超、かつ、利益率が10%超のグループ（第1条第2項）。 ・グローバル企業グループがこれらの閾値を満たさないが、グループの連結財務諸表において開示されているセグメントが単体でこれらの閾値を満たす場合は、当該セグメントが利益Aの適用対象となる（別表D）。 ・採掘業及び規制金融サービス業に関連する収入や利益は除外される（別表B,C）。
Step 2 ネクサス及びソースルール (第3節)	利益Aの下でグローバル企業グループの残余利益の一部を課税することができる市場国を決定。 ・利益Aの配分対象となる市場国は、グローバル企業グループが100万ユーロ（GDP400億ユーロ未満の国は25万ユーロ）以上の収入を得ている国（第3条）。 ・収入の源泉地となる市場国は、第4条及び別表Eに含まれるソースルールによって特定。
Step 3 課税ベースの決定 (第4節)	利益Aを各市場国に配分する際の基礎となるグローバル企業グループの損益の指標を決定。 ・利益Aの課税ベースは、グローバル企業グループの連結財務諸表の最終損益が出発点（第5条第1項）。 ・連結財務諸表の最終損益から利益Aの課税ベースとなる調整税引前利益を算出するため、税金費用（又は税金所得）の加減算、受取配当の除外、政策上許容されない費用（賄賂等）の除外等の調整（book-to-tax adjustments）を実施（第5条第2項）。 ・損失（別表Hに基づき計算された事業再編に伴う移転損失を含む）を繰越期間制限の範囲内で繰越し（第5条第3項）。
Step 4 利益Aの配分 (第4節)	利益Aを各市場国に配分。 ・各市場国に配分される利益Aは、以下の配分式により決定（第6条第2項）。 ・グローバル企業グループの収入の10%を超える調整税引前利益の25%（利益A）を算出 ・利益Aをソースルールにより生じた収入の額に応じて、各市場国に配分 ・利益Aの配分額は、市場国がグローバル企業グループの残余利益に既に課税権を有している場合、MDSH（マーケティング・販売セーフハーバー）によって減額される（第6条第3項～第6項）。
Step 5 二重課税の除去 (第5節)	二重課税の除去を実施。 ・市場国で利益Aが課税されることで、既存の法人税の下での課税との間で生じる二重課税は、第7条から第11条までに規定されるメカニズムによって除去される。 ・二重課税の除去の義務を負う国と二重課税の除去が求められる額を特定するため、二重課税除去のルールが国別及び定量的に適用される。

Step 1 : 適用対象企業の決定①

- 利益Aの適用対象となるグローバル企業グループは、当期の収入が200億ユーロ超（収入テスト）、かつ、過去の利益率を加味した平均メカニズムによる利益率が10%超（利益率テスト）かにより判定。
- なお、過去の利益率を加味した平均メカニズムは、「①初めて利益Aが適用される場合」や「②一度利益Aが適用されてから、2期連続で利益Aの適用対象外となった場合」にのみ適用。
 > 「利益率テスト」では、以下のテストを全て満たす必要がある。
 i. 当期テスト (the period test) ⇒ 当期の利益率が10%超 ← この部分を説明
 ii. 当期の直前2期のいずれにおいても利益Aの適用対象でなかった場合には、以下の平均メカニズムを適用
 a. 過去期テスト (the prior period test) ⇒ 直前4期のうち2期以上の利益率が10%超 ← この部分を説明
 b. 平均テスト (the average test) ⇒ 当期+直前4期（計5期）の利益率の加重平均が10%超

「①初めて利益Aが適用される場合」の平均メカニズムの適用の考え方

(a)の「過去期テスト」を満たさない例

	-4期	-3期	-2期	-1期	当期
収入	21bn€	21bn€	21bn€	25bn€	25bn€
利益率	9%	9%	9%	12.8%	14%

当期テスト
 当期の収入が200億ユーロを超え、かつ、利益率も10%を超えるか否か

過去期テスト
 直前4期のうち2期以上で利益率が10%を超えるか否か
 超えない ⇒ 適用対象外

(b)の「平均テスト」を満たさない例

	-4期	-3期	-2期	-1期	当期
収入	21bn€	21bn€	25bn€	25bn€	25bn€
利益率	8%	4%	11%	10.4%	10.8%

平均テスト
 当期+直前4期の利益率の加重平均が10%を超えるか否か

$$= \frac{-4期 \sim 当期の収入 \times 利益率の合計}{-4期 \sim 当期の収入の合計}$$

$$= \frac{21 \times 8\% + \dots + 25 \times 10.8\%}{21 + \dots + 25}$$

$$= 9\% \Rightarrow \text{適用対象外}$$

Step 1 : 適用対象企業の決定②

> 「利益率テスト」では、以下のテストを全て満たす必要がある。

- i. 当期テスト (the period test) ⇒ 当期の利益率が10%超
- ii. 当期の直前2期のいずれにおいても利益Aの適用対象でなかった場合には、以下の平均メカニズムを適用
 - a. 過去期テスト (the prior period test) ⇒ 直前4期のうち2期以上の利益率が10%超
 - b. 平均テスト (the average test) ⇒ 当期+直前4期 (計5期) の利益率の加重平均が10%超

この部分を説明

「②一度利益Aが適用されてから、2期連続で利益Aの適用対象外となった場合」の平均メカニズムの適用の考え方

例1 : 平均メカニズムが再度適用される場合

	-4期	-3期	-2期	-1期	当期
収入	21bn€	22bn€	19bn€	25bn€	22bn€
利益率	11%	11%	4%	9%	11%
平均メカニズムの適用の有無	○	×	×	×	○
利益Aの適用の有無	適用	適用	非適用	非適用	非適用

当期の直前2期 (-1期, -2期) のいずれにおいても利益Aの適用対象でないため当期に平均メカニズムを再適用

利益率テストの判定結果
このケースでは、「当期テスト」と「過去期テスト」は満たすが、「平均テスト」を満たさないため、利益Aの適用対象外となる。

例2 : 平均メカニズムが再度適用されない場合 (上記例1と異なる箇所を下図で着色)

	-4期	-3期	-2期	-1期	当期
収入	21bn€	22bn€	19bn€	25bn€	22bn€
利益率	11%	11%	4%	12%	11%
平均メカニズムの適用の有無	○	×	×	×	×
利益Aの適用の有無	適用	適用	非適用	適用	適用

当期の直前2期 (-1期, 2期) のいずれかで利益Aの適用対象であるため平均メカニズムは不適用 (当期判定のみ)

利益率テストの判定結果
このケースでは、「当期テスト」を満たすため、利益Aの適用対象となる。

Step 2 : ネクサスルールの概要

- **ネクサスルール**とは、利益Aの配分対象となる市場国を特定するためのルール。
- 具体的には、グローバル企業グループが市場国から**100万ユーロ以上**の収入を得ている場合に、その市場国はネクサスを満たすこととされ、その市場国に対し、収入の額に応じて、利益Aが配分される。
- なお、**GDPが400億ユーロ未満の国**には、この閾値は**25万ユーロ**に設定される。
- グローバル企業グループがどの市場国から収入を得ているかは、ソースルールによって特定。

ネクサスルールの適用イメージ

グローバル企業グループ全体の収入 = R

	市場国	ソースルールで特定された収入	ネクサスを満たすか	利益Aの配分を受けられるか	利益Aの配分を受けられる割合
GDP 400億€以上の国と仮定	A国	€ 2 million	満たす	受けられる	$\frac{€ 2 \text{ million}}{R}$
	B国	€ 0.75 million	満たさない	受けられない	—
GDP 400億€未満の国と仮定	C国	€ 0.75 million	満たす	受けられる	$\frac{€ 0.75 \text{ million}}{R}$
	D国	€ 0.15 million	満たさない	受けられない	—

Step 2 : ソースルールの原則及び共通ルール

1. ソースルールの適用に当たっての原則

- グローバル企業グループは、全ての収入の源泉地を特定しなければならない。収入の源泉地は、**信頼できる方法**（①**信頼できる指標**又は②**配分キー**）によって特定（第4条第4項）。
- 源泉地は、原則、ソースルール毎に規定された①**信頼できる指標**によって特定。
例：最終製品の最終顧客への直接販売から生じる収入の場合は、「最終顧客への配達先住所」や「最終顧客に販売する小売店の場所」
- ただし、グローバル企業グループが信頼できる指標を見つけれない場合は、各ソースルールで許容されている限りにおいて、②**配分キー**を利用可能。
例：部品の販売から生じる収入の場合は、GDP比に基づき収入を各国に配分する「Component Allocation Key」

2. 収入の分類 (Categorising Revenues)

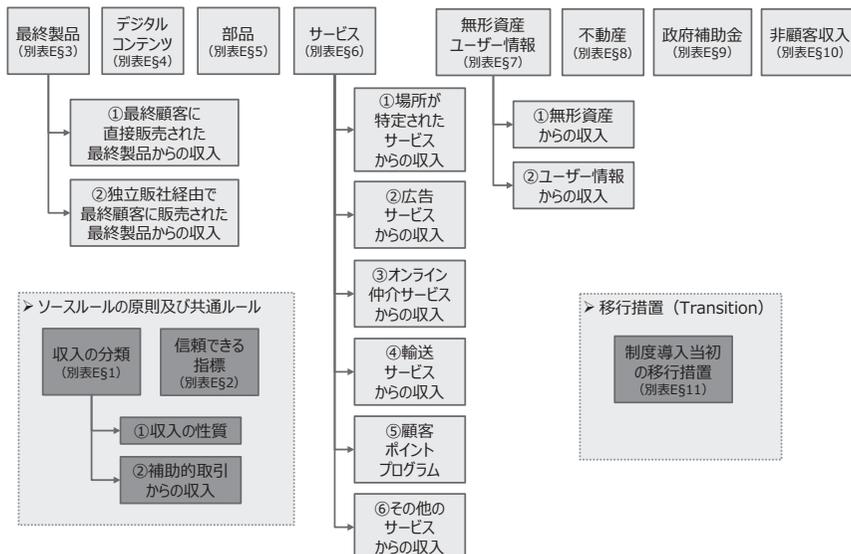
- 収入の源泉地は収入の**カテゴリ**に従って特定。収入は、当該収入が生じた取引の通常の性質（ordinary character）又は**支配的な性質**（predominant character）により区分（別表E\$1(A)パラ1）。複数のカテゴリに該当する収入は、**支配的な性質**（predominant character）で源泉地を決定（第4条第3項）。
- ソースルールのモデル法又は別表に規定されている収入のどのカテゴリにも当てはまらない収入は、最も類似した収入の**カテゴリ**に従って源泉地を特定しなければならない（別表E\$1(A)パラ3）。

3. 補助的取引からの収入 (Revenues from Supplementary Transactions)

- 補助的取引からの収入（Revenues from Supplementary Transactions）は、当該取引が補助する収入に適用されるソースルールに従って源泉地を特定することができる（別表E\$1(B)パラ1）。

17

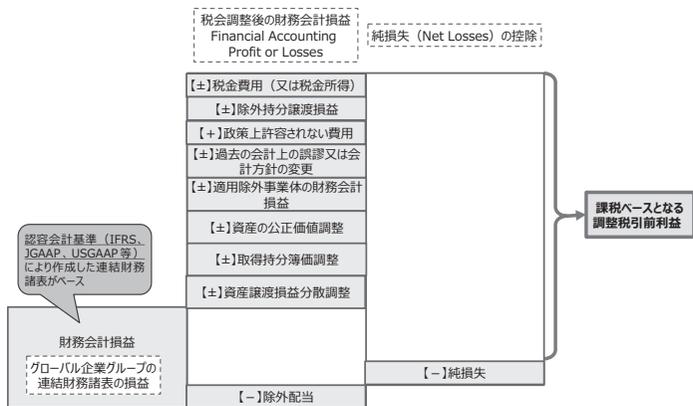
Step 2 : ソースルール全体像



18

Step 3 : 課税ベースの決定 - 調整税引前利益の概要

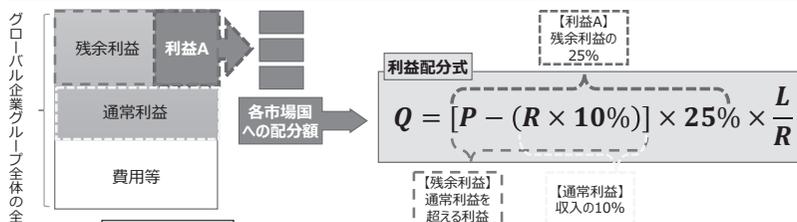
▶ 利益Aの課税ベースとなる**調整税引前利益** (Adjusted Profit Before Tax) は、**グローバル企業グループの連結財務諸表の損益に対して税金調整** (book-to-tax adjustments) **及び純損失の控除**を行った後の**財務会計損益**。



(※) 非支配持分 (Non-controlling interest) に帰せられる損益を課税ベースから除外するか否かが継続検討事項となっている。

Step 4 : 利益Aの配分式

- グローバル企業グループの収入の10%を超える利益として定義される残余利益のうち25%を、ネクサスを満たす各市場国へ配分する際の金額は、下記の**利益配分式**によって算定される。
※最終的に配分される金額は、マーケティング・販売利益セーフハーバーにより、Qから減額される場合がある。(次項参照)



利益配分式の各要素	
Q	各市場国への配分額
P	グローバル企業グループの調整税引前利益
R	グローバル企業グループ全体の収入
L	ネクサスを満たす国においてソースルールにより生じたグローバル企業グループの収入金額
10%	利益率基準
25%	再配分割合

Step 4 : 利益Aの配分 - MDSH (マーケティング・販売利益セーフハーバー) の仕組み

- MDSH (マーケティング・販売利益セーフハーバー) は、市場国がグループの残余利益に対して既に課税権を有する場合に、その市場国への利益Aの配分を減額するもの。
- 制度の一貫性の観点から、二重課税の除去と同様の国別かつ定量的なアプローチを採用 (デミニスの導入については検討中)。
- 各市場国に配分される予定の利益 (= Q) からMDSH調整額 (= M) を減額した額が、最終的に各市場国に配分される利益となる。

$$\text{配分予定利益 (Q)} = (\text{調整税引前利益} - \text{グループ収入} \times 10\%) \times 25\% \times \frac{\text{各市場国の収入}}{\text{グループ収入}}$$

MDSH調整額 (M) = 「(EP-PEP)×Y%」と「Q」のいずれか小さい方

- ✓ **EP** (Elimination Profit) : 各事業体の会計上の利益から計算される国別の利益
- ✓ **PEP** (Portion of Elimination Profit) : EPのうち、通常利益に相当する利益
(※) PEPの計算方法は未決着であるが、通常の活動から得られる利益の水準を参照することが意図されている。したがって、EP-PEPは、残余利益に相当する。
- ✓ **Y** : EP-PEPのうち、MDSHに使用することのできる割合
(※) 利益Aが残余利益の一部であることを反映するものであるが、具体的な数値については未決着。

21

Step 5 : 二重課税の除去の仕組み - Identification

- 利益Aは既存の法人課税の対象となる利益を課税ベースとするため、利益Aに対する市場国による課税と法人所在地国による既存の法人課税との間には二重課税が生じる。この二重課税は、第7条から第11条までに規定されるメカニズムによって除去される。
- IdentificationとAllocationの2つのステップによって二重課税除去の義務を負う国を特定するとともに、二重課税除去の対象となる利益の金額を算定する (第8・9条)。
- 特定された国は、所得免除方式又は税額控除方式のいずれかによって二重課税を除去する (第10条)。
- 二重課税除去を受ける事業体を特定する方法は、追って議論 (第11条)。

ステップ1 : Identification (デミニス利益ルール)

- 次のいずれかの基準を満たした国を、二重課税除去を行う候補国として特定する (=利益が僅少である国を対象から除外)。

積算基準

利益が大きい国から積算して
グループ全体の利益の95%以上
を構成する国に含まれる

個別基準

積算基準を満たさないが
50百万ユーロ以上
の利益額を有する

22

Step 5 : 二重課税の除去の仕組み - Allocation

ステップ2 : Allocation

- ステップ1で特定された候補国を収益性に基づいて次の4つの階層 (Tier) に分類し、上位のTierに属する国から順番に、利益Aに関する二重課税除去の義務を配分する (その結果、負担額のある国が二重課税除去を行う国として特定される)。

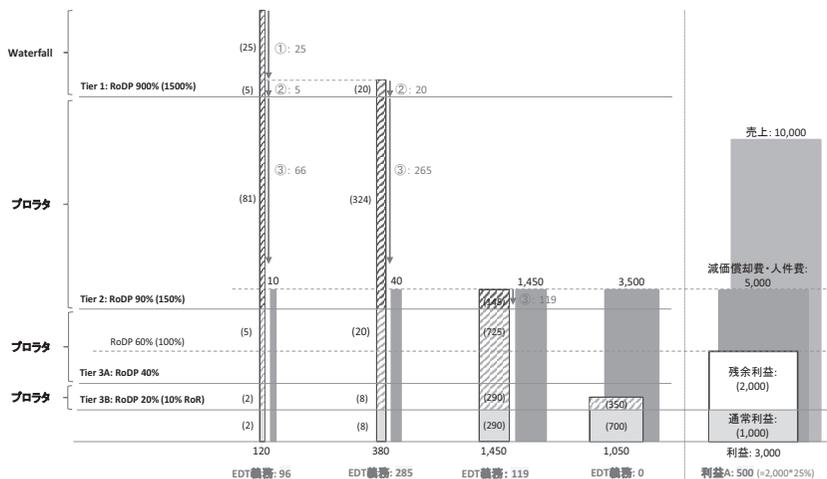
階層	対象	配分方法
Tier 1	● グループのRoDPの1,500%超 (15倍超) の国別RoDP	Waterfall
Tier 2	● グループのRoDPの150%超 (1.5倍超) の国別RoDP	プロラタ
Tier 3A	● グループの除去閾値RoDP超の国別RoDP (40%超である場合に限る)	プロラタ
Tier 3B	● グループの除去閾値RoDP超の国別RoDP (40%以下である場合に限る)	プロラタ

- **「RoDP (Return on Depreciation and Payroll)」** : 利益を減価償却費と人件費の合計額で除したものであり、収益性の指標。「1,500%」「150%」はグループレベルで算定されるRoDPとの相対値である一方、「40%」は絶対値としてのRoDP。また、「グループの除去閾値RoDP」は、グループの売上利益率10%に相当する利益 (通常利益) を減価償却費・人件費の合計額で除したRoDPの水準であり、二重課税除去の下限となる。
- **「Waterfall」** : 同じTier内でRoDPの高い国から優先的に負担額を配分する方法。具体的には、最もRoDPの高い国の利益のうち、2番目に高い国の利益率を上回る部分に負担額を配分し、次に、1・2番目にRoDPの高い国の利益のうち、3番目に高い国の利益率を上回る部分に負担額を配分する (以下、繰り返し)。
- **「プロラタ」** : 各国の各Tierの利益の金額に応じて負担額を配分する方法。例えば、Tier 2であれば、1,500%~150%の領域にある各国の利益の額に応じて負担額を比例配分する。

23

Step 5 : 二重課税の除去の仕組み - Allocation (適用イメージ)

	国A	国B	国C	国D	グループ全体
利益	120	380	1,450	1,050	3,000
減価償却費・人件費	10	40	1,450	3,500	5,000
利益率 (RoDP)	1200%	950%	100%	30%	60%



24

(国際課税資料24)

利益Aに関するスケジュール

スケジュール	
2022年 7月11日	▶利益A進捗報告書の公表、パブリックコンサルテーション開始
8月19日	▶利益A進捗報告書のパブリックコンサルテーション意見提出期限
9月12日	▶利益A進捗報告書のパブリックコンサルテーション会合
10月	▶IF会合、執行及び税の安定性に関するルールを公表予定
2023年 前半	▶多国間条約署名式
2024年	▶多国間条約発効

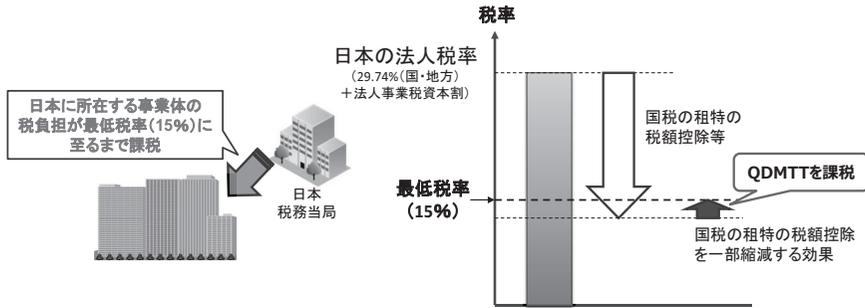
25

(国際課税資料25)

第2の柱

国内ミニマム課税(QDMTT)のイメージ

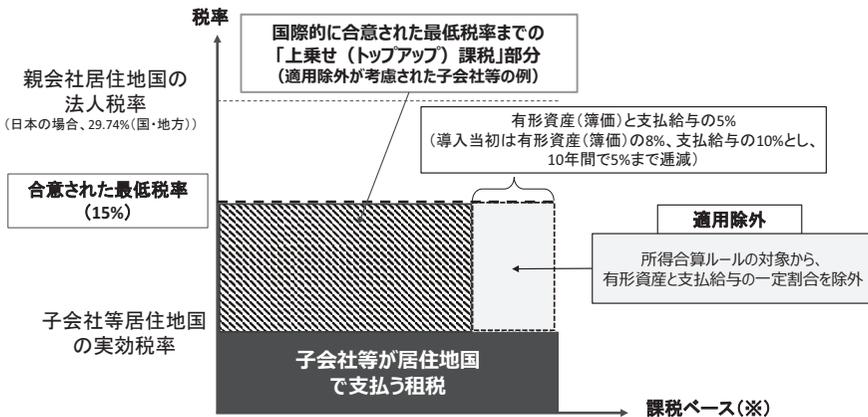
- 国内ミニマム課税(QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)は、自国に所在する事業体全体の実効税率が15%未満の場合に、他国において上乗せ課税されるのを防ぐため、各国が導入できる制度。
- 日本においては、国税の租税特別措置の税額控除の適用等により各企業グループの実効税率が15%を下回った場合に、QDMTTにより実効税率を15%まで引き戻す効果がある。



※ QDMTTの税額の計算においては、課税ベースとなる所得から、有形資産(簿価)と支払給与のそれぞれ5%に相当する額が控除される。(適用除外)

第2の柱(所得合算ルールのイメージ)

軽課税国に所在する子会社等の税負担が国際的に合意された最低税率(15%)に至るまで、親会社の所在する国において課税を行う制度



(※) 所得合算ルールの課税ベースは、調整された財務諸表の税引前利益を使用

GloBE (Global Anti-Base Erosion)ルール(グローバル・ミニマム課税)の概要

GloBEルールのポイント

- ・グローバル企業グループが各国・地域において稼得する一定の所得に対し、最低税率まで課税するルール。
- ・国・地域別の実効税率(ETR)を計算し、これが最低税率(15%)に満たない国・地域における対象所得に対する租税負担(ETRを参照)が15%に達するまで課税を行う(「トップアップ課税」)。

GloBEルール適用プロセス

Step1:適用対象となるグローバル企業グループ及び構成事業体(Constituent Entity)の特定

グローバル企業グループがGloBEルールの適用対象かを判定し、グループを構成する事業体(構成事業体)とその所在地を特定。

Step2:GloBE所得・損失(GloBE Income or Loss)の決定

財務諸表上の純損益からスタートし、一定の調整等を通じて各構成事業体のGloBE所得・損失を決定。

Step3:調整後対象租税(Adjusted Covered Taxes)の決定

財務諸表上の対象租税(Covered Taxes)を特定し、一定の調整等を通じて各構成事業体の調整後対象租税を決定。

Step4:実効税率(ETR)及びトップアップ税額(Top up Tax)の計算

国・地域別のETRを計算し、最低税率(15%)を下回る国・地域について、各構成事業体のトップアップ税額を計算。

Step5:所得合算ルール(IIR)と軽減課税所得ルール(UTPRI)の適用

Step4のトップアップ税額の割当てを受けた国・地域において、IIR/UTPRIによって課税。

29

GloBEルール適用プロセス①

Step 1 :適用対象となるグローバル企業グループ及び構成事業体(Constituent Entity)の特定

Step1-1:GloBEルールの適用対象となるグローバル企業グループの特定

- ・連結ベースで7.5億ユーロ(約1,000億円)の年間総収入の有無を基準に判定(収入閾値)。直前4会計年度のうち2会計年度以上で当該収入閾値を満たすグローバル企業グループがGloBEルールの対象となる。

Step1-2:グローバル企業グループを構成する構成事業体の特定

- ・グローバル企業グループは、持分や支配関係等によって結合した複数の国・地域に所在する構成事業体によって構成される。
- ・構成事業体(IIR/UTPRIの適用対象)には、連結財務諸表上の連結対象とされる事業体(法人のほか、別個の財務諸表を備えるパートナーシップ等が該当)とそのPEが含まれる。PEは、本店(Main Entity)及び他のPEとは別個の独立した構成事業体として取り扱われる。

Step1-3:除外事業体(Excluded Entity)の取り扱い

- ・除外事業体は構成事業体に含まれない(ただし、上記の収入閾値の判定においては除外事業体の収入金額を含める。)
- ・具体的には、政府事業体、国際機関、NPO、年金基金、及び最終親事業体である投資ファンド及び不動産投資ビークルに加え、これらの事業体に支配されており、かつ、これらのために資産の保有や投資活動等を行う事業体が該当する。

Step1-4:各構成事業体の所在地の特定

- ・原則として、課税上の居住地国がその構成事業体のGloBEルール上の所在地とされるが、課税上の居住地を視認できないような場合等には、設立地が所在地とされる。(ただし、PEや「フロースルー事業体(Flow-through Entity※)」については特別ルールあり。)

※ フロースルー事業体とは、「課税上透明体(Tax Transparent Entity)」と「リバースハイブリッド事業体(Reverse Hybrid Entity)」の総称。

30

GloBEルール適用プロセス②

Step 2 : GloBE所得・損失(GloBE Income or Loss)の決定

Step2-1: 財務会計純損益(Financial Accounting Net Income or Loss)の決定

- 各構成事業体のGloBE所得・損失の計算は、最終親事業体の連結財務諸表作成のために準備される、グループ内取引相殺前の個社の財務諸表上の純損益(財務会計純損益: Financial Accounting Net Income or Loss)をスタート地点として行われる。
- 個社の財務諸表は、原則として、連結財務諸表で使用されている、IFRSのほか主要国・地域で一般に受け入れられている会計基準(許容財務会計基準(Acceptable Financial Accounting Standards)、J-GAAPを含む)に基づいて作成されている必要。

※ 事業体の純損益は、①PEと本店、及び②フロースルー事業体とそのオーナー等の間で、一定のルールに従って配分する。また、全世界所得課税方式の下、PEで生じた損失が本店の課税所得計算において考慮される場合には、PEで生じたGloBE損失は本店のGloBE所得・損失の計算において費用として取り扱う。

Step2-2: 財務会計純損益の調整

- 各構成事業体の財務会計純損益に対して、主に税務・会計間の差異調整を目的として、以下の各項目を始めとした調整を加える。

【調整項目の具体例】

- | | | |
|----------|---|-------------------------|
| ✓ 税金費用純額 | ✓ 再評価法によって含められる損益 | ✓ 政策上の否認費用 |
| ✓ 除外配当 | ✓ 「GloBE組織再編成(GloBE Reorganization)」に関連した資産・負債の処分損益 | ✓ 過年度の譲渡と会計原則の変更に起因する損益 |
| ✓ 除外資本損益 | ✓ 非対称外国為替差損益 | ✓ 発生年金費用 |

Step2-3: 国際海運所得(International Shipping Income)の除外

- OECDモデル租税条約における国際運輸に係る規定(同8条)を踏まえて、一定の国際海運事業から生じる所得(国際海運所得及び適格付随的国際海運所得(Qualified Ancillary International Shipping Income))を除外。

31

GloBEルール適用プロセス③

Step 3 : 調整後対象租税(Adjusted Covered Taxes)の決定

Step3-1: 対象租税(Covered Taxes)の特定

- 財務諸表上の当期税金費用に計上された対象租税(主に所得に対する租税が該当)の金額をベースに、以下の調整を加える。

- ✓ 所定の調整項目による加算・減算(例:費用計上されている対象租税の加算、GloBE所得・損失から除外される所得に対応する対象租税の減算)
- ✓ 一時差異調整のための「繰延税金調整総額(Total Deferred Tax Adjustment Amount)」の加算・減算(Step3-2参照)
- ✓ 課税対象となり、かつGloBE所得・損失計算に含まれた金額に関する資本又はその他包括利益(OCI)に記録された税額の加算・減算

Step3-2: 一時差異及び税法上の欠損金に関する調整

- 税効果会計をベースとした繰延税金調整総額を対象租税に加算・減算することによる調整(Step3-1参照)。
- GloBEルールの政策上の観点から、繰延税金資産(DTA)及び繰延税金負債(DTL)について、GloBE上で認識される額を(名目税率ではなく)15%へ制限するとともに、認識された繰延税金負債で5年以内に租税の支払がない部分は、関連する過年度の対象租税の減少と取り扱う。
- 上記の繰延税金調整総額に代えて、GloBE純損失に係る繰延税金資産のみを考慮する簡素な一時差異調整ルールの選択も可能。

Step3-3: 対象租税の他の構成事業体への配分

- 本店所在地におけるPE所得に係る租税、配当の分配に対する源泉税、CFC租税、透明体税制による租税など、所得の発生している国・地域と異なる場所で課税が行われている場合には、当該所得発生国・地域の構成事業体にその租税を配分する(プッシュダウン)。

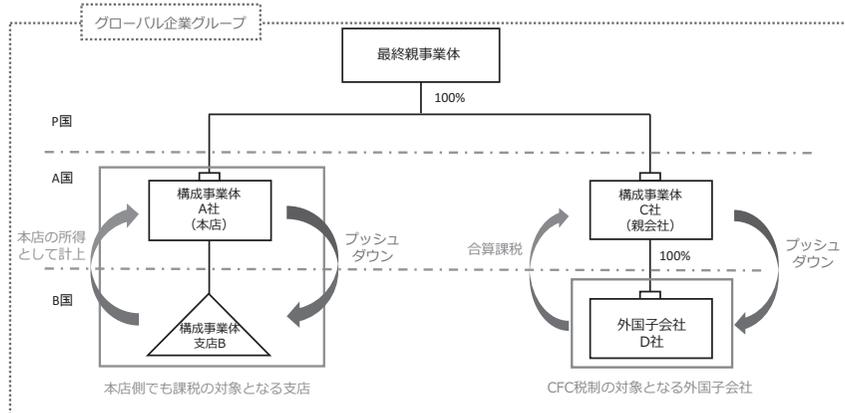
Step3-4: 申告後調整への対応

- 税務調査や修正申告等によって生じる過去年度に係る国内法上の租税債務の修正に対応するための特別ルール。
- ✓ 影響の重大な(国・地域別で年間100万ユーロ以上)租税債務の減少が生じた場合、関連する過去年度のETR及びトップアップ税額の再計算を求める。また、これにより生じた税額は、進行年度における「追加当期トップアップ税額」として取り扱う(Step5-1参照)。
- ✓ 逆に、租税債務が増加した場合、進行年度の対象租税の調整として取り扱う。
- ✓ 影響の軽微な(国・地域別で年間100万ユーロ未満)租税債務の減少が生じた場合、上記の2つのルールのいずれかを選択可能。

32

STEP3-3: 対象租税の他の構成事業体への配分

- PE (支店等) の稼得した所得は本店側の所得として課税されているため、PEに帰属すべき所得に対応する部分の税額は、当該PEの対象租税として計上する。
 - CFC税制の適用により親会社に合算して課された税額のうち、合算された外国子会社の所得に対応する部分の税額は、当該外国子会社の対象租税として計上する。
- (注) 外国子会社に配分される受動的所得 (GloBEルール上で定義) に係る対象租税の額は、当該受動的所得の額にトップアップ税率を乗じた額に制限され、超過した部分の金額は、親会社の対象租税に含まれる。



33

GloBEルール適用プロセス④

Step 4 : 実効税率(ETR)及びトップアップ税額(Top up Tax)の計算

Step4-1: 軽課税国・地域の実効税率及びトップアップ税額の計算

- 国・地域別ETRは、一国・地域の全構成事業体の調整後対象租税をGloBE純所得(Net GloBE Income)で割ることで計算。
- ETRが最低税率(15%)未満の場合、当該国・地域のトップアップ税率に対象所得を乗じてトップアップ税額(調整前)を算出。
- これに「追加当期トップアップ税額(Additional Current Top-up Tax)」を加算、所定の条件を満たした国内ミニマム課税(「適格国内ミニマムトップアップ税(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)」)による税額を減額し、当該国・地域の最終的なトップアップ税額を算出。

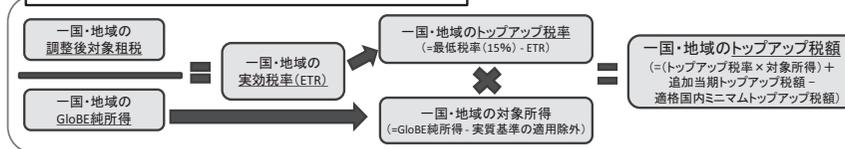
Step4-2: 軽課税構成事業体へのトップアップ税額の配分

- Step4-1で計算されたトップアップ税額を、その国・地域に所在する構成事業体(軽課税構成事業体)に対して、その有するGloBE所得の割合に応じて配分。(その後、Step5の課税規定により、軽課税構成事業体の親事業体等において課税)

Step4-3: デミニマスの除外とセーフハーバー(“GloBE Safe Harbours”)

- デミニマスの除外: a) 3か年平均GloBE収入(Average GloBE Revenue)が1,000万ユーロ未満、b) 3か年平均GloBE所得・損失(Average GloBE Income or Loss)が100万ユーロ未満の両者を満たす場合、当該国・地域のETR計算を不要とする。
- セーフハーバー: ETRが15%を超える可能性が高い国・地域に関するETR計算を不要とするなどの簡素化措置を、「実施枠組み(GloBE Implementation Framework)」において検討・開発予定。

国・地域別ETR及びトップアップ税額の計算プロセス



34

GloBEルール適用プロセス⑤

Step 5: 所得合算ルール(IIR)と軽減税所得ルール(UTPR)の適用

Step5-1:IIRに基づくトップアップ税額の支払義務が生じる親事業体の特定

- ・トップ・ダウン・アプローチ(原則):最終親事業体(Ultimate Parent Entity)が、全ての軽減税構成事業体のトップアップ税額に関してIIRを適用する一義的な義務を負う。最終親事業体がIIRの適用を求められない場合、下位の親事業体(中間親事業体(Intermediate Parent Entity))においてIIRが適用される。
- ・スプリット・オーナーシップ・ルール(例外):グループ外少数株主に20%超の持分を保有されている事業体(部分的に保有親事業体(Partially-Owned Parent Entity))がIIR導入国に存在する場合、当該事業体にIIRが優先適用される。

Step5-2:IIRに基づいて親事業体で支払われるトップアップ税額の計算

- ・Step4-2で計算された軽減税構成事業体のトップアップ税額に親事業体の持分をベースとして算出される割合を乗じて算出される金額が、支払うべきトップアップ税額として当該親事業体に帰属。
- ・相殺メカニズム:同一の軽減税構成事業体に関して、同一の資本構造内の複数の親事業体においてIIRが適用される場合、上位の親事業体に帰属するトップアップ税額を、下位の親事業体に帰属するトップアップ税額分、減額させる。

Step5-3:UTPRの機能と基本的なメカニズム

- ・最終親事業体がIIRを適用することが求められないケース等、軽減税国・地域で生じたトップアップ税額の全部あるいは一部がIIRの対象とされていない場合、IIRの対象とされていない部分がUTPRの対象となる(UTPRがIIRのバックストップとして機能)。
- ・最終親事業体の所在地が軽減税国・地域である場合、当該国・地域の軽減税所得から生じたトップアップ税額に関してUTPRを適用可能。
- ・所定の条件を満たす、海外展開の初期段階にあるとみなされるグローバル企業グループには、当初5年間UTPRは適用されない。

Step5-4:UTPRによる配分・調整のメカニズム

- ・Step5-3で特定されたUTPR対象のトップアップ税額は、適格UTPR導入国・地域(UTPR Jurisdiction)に対して以下の算式によって配分される。

$50\% \times \frac{\text{当該UTPR導入国・地域の全ての構成事業体の被雇用者数}}{\text{全適格UTPR導入国・地域の全ての構成事業体の被雇用者数}}$	+	$50\% \times \frac{\text{当該適格UTPR導入国・地域の全ての構成事業体の有形資産の帳簿価額}}{\text{全適格UTPR導入国・地域の全ての構成事業体の有形資産の帳簿価額}}$
--	---	--

- ・配分されたUTPRトップアップ税額は、配分先の国・地域において損金算入の否認あるいは同等の調整(所得・税額加算等)を通じて課税。

35

諸外国における第2の柱(GloBEルール)の実施に向けた取組み状況 (2022年9月時点)

OECD

- ・デジタル課税の第2の柱(GloBEルール)に関し、2021年10月、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、2022年の各国国内法導入と2023年(軽減税所得ルール(UTPR)は2024年)の実施目標について合意。
- ・2021年12月には各国法制化の基礎となるモデルルール、本年3月には当該モデルルールのコンタクトに合意・公表。

EU

第2の柱導入に関するEU指令

- ・2021年12月22日、本年前半までの全会一致での承認を目指し、欧州委員会がEU指令草案を提案。
- ・本指令案では、「BEPS包摂的枠組み」で合意されたモデルルールに沿った措置に加え、①同一国内のみで操業する企業グループ等に対しても所得合算ルール(IIR)の適用を求めるとともに、②各国において国内ミニマムトップアップ課税(DMTT)の導入を可能とすることを提案。EU指令採択後に、各国において法制化が必要。
- ・本年3月及び4月のEU経済財務大臣理事会(ECOFIN)において議論されたがポーランドが合意せず。6月17日のECOFINで再度議論され、ポーランドは賛成したものの、ハンガリーが反対に回り、採択に至っていない。10月のECOFINでの合意を目指している。導入時期は、2023年12月31日を想定。

米国

GILTI税制等の改正に向けた動き

- ・トランプ政権下の税制改革(2017年)の一環として、GILTI(Global Intangible Low-Taxed Income)税制を導入。米国法人が支配する外国子会社の全世界での税負担率が一定の水準に達するまで、米国親会社において課税する制度。現時点のGILTI税率は10.5%。
- ・2021年3月、バイデン政権の公約である「Build Back Better(BBB)」において、GILTI税制の改正等を提案(GILTI税率の21%への引上げ、子会社税負担率の全世界平均から個別平均への移行等)。
- ・GILTI税率を15%とする妥協案を含むBBB法案は2021年11月に下院通過したものの、上院審議は2022年に持ち越し。
- ・本年8月、BBB法案の名称を変更し規模を縮小した「2022年インフレ抑制法」が成立するも、GILTI税制の改正は含まれず。

英国

IIRに関する法案の公表

- ・本年1月11日、英国財務省が英国での第2の柱導入に関するパブリック文書を公開(メット:4月4日)。本文書では、本年夏に法案を提出後、2022年-23年財政法におけるIIRの法制化と、IIRは2023年4月1日、UTPR及びDMTTは最速で翌年4月1日の施行開始を提案。しかし、パブリックにおける他国に先駆けた施行に対する懸念を受け、6月、IIRの施行を2023年末まで延期することを公表。
- ・本年7月20日、第2の柱のIIRに対応する「Multinational Top-up Tax」に関する法案を公表。2023年12月31日以後に開始する会計年度から適用される。

36

新たな国際課税制度に係る今後の検討スケジュール

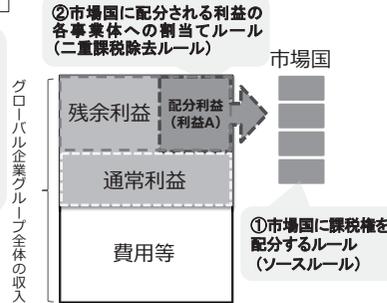
第1の柱(市場国への新たな課税権の配分)

国際的に議論中の主な課題:

- ① 市場国に課税権を配分するルール(ソースルール)
- ② 市場国に配分される利益の各事業体への割当てルール(二重課税除去ルール)
- ③ 多国間条約の発効要件
- ④ 紛争防止解決ルール

実施に向けた目標を以下の通り再設定。

- ✓ 多国間条約の署名式 2023年半(←2022年半ば)
- ✓ 多国間条約の発効 2024年中(←2023年中)



第2の柱(グローバル・ミニマム課税)

2021年12月	モデルルールの策定・公表(実施済)
本年中	実施枠組み(執行面のルール等)の策定

- ✓ モデルルールでは、自国に所在する事業体全体の実効税率が15%未満の場合に、他国において上乘せ課税されるのを防ぐための制度(国内ミニマム課税)が導入可能とされており、各国において導入を検討中。

国際的に議論中の主な課題: 対象企業の事務負担を軽減するための措置(簡素化措置)・情報申告制度
※実施枠組みにおいて決定予定。

令和4年度与党税制改正大綱(抜粋:国際課税制度の見直し)(抄)

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

3. 国際課税制度の見直し

経済のグローバル化が進捗し、デジタル技術が経済活動の隅々まで浸透する中、モノを中心とした時代に形成された国際課税原則(「恒久的施設(P E : Permanent Establishment)なければ課税なし」等)が適切に機能せず、市場国で公平な課税を行えないといった問題が顕在化している。

また、過度な法人税の引下げ競争により各国の法人税収基盤が弱体化するとともに、企業間の公平な競争条件が阻害されるといった状況が生じている。

こうした国際課税上の課題への対応は喫緊の課題であるとの認識のもと、本年10月、OECD/G20「B E P S(注) 包摂的枠組み」において、国際的な合意がまとめられた。本国際合意は、税制の不確実性をもたらす一国的な課税措置の拡散を防止する観点から、100年来続いてきた国際課税原則を見直し、市場国に新たな課税権を配分するものである。加えて、グローバル・ミニマム課税の導入は、法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともに、わが国企業の国際競争力の維持及び向上にもつながるものである。わが国は、B E P Sプロジェクトの立上げ時から、国際課税改革に関する議論を一貫して主導してきたところであり、本国際合意を強く歓迎する。

(注) Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転

今後、本国際合意の実施に向け、多国間条約の策定・批准や、国内法の改正が必要となる。制度の詳細化に向けた国際的な議論に引き続き積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進める。その際、わが国企業等への過度な負担とならないように既存制度との関係などにも配慮しつつ、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。

国際的な租税回避や脱税への対応については、引き続き、国際的な議論や租税回避の態様等を踏まえ必要な見直しを迅速に行っていく。また、コロナ後において見込まれる国境を越えたビジネスや人の往來の再拡大を踏まえ、非居住者の給与課税のあり方について、今後検討を行っていく。あわせて、国際課税制度が大きな変革を迎える中、国内法制・租税条約の整備及び着実な執行など適時に十全な対応ができるよう、国税当局の体制強化を行うものとする。

外国子会社合算税制の仕組み

- 外国子会社等の実質的活動のない事業から得られる所得に相当する金額について、内国法人等の所得に合算して課税。
- ただし、事務負担に配慮し、外国子会社等の租税負担割合が一定以上の場合には、本税制の適用を免除。

